矯正図書館

刑政

第四十七卷　九月號　第九號

プリズン・ワークとソーシヤル・ワーク（卷頭言）	正木亮	2
行刑に於ける勞作協同體	青木青四郎	5
情願にあらはれた收容者の情苦(二)	小川太郎	16
ナチスの行刑革命	ナサニエル・キヤンター	36
大阪刑務所防空演習實施狀況報告	吉永聰夫	45
雜報		60

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館

刑政



第四十七卷
第九號

プリズン・ワークとソーシャル・ワーク

わたくしが此の巻頭に於て論じ且主張することに關してわたくしは時時知人から忠告を受けることである。そして、その忠告の要點はわたくしが行刑當路の末席をけがすが爲めにわたくしの主張はわたくしの行刑事務乃至司法事務の範圍を出でてはならぬといふのである。

しかし、おそらく行刑の事に關し又刑事政策に關することに位簡單に解決のつきかねるものはないのである。卽ち、それらの仕事は役人が只與へられたる範圍に於てこつこつと掌るだけの仕事として考へればそこに行き過ぎることもない代りにそこには又何等改良進歩の期待すべきものはないのである。かかる範圍内に於て見るわれらの仕事を稱して一般にプリズン・ワークといふ。わたくしたちが役人として忠實に事務を遂行するのは蓋しその意味に於てのものであるのである。

少くとも過去百年の行刑史を按ずるとき、殊に最近五十年間に於ける經過を顧みてわれわれクリミナリストが如何なる立場に置かれて居るかを反省するときわれらの立場ほど二元的な立場を與へられて居るものは他に之を見出さないのである。例へば、從來のイギリスに於ける行刑當局を見よ。彼等は行刑事務家としては死刑や體刑を忠實に持ちこたへながらハワード・リーグ(刑事改良協會)の一員としては之に反對の叫びをつづけて居るの

である。又前號に於てわたくしが引例したアメリカのマーセル氏は氏が現に事務としては感化や行刑に關することを司りながら而も氏はクリミナリストの立場に於てかの行刑改良二十三ケ條を提案して居るのである。

數へ來れば、何れの國と雖この種の事務家的改良家的立場にある幾人かがあることは何人も之を認めるところ、現に國際刑法及監獄委員會に立ち合ふ人人は自己の事務家的立場よりももつと高次な理想を遠慮なく吐露する人人ばかりである。彼等のその立場に於ての行刑乃至刑事改良事業をわれわれはソーシャル・ワークと名づける。

われわれは過去の歷史に於てこのぬるのやうな立場にあり乍ら而もソーシャル・ワークとして奮鬪されたが爲めに今日の刑事文化をもたらした先輩を澤山見出すのである。然もそれらの人人が決して社會から又その所屬する官廳から非難を蒙らざりし所以のものは彼等が衷心より自己の榮譽や地位や富貴を超越して人類社會の福利なりと信じて道破するその衷情の買はれたるが故ではなからうかと思ふ。わたくしは日日行刑の細かな事務を扱ひそこに又いろいろ改良して見たい幾多の點を見出しながら而も役人として守るべき規律を紊すことなきを恐れて居る。しかし、その恐れを一個人となり書齋にとぢ籠るわたくしとなつてまで維持することが果して忠良なる國家の一員なりや否やを疑ふのである。わたくしは從來の慣習やしきたりや便宜などに囚はれて國家全般の爲に福利なりと信ずることを犧牲にする必要はあり得べからざることと思ふ。

わたくしは前號に於て行刑事業の歸屬點と題してかやうな立場から行刑局の省外局案を提示したのである。しかし、わたくしは右の如き確信の下にかくすることが國家の爲めに最も得策なりと主張したのであつて、又かくの如き改良意見を當局に要望することを使命とするのが本誌の生命なのである。本誌は各國の監獄協會が持つて居るその機關雜誌と同じやうにその國の刑事改良のパイロツトたるの地位を保有せねばならぬものだとわたくしは思ふ。だから、わたくしは本誌に於ては敢て卷頭言のみならずその總ての部分に於て改良意見が提示せられることを許されて居るものだと信じて疑はない。

昭和九年八月廿一日夜

正木亮

行刑に於ける勞作協同體

青木誠四郎

內容

一、行刑の教育的目標
二、行刑の方法上の基本觀念としての勞作協同體
三、具體的方法としての勞作協同體

一

行刑が受刑者の教育を企てるにあたつて、もし、私達が個人的な個人の完成を目標とするのであるか、社會的な個人の完成を目標とするのであるか、と問はれる事があつたならば、私達は直ちに、勿論それは社會的な個人を求めてゐるのだと、躊躇なく答へるだらう。行刑は受刑者の社會適應性を培ふのだとする通念が、これに應じて思ひ浮べられるからである。

然らばいかにして、この社會適應性が培はれるのであるか。私達はこれに對しても、それは社會生活の必須條件としての職業の能力を培ふことによつてと答へ、戒護たる訓練の効果、教誨による反省悔悟によつてと答へるかも知れない。併し、それ等は、いかなる基本的態度によるかについては、尙問題がありはしまいか。私はこゝにこの問題について考へたいのであるが、いまこれに先だつて、まづこの社會的な個人の完成と云ふことの意味について少しく省みて見たい、と思

ふ。

私達が人間生活について考へるとき、往々にして人は恰も一人で生活するかのやうに幻想し易い。併しあらゆる人の生活が他の人との生活の聯關なしに考へられないことは自明である。私達はかのナトルプが人は個人である前に社會人であるとした考へにいつも一つの眞理を見出すのである。けれども、私達が人は社會的な存在であるとするのは、單にかく人と人との聯關が存し、人々が相集つて生活するのが、人間生活の實相であると云ふの意味ではない。そこに一つの共通の目的があり、その目的に協同する點に、所謂社會の本質のあることを強く明かに、認めなくてはならないのである。社會的とは、實は協同社會的と云ふことに外ならないのである。從つて社會的な個人とは、この社會に於て協同の一員として生活に參加するの意味でなくてはならないのである。こゝに私達は家族の一員であると共にこれが生活に協同するものであり、國家の一員であると共にこれが發達に協同するものなのである。私達は人間の現實生活の姿を玆に見出すのである。

教育はかゝる現實の人間生活の姿に則して打ちたてられなくてはならない。かるが故に私達の教育は、協同社會の一員としての人を育成することに、その目標をおかねばならないのである。

これを所謂教育學說について見る。ヘルバルトの教育學が、今日昔日の勢力を失つたのは、その主智主義的傾向の半面に個人主義的色彩の濃厚であつたためであつた。ウイルマンがヘルバルト學派から轉向して、社會教育學を信奉するに至つたのもかゝる人間性についての認識の深められたのに因を發してゐると云はれてゐる。今日所謂社會的教育學が强い力を以て教育の動向を左右してゐるのもかゝる現實の人間生活の認識に基づいてゐる主張であるからである。ケルシエンシタイネルも亦この現實生活の形態を忘れず、勞作によつて個人を社會的な存在とすることが、教育であると說いてゐるのである。

かやうにして、教育は人をして協同社會の一員として具ふべき知性と技能と性格とを培ひ、またその根本として協同の意志を養ふことを任務とする。この意味で教育は、社會的なものと云はれるのである。行刑の教育たる意味も全くこゝにあると云はなくてはならない。その社會適應性の培養とは要するにかゝる協同社會の一員たる意志と知性と技能と性格とを培ふことにあるのである。云ふまでもなく行刑は、その對象とする受刑者に於て、やゝ異る性格構造を見るのではあるが、その教育の根元的な意味に於ては、かやうに上に述べる考想にはづれなくてはならない何物もないのである。

これ等の教育の目標は、すでに多くの人によつて說かれてゐるところである。私が特にこゝで考へようとするのは、かゝる基本的な考想によりかゝる目標に向つて進まうとする行刑がその方法として、いかなる形をとるべきかの問題である。

行刑の方法上の問題を見るとき、何よりも先に私達の眼に映るものは、従來の行刑のとつた遣り口と方法とである。オツテンハイマーは、(一)従來の教育について、それが權威により注入的に、抑壓的に行はれた事實を指摘してゐるが、それは不幸にしてまた従來の行刑の方法上の欠陥を指摘してゐると云つてよいのである。従來の行刑を見ると、刑務官は往々にして職務上の權能による權威をもつて、受刑者を威壓してその服從を求め、これによつて社會復歸の訓練を行はうとするの趣があつた。正木學士が「今日の行刑に於て特に缺如して居た點は、囚人の自立の精神と自治の精神とであつた。さうして、その缺如は行刑が全く他動的教育と觀念されて居たからであつた。」(二)と述べてゐられるのは、また全くこの事實を指摘されたものと云つてよいであらう。

刑務官のつとめて威嚴に訴へて諸種の事項を遂行しようとする事實や、又それに備へて設けられてゐる諸種の具體的施設の形態は、よくその現實の姿を私達に示してゐると云ふべきものがあるのである。

けれども、受刑者のかゝる威壓に對する服從が、果して、眞の責任感と義務遂行の意志、即ち社會協同の意志に基づいて生ずるものだと斷言し得ようか。またこれによつてこの協同への意志を基本とする社會的な知性と技能と性格とを培ふことができると言ふことができようか。私はこれに對して否と云はねばならないのを遺憾とする。もしかゝるものがあれば、それこそポツペルロイター(三)が私達に示した「見せかけの意志」(Scheinwillen)に他ならないであらう。私達はかゝる意志を眞の意志と見ることはできない。而してこの意志なくして、社會的な知性と技能と性格とは生れ得ないのである

眞の社會協同の意志に、最も欠くことのできないものは、この社會協同の自發的意志である。この自發的意志は、威壓によつて生れるものではあるまい。威壓は受刑者を受動的な位置にたゞしめる。云はれなければやらない。叱られなくては動かぬ人間とする。これはまさに自發的意志の反對である。この受動的な態度に於て生れるものは、恐怖による萎縮である。動きはたゞ恐怖による動きである。そこには犧牲獻身による協同を見ることはできない。しかもこの恐怖による動きも、壓力の一度去るや、反動を招來しないではゐないものである。そこに刑務官の背後に反抗をなげるものがあり、釋放後の危險のはらむものがあるのである。

かゝる場合、この自發的意志をよぶものは、ブーゼマンの所謂興味である。(四)この場合社會協同に對する努力の意志である。而してこの興味こそ生の喜びと希望とによつて生れ、自我の生命の躍動によつて生れるものなのである。そこに私達には、受刑者の自我に——即個性に——則した處遇を要望するものがあるのであるが、それと共にこの自我が、自ら社會協同の一員として、自らの力を自覺し、また自らの活動が社會協同に於て欠くべからざるものであるとの確信を得しめるやうな處遇を設けなくてはならないのである。(五)こゝに木村教授の所謂構成的方法がもたらされるのである。

かやうにして、行刑は受刑者に自らの自覺とその協同に於ける自己の位置についての確信とを導かなくてはならないのであるが、こゝに私達はまたこれ等が觀念によつて體得し得るものではなくて、實際の生活によつて體得し得るものでなくてはならないことを知るのである。

でないことを知らなくてはならない。私達はかゝる自覺と確信とを培ふと云ふ場合に於てともすると在來の傳統に從つて觀念的に納得せしめることをもつて、その方法としたがるだらう。併し觀念によつてかゝる自覺と確信とを導くことは、殆んど望むべくもない。知ると云ふことは、實踐し得ることゝは多くの距離をもつてゐるのであり、しかも私達の目途するところは實踐にあるのだからである。私達は、こゝに、教育の實踐體得のうちにこの協同的方法を導き入れてこれによつて實踐的な訓練をなし、以つてこの自覺と確信とを、從つてこれを基とする知性と技能と性格とを、體驗の上に礎かなくてはならぬのである。

この體驗を導く實踐的方法こそ、勞作協同體の結成と、そこに於ける同僚的關係による協同の實踐とである。受刑者はこゝに於て一つの相互的な協同社會のうちにあつて、その協同的な種々なる勞作によつて、適當なる嚮導を得てその自己の力に對する自覺と社會の欠くべからざる一員たるの確信を培ふと共に、その勞作を通じて社會協同的な知性と技能と性格とを培ふことができるのである。

私は、この勞作協同體の形態を行刑の實際が具へる事によつて、そこにはじめて行刑の社會教育的立場の基礎がおかれるのであると信ずる。でなければ、受刑者の意志は、個人的に動き、培はれる知性と技能と性格とは、單に利己の具となり終らないと保し難いことをおそれるのである。

(一) Ottenheimer, H., Sozialpädagogik im Strafvollzuge. 1931, S. 15
(二) 正木學士四人の感化とその方法「教育」昭和九年八月第二〇頁。

(三) Poppelreuter, W., Psychokritische Pädagogik., ff. 5.
(四) ブーゼマンは、興味とはたゞ面白いと云ふことではない。一つの對象に對して、創造の努力を以つて對することを云ふのであるとして、興味を意志の一つの態度と解してゐる。
(Busemann, A., Pädagogische Psychologie. 1932, ff. 94.)
(五) 木村教授刑事政策の諸問題」一九三三第八七頁以下

三、

然らばかゝる行刑の方法の基本的考想としての勞作協同體による教育は、いかなる具體的な形態によつて實踐することができるか。私は以上のやうな行刑の基本としてこれを考へるに止らず、更にこの具體的な實踐形態について少しく述べて見たいと思ふ。

私をもつてこれを見れば、いま行刑の當事者が以上のやうな觀念にたつて、その指導態度をこの上に築くことができれば今日の行刑の内容はかやうな考想の實踐に最も近いものを有つてゐると考へられる。(一)

まづ今日の行刑に於ては、如上の勞作協同體を最も具體的な形で組織し得る「作業」が行はれてゐる。言ふまでもなく刑務作業は受刑者をしてその生活能力を增進せしめる目的と共に、また道德的意味を有つてゐるものである。(二) 卽ち受刑者はこれによつて生活に資する技能を習得し能率を增進すると共に、勞作の精神的意味を體得しなくてはならないのである。而してこれ等

はすでに述べた行刑の社會教育的性質をもつて行はるべきものであるから、この眞の道徳的意味を徹底し、眞の意味に於て生活能力を増進するとせば、こは個人的な形でなしに社會協同的な形をもたねばならないのである。而してその實踐的な姿を求めれば、これが勞作協同體の具體的な形態となるのである。

そこで、いま作業の勞作協同體としての實施について考ふるとすれば、何よりもこの作業が、單に個人として賦課されるやうな方針について一考を要するのである。さやうな方針は往々にして受刑者の利己的態度を養ひ、反社會的な傾向を誘致し易く、從つて作業の眞の意味が體得され難くなるのである。從つてこれを勞作協同體の形態を具へしめようとするに於ては、作業の賦課が、協同的動作を必要とする組織に於て行はれなくてはならない。それには、作業の性質が一團の人々の相互協同的な動作を求めるものであれば、これに越したことはない。もし個人作業の形をもつものであつても、その生産高の計算は一團の人々の協同的な結果としてこれを認め、以て協同的な精神の具體的な形をそこに見出さしめる工夫をもたなくてはならないと思ふ。

而してかくの如き勞作協同體としての作業集團は、形成にあたつて、直ちに圓滿な活動を營み得るものでないのであるから、その指導を必要とするのであるが、この指導のためにも、また協同意識の明確なものをもたしめるためにも、その人員は多くとも五人の程度で組織されなくてはなるまい。多人數は指導を困難にすると共に、一種の群集心理を醸成するおそれがあるからである。而してかゝる小集團に對して協同的な作業賦課をすれば、こゝに各受刑者は、各自らのその集團に於ける位置を自覺し、指導のよろしさと相挨つて、社會協同の意志を喚起し、またこれによつて社會協同的な技能と性格とを敎養することができる組織をとり得る內容をもちつゝ、一方に於て個人的賦課を重く見て、威壓に對する個人の責任負擔を痛感せしめるに度を超えてゐると云はねばならないが、二方に於ては、かゝる個人の大集團を協同意志を稀薄にしてまとめようとして、圓滑ならざる處遇に困惑してゐるの趣が少くないのである。勞作協同體の組織は、この點に於て今日の處遇に一つの新生面を拓くことができると信ずる。

刑務作業に於ける勞作協同體の實現は、これが最も具體的かつ現實的な協同を要求する點に於て、最も重要な社會協同性涵養の道と考へられるのであるが、併し行刑に於ける勞作協同體の役割は、單にかやうな筋肉勞作に於けるものと限られてゐない。私達は受刑者の生活訓練の全體に、この方法のとられなくてはならないものがあると信ずるのである。何となれば、その生活全體が社會協同的なものとならなくてはならないからである。

これがためには、上のやうに作業の相互協同賦課と共に、この作業を含むその日常生活の訓練、即戒護に於ても今日の如き單なる孤立强制的な處遇を離れて、相互協同的な性格陶冶の指導方法を考へなくてはならない。今日の戒護はたとへ尤もな理由ありとするも、受刑者相互の談話を禁じて、その相互の社會關係を絶緣し、刑務官の一方的指導によつて社會的性格を培はうとしてゐるかに見える。けれども、かゝる方針を一貫することを以て、かゝる目的を達することは、恐

らく不可能であらう。彼等が社會にいづるの日、何人がかゝる沈默の生活を送り、何人がかゝる一方的指導を受け得るかを考へれば明かである。私達は、何等かの方法によつてこの孤獨强制の戒護方法を打開しなければ、社會協同性の培養に望みを絶ち、從つて行刑の目標に望を絶たなくてはならないのである。上述のやうな、作業の勞作協同體的進行は、おそらく必然的にこの孤獨强制の戒護を破り、そこに一つの性格陶冶の道が開けると信ずるのであるが、それと共に受刑者はこゝに一つの社會適應性が得られ、社會協同的性格が培はれるのである。かの累進處遇に於ける自治の制度の如きもかゝる協同社會の實現に向ふことによつてその意味が徹するものと云ふべきであつて、この精神なくば、そは何等の行刑上の意義をもち難いものと云はなくてはならない。

かく私は、今日の行刑に於て、小集團の勞作協同體を組織することによつて、作業に於ても、訓練に於てもその相互協同的な教育を求むべきものと信ずるのであるが、たゞこれ等が直ちにすべての受刑者に一樣に行はれ得べしとは思はない。まづ私達は、かゝる協同體に於て協同的動作をなし得るやうな準備的な訓練を必要とするだらう。その間には、受刑者は、個人的な作業賦課に於て指導者の下に訓練をうけなくてはならぬ。そして、この基礎訓練が、その協同的生活に對して十分なものを認めしめた時に、可及的速かに勞作協同體の集團にうつすだけの手續を要することゝ思ふ。けれどもかゝる訓練によつて寬はれた受刑者の性格が、協同生活に適しない場合には——實はこれは彼等に致命的なことであるが——これが基礎訓練は尙繼續して行はれるであらうし、また時にはかゝる訓練から除外する場合も豫想し得るのである。(三)

以上の如くして、私はそこに尙多少の技術上の微細な考慮を必要とするとしても、今日の行刑により以上徹底した教育としての形態をそなへるために、そこに勞作協同體の實現を要望するものである。最後に私は、かゝる方法上の工夫の實現は、決してなし能はざるところでないのみでなく、基本的な指導精神のあるあらば、いはゞ些細の組織の變更を以て實現し得ると云ふことを附加しておき度いと思ふ。

(一) 學校教育などはその指導者と兒童青年の人員の關係上これに比べて、かゝる協同體の導入は、より困難な事情にある。

(二) 作業の目的は……倫理的に觀察ずれば、受刑者をして人として働かねばならぬと云ふ道德法を行はしめること……法律的に觀察すれば刑の感化目的を盡す手段であり、さうして經濟的に觀察すれば成るべく多くの收益をあげることが目的となるのである。……正木學士、監獄法概論、昭和七年第一〇二頁。

(三) けれども、かく云へばとて、これは大部分の受刑者を孤獨强制的に處遇し、個人的に作業せしめるものではない。それと反對に大部分の受刑者が、勞作協同體のうちに生活することゝなるべきである。

情願にあらはれた收容者の情苦（二）

小川太郎

目次

一　序
二　情願者（以上前號）
三　情願の種類及その傾向
1、生命　2、身體　3、健康　4、日常の物質生活　5、社會生活　6、勞作（以上本號）
7、財産　8、思想信仰　9、慰安　10、衡平　11、保障　12、職員
四、結　語

三

上來情願者の性質を論じて來たが、次にかゝる情願者に依つて如何なる情苦が訴へられてゐるか、卽ち情願にあらはれた『收容者の情苦』如何といふ本篇の主題とするところに入る。

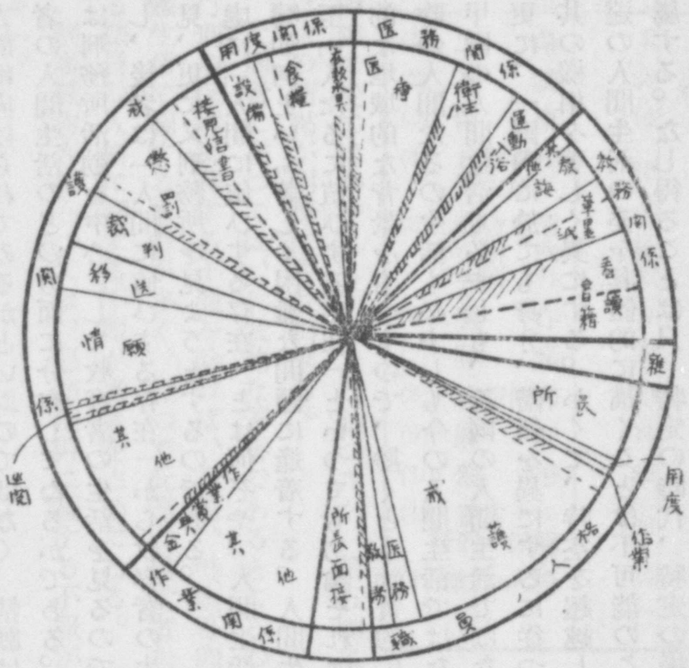
昭和二年より昭和八年に到る間の情願書二三六通は、一、一七九個の情苦を表はし、刑事被告人と受刑者とを取りまぜて次に揭ぐる様な經過を見せてゐる。

第十四表　情苦數

昭　2	214
昭　3	153
昭　4	160
昭　5	177
昭　6	281
昭　7	118
昭　8	76

此の一、一七九個の情苦は大體二百個內外の情苦の種類に分布されてゐるが、（人間の具體的な苦痛を僅々二百種內外に分布されてゐるなどといふのは些かドン・キホーテめくが、刑務所に於ける單調な規律的生活の裏にもこれ程の苦痛の種類があると考へるならば、寧ろ其の多數に驚くべきではないか）今情願の記述から直接に——直接であることは情願の記述が其の性質上、多く刑務所の職能に付て行はれてゐるから勞ひ刑務所の職能を中心とすることになるのだが——分類を施すと大體第四圖の様な分布を示す（一）

第四圖　情苦ノ對象ノ分布


衛生
運動浴
娯樂
讀書
筆墨
書籍
所長
用度
作業
被告人
職員
醫務
所長面接
其他
金錢物品
作業關係
其他
情願
訴訟
刑罰
戒護
設備
食糧
接見信書
衛生
醫務
戒護
所長
用度
作業
戒護
職員
被告人
所長面接
醫務
其他
作業關係
戒護關係
其他
情願
訴訟
刑罰
戒護
設備
食糧
接見信書
衛生
娯樂
讀書
筆墨
書籍
所長
用度
作業
被告人
職員
醫務
所長面接
其他
作業關係
戒護關係
其他
情願
訴訟
刑罰
戒護
設備
食糧
接見信書
衛生
運動浴

に屬する。第四圖は寧ろ、收容者の人間生活を中心として、更正されねばならない。でなければ我々の當面の評價の對象にはなり得ない。

卽ち、此處に問題としてゐるのは、情願は行刑活動のどの方面に向けられてゐるかといふのではなく、情願は收容者の人間生活のどの方面に分布してゐるかである。前者は刑務所活動を中心として收容者の生活を見るのであるし、後者は「人間に値ひする存在」から收容者の生活を見、更に又刑務所を見ようとするのである。

此處に「人間に値ひする存在」とは何ぞや、人間生活の範疇如何といふ著しく困難な問題に逢着する。人間生活乃至「人たるに値ひする存在」といつても勿論それは時代的な地域的な背景をもつもので、尠くとも物質的には、昨の人間たるの生活も必ずしも今の人間生活ではない。甲國の人間生活も必ずしも、乙國の人間生活ではない。更に、一國內に於ても身分、階級を異にするに從つて、其の樣相を著しく異にする。かくて、時空を超越した永遠の人間生活の姿を具體的に描くことは不可能のことに屬する。なし得ることは只、特定の時代、特定の場所に於ける平均的な人間の生活を描くことだけである。

惟ふに、現代に於ける人間の生活は左の十點に具體化されてゐる。卽ち、(1)生命、(2)身體、(3)健康、(4)日常の物質的生活、(5)家庭、(6)勞作、(7)國家社會生活（名譽を含む）(8)財產、(9)思想信仰、(10)慰安。更に此等の基調として、(11)衡平が擧げられる。人の活動は、現代に於ては此の何れかに屬する。「人たるに値ひする存在」の最低限界は此等の範疇の量的な考察の上に築かれる。勿論、生命、身體、健康及物質的生活は人間存在の本源的な前提であるが、他のものに在つては其の限界は量的には明確ではない。然し此處に此問題の詳說を爲すことは本篇の趣旨に反する。論理の進展上未熟のまゝ提言するも又已むを得ない。

囚人の生活も人間たるに値ひする存在でなければならぬ以上、量に於ての差こそあれ、それはこれ等の範疇の上に成立する。たゞ、自由刑の執行として拘禁隔離の狀態におかれてゐる關係から、其の家庭生活、社會生活が制限せられ、又彼等に當面する職員の人格が他から抽き出されて、一つの大きな生活の題目となるなど趣を異にするものはある。(三)卽ち第十五表の各事項に變形される所以である。

前揭一、一七九個の苦訴は囚人生活のシェーマを觀點とするとき第十五表に揭ぐる樣な公布狀態を示す。

第十五表　情苦の分布

		受刑者	被告
(1)	生命	2	—
(2)	身體	128	9
(3)	健康	114	17
(4)	日常物質生活	78	23
(5)	社會生活 (a)內部 (b)外部	48 102	6 16
(6)	勞作	57	1
(7)	財產	28	1
(8)	思想信仰	99	50
(9)	慰安	14	1
(10)	衡平	52	13
(11)	刑ノ執行ニ當リ保障ヲ要スル人格	126	12
(12)	職員	169	13
	計	1,017	162

第四圖に於ては必ずしも明かでなかつたが、第五圖に於ては次の諸點が明瞭に看取出來る。

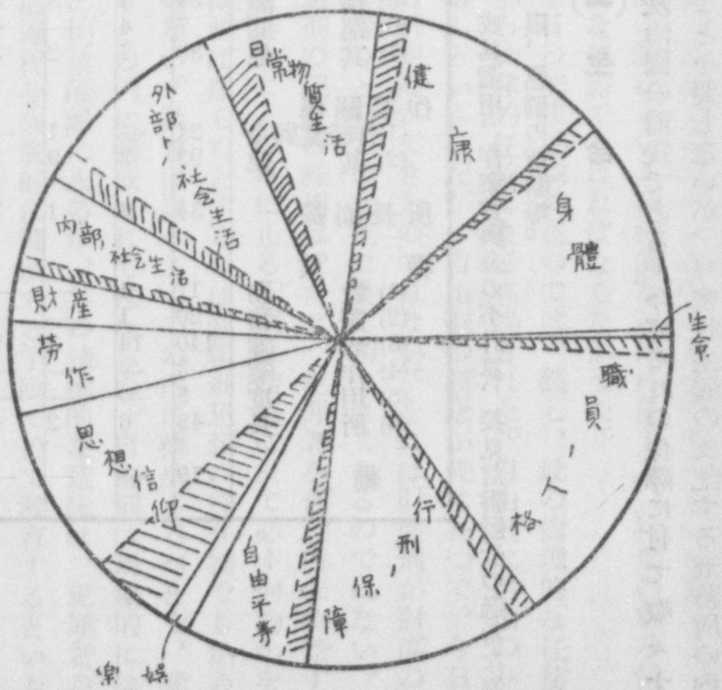
(a) 受刑者に在つては、形式的な苦訴であるところの行刑の保障に關する不服を除けば、身體、健康等肉體生活に關するものが多く、從つて此等の擔當者たる職員の人格に關する不服が多きを占めてゐる。

(b) 刑事被告人に在つては、思想信仰に關する不服が多い。

(c) 拘禁生活といふ限定された生活の裡にも程度の差こそあれ、人間生活のあらゆる方面に其の不滿がある。

(d) 受刑者と刑事被告人とのそれを比較する時、夫々

第五圖　情苦分布圖



人間生活の特定の發展段階を示し、立法傾向乃至行刑實踐の跡を反映してゐる。

etc.

だが靜的な總說的なかゝる觀察から得るところのものは少い。直ちに各範疇に於ける苦訴の分布と趨向を見よう。

	被告人	刑受者	ニノ犯モ想ルモ内係 被告	ニノ犯モ想ルモ内係 刑受者
籍紙誨他	40	36	37	8 1 —
書讀墨	10	27	8 1	
係關看筆教其	1	39	1 —	
務(1)	1	10		
(2)				
(3)				
(4)				
浴生療	7	25	7 3 3	
入	5	37		
係動	6	60		
關運衞醫				
務				
(1)				
(2)				
(3)				
具糧備	7	8	6 9 5	
寢	10	41		
係類	5	21		
關衣食設				
度				
(1)				
(2)				
(3)				
書罰判送願閲他	15	32	12	
信	11	48	10 —	
係見	1	35	— 3 4 5	
關接懲裁移情巡其	4	30		
護	4	84		
(1)	7	7		
(2)		89		
(3)				
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
金他		21	— 1 3	
與	3	93		
賞	3	34		
係				
業			— 9 —	
關作其		17	1	
(1)	1	20	1	
作	14	140	— 3 —	
(2)		3		
面		5		
接		45		
員		19		
務務護業度長	6		4 —	
教醫戒作用所				
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				
(6)				
雜	2		—	

(一) 此の圖の作製の根據となつた數字は次の如し——尙參考上思想犯に屬する收容者の情苦を抽出する。

(二) 此の點につき寺光忠氏「行刑警察」(刑政四七卷三號)は戒護の職權の廣くなつてゐることを語られてゐる。

(三) 刑務所の內部に於て人たるの生存を確保する爲めには刑罰の無用の威嚇力を廢棄すべしとする見解につき正木亮氏「行刑法改正の基本問題」(刑政四十四卷六號)一〇頁以下、其處には此處に所謂人間的存在の各範疇がいはれてゐるのではないが、其の範疇と現行監獄法規との摩擦點について例示的に語られてゐる。獨居拘禁の問題、交談禁止戒具濫用、作業賞與金の不計算、接見信書發受の過當な制限、懲罰の苛酷等。

(一) 生命

法治國の前提である。今更これの保障に付て呶々することを要しないが、只密行主義の支配する刑務所の內部に於ては、この保障から派生したところのものとして當然爲されなければならぬ手續がある。(法二十二條、則

一七七、一七八)

生命の保障に關する直接の苦訴は流石に情願中にも見當らぬ、只間々、食物中に毒の混入云々の事項を漏らすものはあるが、これは食物の粗惡の誇張乃至は精神病的一特質を示すものと見るべきである。尤も、生命を奪はれたものに付ては、勿論其の情願を聞くことを得ないが、これは他の、例へば變死事件の報告等に依つて調査すべきであつて尠くとも本篇の問題ではない。調査範圍內の情願書中には自殺者を檢屍しなかつたといふ手續違反が述べられてゐるだけである。其數も昭和二年度に一件、昭和八年度に一件で、極めて少數である。

(二) 身體

現行監獄制度は、身體の保障に數々の條項を費してゐる。(例へば法第十一條、第十九條、第二十條、第六十條第六十一條、第六十二條、則第四十八條乃至第五十一條第百五十七條、第百六十條乃至第百六十三條等及刑訴第九十二條(一))假令、今日の教育刑思想の明白な根抵の上に築かれてはゐなかつたとしても、刑の執行を刑務官吏の專恣に委ねて、濫に、收容者に肉體的苦痛を與へることをそれは許さなかつた。

行刑が拘禁といふ身體的害惡を必然的な手段とせねばならね限りに於ては、その身體的害惡を極少に止めることは、人權の保障といふたゞに消極的な意味に於ても、人間の敎化といふ積極的な意味に於ても、行刑の寧ろ倫理的な任務でなければならなかつた。

今日の法律思潮に在つては、然し、此の倫理的な任務は寧ろ法律的任務にまで高揚された。自由刑は自由のみを奪ふといふ。だが、自由刑の概念が先に在つて、今日の行刑組織ができたのではない。それは財產刑が財產のみを奪うと等しい意味に於て謂はれてゐるのではない。自由刑の現實の樣相は、たゞ、犯罪者を刑務所に拘禁するといふことのみに止る。刑は結果に於て必ず何物かを奪はねばならぬとするのは應報刑思想の殘存物でしかあり得ない。敎育は與へるものの內に構成さるべきで、奪ふことの內に構成されてはならぬ。自由刑は現象的には單に拘禁隔離に止るが、其の積極的な意味は、犯罪者の生活過程を强制的に統制する手段に於て敎育するといふことの內に在る。强制的な生活過程の統制の本質は敎育する——與へることの內に構成さるべきだが、然し技術的にはそして第二義的には、拘禁を手段とすることに依つて明瞭に奪ふ道程である。自由刑が自由を奪ふとする

のは此の意味に於てのみ眞實である。

だから自由刑の執行に於て奪ふことを許されるものは只强制的な生活過程の統制上必要なもののみに止る。拘禁といふ事實はこの本源的なものであり、身體に關しては前揭條項の如き規律上の種々な制限が、附隨的なものとして存在する。假令法令に於て特段の規定がなくとも强制的な統制上必要あるものは當然執行の具體的内容として是認さるべきだが、(例へば刑務官吏の常時的追隨即ち所謂戒護、懲罰取調中の獨居拘禁等) 强制的統制の必要上單に便宜であり簡便なりとしても、手段に於て人間を無視するものであれば、それは法律の根據の上に築かれねばならぬ。例へば、在監者の懲戒に關しては、法第六十條の規定に基かねばならぬのであつて、假令、特別權力關係下に在つても、他の懲戒方法は許されぬ。(二) それは刑の執行が人間的生活過程の强制的統制である意味に於て、人間に値ひする存在を無視することの出來ぬ法理上の根據に職由する。

此の點に關し情願者は次の如き苦訴を披瀝する。(第十六表)

第十六表　身體に關する苦訴の分布

	刑受者	被告人	昭2	昭3	昭4	昭5	昭6	昭7	昭8
(1) 暴行ヲ受ケシトスル者	59	4	11	13	7	4	13	11	4
(2) 戒具ヲ不當ニ使用スル者	21	2	4	4	5	1	6	2	1
(3) 肉體的懲罰ヲ不當トスル者	13	—	5	—	4	—	4	—	—
(4) 獨居ノ不當ナル鎭靜房等ニ入ルスル者	19	2	2	2	2	3	8	2	2
(5) 其他	16	1	1	2	5	2	3	3	1
計	128	9	23	21	23	10	34	18	8
總情苦	1.017	162	214	153	160	177	281	118	76

これを對比の便宜上總情苦を一〇〇とする百分率に更正すれば次表 (第十七表) の通りであつて、身體に關する苦訴の全體は受刑者に在つて一二%、刑事被告人に在つて六%で、寧ろ此問題は刑事被告人の問題たるより受刑者の問題であることを示して居る。其の内暴行を受けたりとするものが總情苦に對し六%を占め、身體に關する苦訴中約半數を示してゐる。刑事被告人に在つても暴行に關するものが多くを占めて居るが、それは大體三分の一である。但し此處に注意しなければならぬのは懲罰が豫想以下に少いことであるが、これは懲罰中身體に關

第十七表　身體に關すの苦訴の百分率

	刑受者	被告人	昭2	昭3	昭4	昭5	昭6	昭7	昭8
(1) 暴行ヲ受ケシトスル者	6	2	5	9	4	2	5	9	5
(2) 戒具ヲ不當ニ使用スル者	2	1	2	3	3	1	2	2	1
(3) 肉體的懲罰ヲ不當トスル者	1	—	2	—	3	—	1	—	—
(4) 獨居ノ不當ナル鎭靜房入ルスル者	2	1	1	1	1	2	3	2	3
(5) 其他	2	1	0	1	3	1	1	3	1
計	12	6	11	14	14	6	12	15	10
總計	100	100	100	100	100	100	100	100	100

備考　四捨五入セル關係上、計、總計ハ必ズシモ各數ノ計、總計ヲ示サズ

係するもののみ、即ち、重屏禁、輕屏禁、運動停止、減食に對する執行の不服のみを擧げ、他は第十一項の「衡平」中に入れたからである。

之を各年次に付て見ると、「懲罰」に在つては昭和三年昭和五年に零であつて全體の趨勢は必ずしも明白ではないが、大體昭和四年を頂點として最近減少の傾向に在ることが看取出來る。行刑統計に依つて懲罰の實數を見ても、身體的懲罰は昭和四年が最も多く、爾後大體減少の氣運が見られる。「戒具」に在つても大體同樣のことが云ひ得る。即ち昭和三、四年は各三%であるが、爾後は一%乃至二%である。殊に注意すべきことは此の昭和四年行刑當局も亦戒具の適用に氣付いて、戒具を改正すると共に其の濫用に付て防止方通牒を發してゐる。

然し乍ら他の「暴行」及「獨居拘禁及鎭靜房拘禁」に關する不服は減少して居らぬ。のみならず、或物に於ては增加してさへもゐる。實數に於ては昭和六年を頂點として最近二年間減少はしてゐるが、總情苦との對比に於ては減少を示さぬ。此の原因は、昭和五年に於ける丙種拘禁制度の廢止の結果として、所謂不良兇惡囚に對する行刑上の一時的偸安が破壞されたことに在る樣に思はれる。

かくして、個々の情苦に付ては、大半の情願が却下乃

至棄却されてゐる點から見ても、個々の眞實の事實を訴へてゐるものではないことは明らかだが、其の總體が前述の如く行刑の活動と相呼應する關係に在る以上、其の總體の位置と傾向とを無視することは出來ない。一本一本の樹は必ずしも綠色を帶びては居らぬ。だが遙かに山を眺むれば一面の深綠である。一握一握の土は必ずしも白色ではない。だが遙かに來たる道に臨むときそれは脈々として遠白い。一つ一つの情苦の內に幾分でも事實の反映があれば、それを綜合觀察するとき、それが描き出すものは眞實の樣相に近い。

ともあれ、身體に關する苦訴を見るとき、我々は容易に次の事を發見する。

(a) 身體に對する情苦は總體としては其の比例數に於て減少の傾向を見出し能はぬ。

(b) 部分的には、懲罰、戒具使用等の苦訴は減少し暴行其他に關するものは增加する。

(c) 被告人と受刑者とは分布を異にし、被告人に於てより望ましい數字を示してゐる。

(一) 保障の役割の爲すところの條項はよしやそれが間接的なものでも採り上げた。

更に之を拘禁者處遇規則 (Ensemble de Règles pour le Traitement des Prisonniers) ——木村龜二氏譯刑政四二卷一二號所載——に徵すれば其の第三十六條乃至第四十條は身體に關する保障を規定したものと認められる。

(二)「一體個人の自由は懲戒罰例へば體罰に關する規定（行政命令としての）に依るよりも甚だしく浸害され得るか」——Freudenthal, Die staatsrechliche Stellung des Gefangenen S. 22. 更に現行法上の體罰の立法上の矛盾につき正木亮氏「法制上より見たる自由刑の本質」（志林三三卷一一號）六七頁、尙囚人は法令に依つて定められたる戒具以外には之に對抗する「權利」があることに付き正木亮氏前揭論文（志林三三卷一一號）五八頁

懲罰の肉體的精神的影響につき左座金藏氏「保健に直接影響を及ぼすべき懲罰制度に對する意見」（刑政四十三卷五號）近藤貞次氏「行刑に於ける懲罰」（刑政四六卷九號）

(三) 健康

生命、身體の保障と共に健康の保障は、近代的な行刑の核心をなしてゐる。ハワードの監獄巡回に於て「監獄の悲慘」として先づハワードの胸を衝つたものは「監獄熱病」gaol-fever であつた。(一) 我國の現行法制が健康の保障に最も多くの條項を費してゐるのも偶然ではあり得ない。(例へば、法第十三條、第十五條、第三十二條、第三十四條、第三十六條、第三十八條、第三十九條、第四十一條乃至第四十四條の如き。又則第十三條、第十七條、第二十六條、第二十七條、第五十四條、第九十四條第九十五條、第百三條、第百五條乃至第百七條、第百十條以下、及び刑訴第五百四十四條の如き) (二)「自由刑は其の執行の方法に依つて身體又は生命の刑となつてはならぬ」其の違反は官吏の民法的・刑法的・官吏法的な責任も問はれる所以である。(三)

調査範圍內の情願者は健康に付て次の樣な苦惱を示してゐる。(第十八表)

「運動入浴」といふのは主に運動並に入浴の時間の短少を咿つものであり、運動入浴を全然許されなかつた等といふのは僅少で三、四件に過ぎぬ。「不潔」といふのは居房、食器、衣類等の洗滌、洗濯、消毒等のなかつたことを訴へるもので一般的な不衞生を苦痛とするのである。「診療」とあるのは診察、治療、投藥等に關するもので臨時診斷、定期診斷、懲罰執行中の診斷、治療等の完全に行はれなかつたこと並に病者の待遇の苛酷なることを訴へるものである。

昭和六年を例外として、大體絕對數に於て近年減少の傾向に在ることは容易に看取出來るが、更に見易くする爲に之を百分率を以て表示すれば次表の如くである。(第十九表)

此の表に依るときは、健康に關する苦訴は、受刑者被告人共に大體總情苦の一割程度を占め昭和三年、昭和六年に各事項ともに多數である。(昭和五年運動入浴に於ける6、昭和四年診療に於ける8を別として) これは昭和

第十八表　健康ニ關スル苦訴ノ分布

	受刑者	被告	昭2	昭3	昭4	昭5	昭6	昭7	昭8
運動入浴	25	7	4	3	1	10	9	3	2
住ノ食衣不潔	36	4	3	8	1	4	17	5	2
診療	53	6	9	11	13	5	16	4	1
計	114	17	16	22	15	19	42	12	5

三年十一月に於ける醫學的檢査、診療の充實を求むる通牒及昭和六年三・四月の醫療器具機械の整備及診療手續の改正に關する通牒と對應する。何れが原因であり、結果たるかは今問はない。昭和二年以降昭和八年迄に於ける行刑當局の此點への努力は、昭和二年の休憩勵行を命じ齒科診療標準を設け、診察の充實を求める通牒を除けば此の兩年に主に行はれてゐる。昭和五年運動入浴に於ける6％といふ數字は思想犯被告人が運動入浴の時間延長を獄內鬪爭の共通な題目とした爲と見られ、其の結果例外的に多數に昇つてゐるものと認められる。

斯くして、不衞生及診療の不完全を訴ふるものは昭和六年を頂點として減少の傾向に在り、尠くとも、情願者の情苦の對象としては低位を占むるものとなりつゝある。之に反して、數字の示すところでは、運動入浴に關する苦訴は、絕對數に於ては減少して居るが、全體に對して占むる割合に於ては減少しておらず、寧ろ昭和三、四年當時に比し增加してゐる。行刑の實際に於ては近年此の方面にも益々改良が加へられてゐるのであるが、昭和六年以降思想犯人の入所と共により高度な生活程度が所內に輸入された結果であると思はれる。

第十九表　健康ニ關スル苦訴ノ分布百分率

	刑受者	被告	昭2	昭3	昭4	昭5	昭6	昭7	昭8
運入 動浴	2	4	2	2	1	6	3	3	3
不 潔	4	2	1	5	1	2	6	4	3
診 療	5	4	4	7	8	3	6	3	1
計	11	10	7	14	9	11	15	10	7
總 計	100	100	100	100	100	100	100	100	100

（一）Howard, the State of Prisons 1929 Everyman's library p. 6—8

（二）拘禁者處遇規則第七條、第八條、第十四條乃至第二十六條

（三）正木亮氏「法制上より見たる自由刑の本質」（志林三三卷五號）三二頁、Freudenthal, a. a. O. S. 25 — 其處には身體、健康、生命の系別が「健康」に依つて一括されてゐる樣である。

尙運動、投藥、治療を受くる權利があることに付き正木氏

（四）日常の物質的生活

衣食住乃至日用必需品も亦保障される、（法第三十二條乃至三十四條、施行規則第八十九條乃至第九十條ノ二等の如き）、（一）

此の點に關する情苦は第二十表に揭ぐる通りである。（便宜上全體に對する百分率も併記した。）

此の表によれば次のことが明白である。卽ち

（一）總情苦に對し占むる割合は受刑者に在つては8％で「健康」「身體」に對し低位にあるが、被告人にあつては14％で相當重要な苦訴の題目である。

（二）受刑者被告人共に食糧の苦訴が多きを占めるが、被告人に在つては更に衣類臥具、設備も亦相當情苦の對象となつてゐる。

（三）全體としては昭和六年を頂點として漸減してゐるが、個別的には必ずしも然らず食糧に關する不服の如きは其趨勢を把むことが難しく、寧ろ增加傾向に在るのではないかを疑はしむる。

ところで各個の不服であるが、それは「食糧」に在つては食糧の粗惡、不充分、食事時間の延長、增菜に關するもの等で就中食糧の質に關するものが多きを占め、「設備」に在つては、監房照明、採光、暖房に關するもの、檢身場、便所、給水設備に關するもの等が主なものであるし、「日用品」に在つては齒磨粉及石鹼の自辨、自辨物品の修繕遲滯、下付願に對する遲滯を訴へ、「衣類臥具」に

第二十表　日常の物質生活

		刑受者	被告	昭2	昭3	昭4	昭5	昭6	昭7	昭8
衣類臥具	數	8	7	5	1	1	5	3	—	—
	率	1	4	2	1	1	3	1	—	—
食糧	數	41	10	10	5	9	9	11	2	5
	率	4	6	5	3	6	5	4	2	7
設備	數	20	5	3	—	3	2	14	2	1
	率	2	3	1	—	2	1	5	2	1
日用品	數	4	1	—	2	—	—	2	1	—
	率	0	1	—	1	—	—	1	1	—
其他	數	5	—	2	1	—	—	2	—	—
	率	0	—	1	1	—	—	1	—	—
計	數	78	23	20	9	13	16	32	5	6
	率	8	14	9	6	8	9	11	4	8

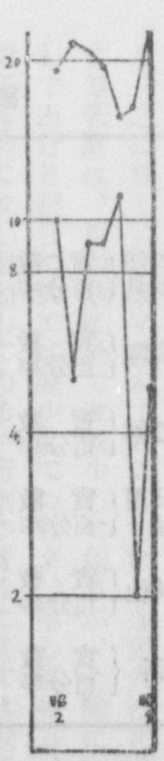
在つては寒冷乃至疾病の際に增衣を求むるものが大半である。

行刑當局は此の調査範圍内の期間に於て此等の點に付き次の如く行動して居る。卽ち

「衣類臥具」の點に付ては昭和二年九月の敷布團貸與昭和三年四月の衣類臥具雜品に付ての施行規則の改正、同じく八月の自辨衣類臥具に關する衞生的處置の通牒、昭和四年十一月の衣類臥具の制式一定、昭和五年五月の藁布團使用、更に昭和六年四月に於ける淺葱衣着用範圍の擴張を發見することが出來る。大體昭和六年迄に此の點に關する改良は一段落を經てゐるかに見える。昭和六年以降「衣類臥具」に情苦があらはれてゐないのは單なる偶然ではあるまい。

「食糧」の點に付ては昭和二年七月の保健上の增食及食菜給與の適確を求むる通牒並に給與手續の改正、昭和四年九月の經費節約の目的に出づる外米使用、昭和五年九月の菜代指定額の減額、昭和七年九月の少年受刑者の增衣、共同飯櫃の設定を數ふることが出來るが、それ等は明白に改良への努力と經費の節約といふ二律背反の裡に進展し、當局の意圖は其の時々に必ずしも明白でないのであつて、「食糧」に於ける情苦が前述の如く動搖し其の歸趨を發見することの出來ぬのはかゝる點に基くのではないか。今之を食料費と比較するに兩者は第六圖の如く大體反比例を爲して曲線を描き、不服の發生は偶然ではないのみならず、其原因の大半は寧ろ經費關係に在るのではないかを疑はしめる。(二一)

第六圖



「設備」に付ては昭和六年の一四件といふ異例な數字を發見するが、これは當時思想犯被告人の監房の照明等に關する不服五件に依つて刺戟され、且つ前年九月に於ける行刑局長更迭に際し、新局長に情苦を訴ふるの一方法としてあらはれたものと見る以外に說明の途がない樣に思はれる。

(一) 拘禁者處遇規則第七條、第八條第十四條乃至第二十六條。卽ち健康に關する根據と同樣であるが、それは反面に於て卽ち主觀的には健康の規定であるが、他面客觀的には

物的資料の供給の意味に於て物質生活の保障の規定とも見られる。

尙衣食住の權利につき正木氏前揭論文(志林三三卷一一號)五九頁。

(二) 食物上に毒が混入してゐるといふ樣な苦訴が相當に多いのであるが、これは第一項でも述べた樣に精神病的な徵候を示すものであるらしく、被害妄想の一つではないか、そして、其の妄想が特に食物にあらはれるのは內心に於ける食物に關する不服が刺戟したのではないであらうか。

(五) 社會生活——(a) 所外との社會生活

自由を剝奪され、嚴に外界と隔離されてゐる收容者にとつて、外界との社會生活はあり得よう譯はない。だが靜に考慮を廻らせば、收容者は嘗て外界の社會人であり又將來に於ける社會人である。そして寧ろ此のことの故に、彼等は現在拘禁されつゝあるのだ。だから、彼等は過去に於て、更に將來に於て外界に連る爲めに社會生活との連鎖を斷たれないことを必要とする。接見と信書とが其の方法である。更に彼等と雖も法律生活の總てを奪はれ、權利と名付くるものの總てを奪はれてゐるのではない。「裁判ヲ受クルノ權」は嚴として存在する。「裁判」は外界との生活の一媒介物となる。尙、刑務所の所在地如何は接見等に關係することに依つて、所謂所外との社會生活の一要素となり得る。(一)

此等に對し現行行刑法制の直接に保障するところは接見及信書に關する事項である。(法第四十五條乃至第五十條則第百二十條乃至第百三十九條。尙法第二十八條の携帶乳兒の規定も此に屬するものと解し得る)(二)

調査範圍內の情願は此の點に付て次表(第二十一表)に揭げる樣な情苦を示してゐる。

其の苦訴の內容は主に

(1) 「接見信書」に在つては、發受信接見の不許可を不當とするもの、受信の不許可を告知せざるを不當とするもの、接見の時間延長等制限の緩和を求むるもの、書信認書の場所、日時に不當ありとするもの等であり。

(2) 「裁判」に在つては、告訴、再審、召喚願、行政訴訟(三)民事訴訟等を阻止せるを不當とするもの等であり。

(3) 「移送」に在つては、前刑務所に移送を望むもの大半を占め、又移送處分を不當とするもの、歸住旅費を望むもの、前刑務所同樣の處遇を求むるもの等を數ふる。

第二十一表　所外との社會生活

		刑受者	被告人	昭2	昭3	昭4	昭5	昭6	昭7	昭8
接見及書信	實數	32	15	10	—	5	12	16	4	—
	百分率	3	9	5	—	3	7	6	3	—
裁判	實數	35	1	9	3	4	4	8	5	3
	百分率	3	1	4	2	3	2	3	4	3
移送	實數	30	—	5	—	6	5	7	4	3
	百分率	3	—	2	—	4	3	3	3	4
其他	實數	5	—	2	1	1	—	—	1	—
	百分率	0	—	1	1	1	—	—	1	—
計	實數	102	16	26	4	16	21	31	14	6
	百分率	10	10	12	3	10	12	11	12	8

(4)　「其他」とあるのは懲罰執行中に於ける接見信書の受發に關するもので(1)中に含めてと差支へないものであるが、便宜上「其他」としたものである。ところで、第二十一表に依るときは大體の傾向として次の諸點を發見し得る。

(1)　刑事被告人、受刑者共に此の點の情苦は總情苦の一割を占めるが、

(2)　刑事被告人に在つては殆んど接見書信のみが其の對象であるに對し、受刑者に在つては、各項を3%宛平等に對象としてゐる。

(3)　「接見信書」に就ては、昭和五年以降漸次減少の氣運の動いてゐるのを見受けるが、「移送」「裁判」に於ては毎年3乃至4%で殆んど不動である。

(4)　全體の傾向も別段の變化を認め難い。

接見信書については、行刑當局は調査範圍内の期間に大いに其の制限を緩和してゐる。即ち昭和二年の接見信書の教化價値の認識に次いで、昭和三年施行規則第百十八條及第百二十九條の改正、更に昭和六年の大改正を爲すなど。之に伴つて、「接見信書」の苦訴は昭和六年を頂點として、減少の傾向も見出すに至つた。

移送については昭和二年歸住旅費、衣類の問題についての通牒及昭和三年技能受刑者の移送に關し稟申省略の限界を定めたもののあるに外特段の通牒の發せられたのを見ないが、累年收容者の增加に伴ひ、刑務所定員の關係上或ひは又作業施行上、移送は益々增加しようとも、容易に減少を示さないので、移送に關する不服が毎年同率であることも異とするに足らぬのであらう。

「裁判」は前述「暴行」及後述「情願」乃至「職員」と關連するものと認められ、此等が減少せざると同じ根據の上から減少せぬ樣に思はれる。

(一)　拘禁者處遇規則第三十一條第三十二條、第五十四條、五十五條

(二)　自由刑は家族刑となつてはならぬといふ主張がある。正木亮氏前揭論文（志林三三卷一〇號）四三頁以下 Frédenthal, a. a. O. s. 26

接見信書、移送が現行制度に於ける刑の家族刑とならぬ爲めの最大の保障と見ることが出來る。接見信書に依つて尠くとも戶主としての收容者は其の家族を指導し、營業等の或程度の持續を可能にするからである。

ブエンニンガーは刑は更に權利能力に對する刑であつてはならぬとするといふ。正木亮氏前揭論文（志林三三卷一〇號）五二頁。これに依れば、收容者の對社會の生活は更に裏づけられるのではないか。

(三)　行政訴訟といふが、情願者の求めるものの全ては行政訴訟事項ではなく收容生活の不服そのものについて行政訴訟を爲さんとするのである。

(b)　所内の社會生活

特定の塀内に、そして一定の規律の下に服して居ても刑務所は所詮社會の縮圖である。其處には外界の生活と殆んと同樣な樣々の社會的な經驗がある。此の經驗こそ最近の行刑が採り上げて、以て行刑教化の主要な題目とする所のものである。同囚との接涉、官吏への態度は彼等の社會適應性を測定すべき、重要な一つの尺度である。(一)

とまれ、社會生活が行はれるとすれば、それが平穩に行はれることは保障されねばならぬ事項である。惡風感染について保障されねばならぬと同時に他者よりの肉體的のみならず種々な危險から救はれねばならぬ。(二)更に又「自由刑は名譽刑として作用してはならぬ」(三)人間としての名譽が其の社會生活に於て毀損されてはならぬ。第二十二表に所内の社會生活として囚人間の生活と名譽の項を設けた所以である。(法第十六條、第四十一條等及法第七十三條、第七十四條、施行規則第十七條、第百三條、第百四條、刑訴第九十二條參照)(四)職員の人格については別に之を述べることとする。

(1)　總情苦に對する割合は、對職員の生活に關するものを除けば、5乃至4%で寧ろ低位にある。

(2)　「囚人間の生活」と「名譽」とは其の主體に於て

第二十二表　所内の社會生活

		受刑者	被告人	昭2	昭3	昭4	昭5	昭6	昭7	昭8
人ノ活 囚間生	實數	32	1	12	4	4	3	4	4	2
	百分率	3	1	6	3	3	2	1	3	3
名譽	實數	16	5	1	3	4	4	6	2	1
	百分率	2	3	0	2	3	2	2	2	1
計	實數	48	6	13	7	8	7	10	6	3
	百分率	5	4	6	5	5	4	4	5	4

又其の變動に於て反對の樣相を呈する。受刑者に在つては同囚間の生活の方がより重く、被告人に在つては名譽の方がより重い。そして「同囚間の生活」は昭和五六年を中心とするとき寧ろ增加傾向を思はしめるものがあるに對し「名譽」は漸減傾向にあるかに見える。

其の情苦の主なる內容を擧げれば、

(1)「同囚間の生活」といふのは、紀律紊亂を苦痛とするもの、古い受刑者、雜役夫、有賞者の橫暴惡行を嘆くもの、階級處遇に於ける特別茶を羨むもの等であり、更に共同生活に堪えず獨居を願ふものがあり、尙一件であるが、自治を許せとするものがあつた。

(2)「名譽」とあるのは、受刑者に在つては消極的には、撮影、檢身、蓄髮、面接に於て不當の處遇があり名譽を毀損せられたとするものであり、積極的には賞遇、假釋放の詮議に不當があるとするものである。被告人に在つては、其の總てが差別的言辭に依り名譽を損ぜられたといふもののみであり、五件中四件は思想犯被告人より出でたものである。

此等の各年次に於て示す數の根據は明らかでない。調査範圍內の各年次に於ては、根據となるべき程の一般的事實は存在せぬ。行刑當局が「名譽」に氣付き、昭和三年三月寫眞撮影に襟番號を排し、更に昭和五年に於て丙種拘禁を廢したことは此等の內の大きな出來事であるが、これと數字の動搖とは如何なる意味に於ても對應して居らぬ。從て、根據は地方の特殊的事情に求むべく、一般的には、偶然的なものとして觀る外途はない。

だが一般的に云へば、將來の見透しは必ずしも不可能ではない。「名譽」については略々現在の狀況を持續するであらうか、昭和九年一月以降實施の行刑累進處遇令は益々「囚人間の生活」に就ての苦訴を多くするであらう。然し苦訴の此處に至るとき、それは最早人間的存在の滅却に對する苦訴とは全く變質する。現在の此の種の苦訴と雖も「戒護規律の紊亂」といふ點を除けば、總てが生存の正しい鬪爭への邪推に外ならぬ。行刑累進處遇令の正當な運用は彼等に生存の理を示すであらう。

(一) 眞の意味に於ける累進處遇の行はれてゐる行刑制度に於ては囚人に累進の請求權あるべきなりとする主張につき正木亮氏前揭論文（志林三三卷一一號）六一頁

更に假釋放請求權も當然此と同樣立法上は問題となる。

(二) Prison of To-morrow 中に一囚人子はいふ。「正當な經路に依る以外には、傳統的な行刑は一寸でも囚人役人間の自由交談に類似するものに對して目をひそめるといふことが、彼等は最早人間として考へられて居らぬといふ最初の暗示である」(p. 137) と。更に積極的に交談の自由を求めようといふのである。尙意見發表の自由について其の制限は法律によらねばならぬことに付て Freudenthal, a. a. O. S. 22

(三) 此の點につき正木亮氏は前揭論文（志林三三卷一〇號）四三頁以下。特に所內に在つても名譽刑として作用すべきでないことにつき、同四五頁。

(四) 拘禁者處遇規則第一條第二條。

(六) 勞　作

勞作教育といふことがいはれてゐる。勞作を教育方法として見るのである。も一つの觀點に於ては、勞作は權利として認められてゐる。奴隷の勞働から權利としての勞働にまで高められたことは近代の貴重な所產である。(一)。教育方法としての勞作は、此の勞働の自然權的性質の上に築かれるのではないか。

兎も角も、勞作が人間的な存在の一因子であることは否まれない。刑法は懲役受刑者に「定役」を課してゐる。其處では、それは奴隷的義務として觀念されてゐる。監獄法第二十四條はこれを受けては居るが、作業の賦課方法について「好意」の規定を示してゐる。更に行刑の實際に於ては、それは明白に教育方法として認められてゐる。かくて作業に關する諸々の規定は勞作の人間的な施行に對し保障の役割を爲す。(二)（例へば法第二十四條乃至第二十八條、則第五十八條乃至第七十九條の

如き）（三）

情願者は此點に付次の如き情苦を訴へる（第二十三表）

第二十三表　勞　作

		刑受者	被告	昭2	昭3	昭4	昭5	昭6	昭7	昭8
時間	實數	15	—	4	5	—	1	4	1	—
	百分率	1	—	2	3	—	0	1	0	—
業種	實數	16	—	1	3	3	1	3	4	1
	百分率	2	—	0	2	2	1	1	3	1
成績	實數	18	—	3	4	3	—	4	2	2
	百分率	2	—	1	3	2	—	1	2	3
其他	實數	8	1	2	1	1	—	2	2	1
	百分率	1	1	1	1	1	—	1	2	1
計	實數	57	1	10	13	7	2	13	9	4
	百分率	6	1	5	9	4	1	5	8	5

情苦の內容に付て——

「時間」とあるのは、休憩を與へずとするもの、轉房其他に要した時間を作業時間から控除せずとするもの、免業日に就業せしめ代休を與へずとするもの、反對に冬季に於ては免業日を廢止せよ（四）とするもの等であり「業種」とあるは、轉業願を不當に許さずとするもの、作業の賦課に不當ありとするもの等であり、「成績」とあるのは、科程を不當に高しとするもの、成績の計算に誤算乃至不當ありとするもの、作業成績を告知せずとするもの等。

「其他」は成績を擧げると品切になるといふ樣な皮肉なことをいふもの、手工業は民間の手內職を奪ふものなりとしてこれに反對するもの等である。

工場の設備等は前述設備の項に入れたが、それは工場便所の不完全其他工場の建物に關するもので四件ある。

さて、第二十三表から次のことが明瞭である。

(1) 受刑者に於ては總情苦に對する割合は6%で各項の大體中に位在り、被告人に於ては僅かに一件であつて問題にならぬ。

(2) 「時間」については大體減少傾向が認められ、「成績」については增加傾向がある。

(3) 平均每年5%位に止まるものと認められるが、昭和三年七年が例外的に多數であり、昭和五年が異例に少數である。

一般的に云へば、數字の變化に於て昭和五年を中心に調査期間は二つに分けられるが、これは昭和二年二月竝びに昭和五年九月に於いて、行刑局長の更迭があつたので、新局長に訴へようといふ收容者の心情から出たものと觀るのが妥當であらう。他の項目にも此の傾向は見られるのであるが、勞作に於て特にこれが明瞭であるのは勞作が殊に「業種」等が收容者の口實として最適であり收容者が直ちに不當を發見し易い點にある爲ではあるまいか。

行刑當局は昭和二年作業經營に關する通牒を發して、作業の統制に氣付き、昭和三年、昭和六年と人的、物的要素の刑務所彼此融通を認め、更に昭和七年に組織的に作業統制を澤し、昭和八年に於ては緊急作業の動員準備に至り、着々作業の充實を計つたのであるが、そして屢々時間延長等を行つたのであるが、收容者の情苦は決して增加せず、「時間」に於ては寧ろ漸減傾向があるといふのは、非常時に對する收容者の國民的熱情に因るものと觀るべきであるまいか。

「成績」に於ては之と些か樣相を異にする。ラヂオ蓄音器等の敎化慰安機關に觸れるためには、そして上級者として其他の優遇を受ける爲めには、作業成績が重大な役目をなすのであつて、收容者が「成績」に付て勞ひ神經過敏になるといふことは容易に首肯かれる。「成績」がいくらかでも漸增傾向に在るのは此の理由に依るのであらう。

(一) 權利としての勞働即ち勞働の自由は反面失業の自由を齎らした。これが犯罪の原因たることは多くの刑事學者の注目するところであるが、更に勞働による生活の眞實の保障は、犯罪原因を撲滅するといふ主張につき正木亮氏は Mungenast, Der Mörder und der staat を擧げられる。——前揭論文（志林三三卷九號）。これが行刑に於ても敎育的效果を齎すものであることは、卽ち犯罪性の撲滅に役立つものであることは牧野博士の行刑の三位一體論に依つて基礎付けられる。

(二) 囚人は健康を傷害し、技能を退步し將來の生計を不安ならしめられることのない意味に於て、作業の賦課について、これ等の點を斟酌さるべきであり、斟酌されぬ場合は立法上は轉業の請求權あるべきとすることにつき、又大祭祝日等の就業强制には現行法上も之に對抗する權利あることにつき、正木亮氏前揭論文（志林三三卷一一號）五八頁

(三) 拘禁者處遇規則第九條乃至第十二條

(四) T.Whyte Mountain, dife in London's Great Prisons p. 57 には一囚人が寒中のいはゆる運動時間 breather に看守の常日頃口にする「特典であつて權利でない」といふ言葉を震へながら口ずさむ皮肉な狀景を記述されてある。

刑政第47巻第9号

矯正図書館

Prison Reform in Germany
—1933

Dr. Nathaniel Cantor

ナチスの行刑革命

—1933—

ニューヨーク州バファロー大學教授
ナサニエル・キヤンター

(一)

ドイツ共和國（Deutsches Reich）が新しく生れた國として、社會的に政治的に、更らに其上に、經濟的に、紛亂に紛亂を重ね、革命の苦難を嘗め、大インフレーション（一九二三年）の痛手に打ちひしがれて、辛くも生き延びて來た間に、聯邦中の二三政府の司法省の進歩的精神に富んだ人々は、次ぎ〳〵に行刑制度に根本的の改革を遂行することに成功したのであつた。ミリタリズムの本家本元のプロイセンにすら、かゝるラヂイカルな改革の成功した所以は、當時、議會や新聞紙の全幅の注意が政治上並びに經濟上の時の問題の最も重大と考へられたものゝ上に集注されて、他を顧るの余裕がなかつたからである。

社會の革命期には、あらゆるラヂイカルな改良の行は れ易いものである。これは、提唱せられる改良案の採否が、平時のように、保守的なスロー・モーションの議會の意志に依らず、局面打開の活潑な精神に驅られてどし〳〵決定せられてしまうからである。しかし、同時にまた、此の場合、同じ狀勢に支配せられて、逆な反動的な政策も結構出て來るのである。いづれにせよ、時局をリードする人物次第で、法律の性質が決定せられるのである。ドイツに於ける過去十五年の歴史は、いしくもこの二つの傾向を明かに例示してゐるのである。一九三二年までは、ドイツの幾個かのスタート（ランド）（聯邦）の政府の司法省のメムバーは進歩的であつたのであるが、ヒツトラーが勢を得るに及んで、ドイツの行刑當局に於ける進歩的な分子は、全く根絶せられてしまつたのである。去年一九三三年に起つたナチスの急激な行刑上の變革を了解するためには、是非共、過ぎし年の重要な感化的な行刑政策の二三を簡單に述べてをく必要がある。

(二)

現在のドイツの謂ふ所の『ライヒ』（國）の刑法（Reichsstrafgesetz）なるものは、一八七一年に實施されたものであつて、一九二三年までは、重大な根本的な點では何等の變更も加へられなかつたのである。この年に、初めてドイツに少年法が制定せられ、一九二四年に至つて、かなり廣汎な範圍で自由刑に代ふるに罰金刑を以てすることを許す法律が實施されることになつたのである。この少年法は、十四才から十八才までの少年に對する處遇手續の性質を斷乎たる犯罪防壓の趣旨から柔か味のある社會防衛の意味に變じたのである。現行の處遇手續はアメリカの少年審判所法に類似するもので、稍公平に近いものである。罰金刑に關する一九二四年の法律は、從來數多き微罪に科せられてゐた短期の禁錮に代ふるに罰金を以てすることを裁判所に許可してゐる。ドイツに於ける行刑制度を研究するものはかゝる短期刑の弊害の甚しかつたことを熟知してゐるのである。以上二つの改革は、自由主義の勝利の結果であつた。

此等の刑法上の改革よりも更らに重大であつたのは、ドイツの凡てのスタート（聯邦）に於ける行刑制度の原則を統一する努力であつた。元來、ドイツでは、各スタート（ランドとも云ふ）はその行刑施設の上に獨自の管轄權を握つてゐて、ドイツ全國を支配してゐる一箇の刑法はあるが、行刑施設を支配するフエデラル・ロー（聯邦法）といふものはないのである。各スタート（聯邦）は行刑制度に於ける獨自の支配權を失ふことを虞れて、偏に之を愛護するに努めたのである。其結果は、主義制度の紛然として統一を欠けることで、首尾一貫した改良は思ひもよらず、特に、保守的傾向の強いスタートでは頑陋な退嬰主義が甚だしかつたのである。しかし、數年に亘るやかましかつた改良運動の後、終に、急進派のピーノロヂストは勢を制して、各スタートの政府を動かして、スタートからそれ〳〵委員を派してフランクフール

トに會議を開催せしむるといふことに成功したのである。この會議の結果、一九二三年の六月七日、彼の有名な『刑罰執行の原則』(Grundsätze des Strafvollzugs)が正式に起草せられたのである。固より、この原則はスタートを拘束する力はないのであつて、たゞ、各スタートの刑罰執行の制度施設の組織上の基礎たるべきものとして定められたのである。

(三)

一九二三年の八月一日、ドイツ最大のスタートたるプロイセンは、前記の一九二三年の原則を具體化した行刑管理に關する規則である所の『服務並びに執行規則』("Dienst- und Vollzugsordnung")を公布したのである。その翌年、翌々年には、他のスタートの大部分も之と同樣な行刑規則を公布したのである。論理上これに次ぐ第二段の行動としては、聯邦政府が進んで此等の規則を採用して、實行上の統一を確保することであつて、この事も實際試みられたのではあるが、いつも成功はしなかつたのである。ライヒ(ドイツ國)の『刑罰執行法』(Strafvollzuggesetz)の草案は毎期の聯邦議會(Reichstag)の刑法委員會に提出され、改めらるべき處は改められ、討議に付せられて差支ない運びになると、いつも議會は解散せられてしまつて、新たに招集された議會は更らに改まつた形の法案を採用する腹ができてゐないといふやうな次第で、いつも、有耶無耶に終つてしまうのである。

こんな工合で、一國としてのまとまつた改良は物にならなかつたので、一九二三年から一九三二年に亘つて、スタートの二三のものは勝手に獨立で改良に志したのである。此等の改良の內で、一つはプロイセン、他の一つはチユウリンゲンで行はれた際立つた試みは特筆に値するもので、其改良の精神と延いて現在に於ける傾向を示すに足るものである。

プロイセンの司法省では、一九二九年六月七日の省令で、プロイセンに於ける『累進處遇制に關する命令』を發布したのである。この命令は、前きの一九二三年の行刑管理規則を更らに擴張敷衍したものであつた。『刑罰執行に於ける累進制の目的は、善く法を守り秩序ある生活を營ましむべく受刑者を敎化するに在る。……この目的を達するため、累達制を適用して可なる受刑者と可ならざる受刑者とを分類する。累進制を適用すべからざる受刑者とは重大なる精神缺陷にかゝれるもの、九ケ月以下の刑を言渡されたるもの及び感化の力の及ばざるものと

認めらるべき常習犯人とである』。この趣旨に基いて、行刑施設の區別が定められたのである。先づ、第一級の受刑者は收接監(Eingangsgefangnis—Admission Prison)に送られるのである。この施設は、種々のタイプの建物に更らに分たれることになつてゐたもので、卽ち、初犯者、未丁年者、曾つて微罪を犯かしたるもの、常習犯者等をそれ〴〵別棟の建物に收容し、且つ別に、精神缺陷者のための收容所も設けられるのである。第二級の受刑者は、或る期間行狀佳良であれば、第一級から選まれて昇進監(Aufgangsgefängnis—Advancement Prison)へ送られるのである。第三のタイプの施設は、釋放監(Ausgangsheim—Discharge Prison)で、第二級で一定の期間行狀の適正であつたものを收容するのである。級の進むに從つて、各級にはそれに伴ふ特權と責任とが加はつて行く仕組である。第三級の施設は『ハイム』(ホーム)と呼ばれるほどあつて、多分の自由を與へらるゝもので、社會の復歸更生を容易ならしむる過渡施設である。尙ほ、この累進制と共に、プロイセンの大刑務所には刑事人類學の實驗室が設けられ、受刑者は玆處で身體並びに精神上の診査を受けることになつてゐたのである。玆處で集められた材料が幾年か蓄積されたならば、犯罪生活に於ける遺傳と環境との相關的の影響感化の力を估價するに役立つた筈で、たとへ、一時たりとも、犯人の身體精神並びに社會生活に關して得られた記錄は、彼等を分類するに當りて非常な便宜を與へたにちがひなかつたのである。

しかし、かゝるプロイセンの改良計畫は、大抵は紙上の計畫に止まつてゐたのである。國家の財源が枯渴してゐるので、必要なだけの施設を建築することもならず、現存の建物を改造して、辛ふじて前記の六月の命令の內容に適合させるといふ始末だつたのである。プロイセンは幾個かの行刑管區に分たれてゐるのであるが、管區の二三は全くこの命令の案を實行しなかつたものもあるのである。僅かにベルリンに一箇の精神病監が設けられたが、收容人員は非常に超過してゐたのである。自分が數週間に亘りて參觀したベルリンの或るプリズンの如きは、收容人員五百人に近く、其四〇パーセントは曾つて一度精神病院に入つてゐたことのあるものであつたといふ有樣である。施設の種別は名目を列記する以上には進んでゐなかつたのである。

財源の枯渴もさることながら、かゝる事態に陷つたといふことは、訓練ある刑務官吏の欠乏が重大な原因をな

してゐるのである。プロイセンの司法省でも、高級刑務官の訓練を急務なりとし、屢々之に關する命令を發し、數ケ月に亘る學課の講習も立案されたのである。自分もこの練習所の講義の二三を聽講したのであるが、それから受けた印象は甚だ不滿足なものであつたのである。プロイセンの司法省の立案した上記の處遇のプランを執行するための官吏を養成するといふ問題は、中々むつかしい事で、形式的な一片の講義位でどうにもなるものではないのである。この問題は、犯罪に關する色々のプロブレムを檢定し、調査の妥當なる方法を確定し、而して後、行刑の上に於ける實驗を指導して行くクリミノロヂーのインステイチユウト（研究所）の設立を待つて、初めて解決され得るのである。かういふ研究所が出來て、初めて、刑務官吏に役に立つ有益な講義を授けることができるのである。實際、前きのプロイセンの司法省書記官のドクトル・ゲンツはかゝるインステイチユウトの創立を提唱してゐたのである。

（四）

チユウリンゲン聯邦では、一九二四年に別に獨立して行刑改良に着手したのである。この改良は極めて急進的なもので、この聯邦内の刑務所の所長は、第一に先づ、受刑者の自治を採用し、累進處遇を受ける上級受刑者に日曜日の散歩を許可したのである。ウンテルマスフエールドの懲役監では、受刑者の代表者がプリズン内に設けられた裁判所のメムバーとなつてゐたのである。チユウリンゲンの改良案もプロイセンの累進制と同樣なものであるが、受刑者は同じ一つの施設の中で三段階の處遇を受けることになつてゐるのである。各受刑者は、先づ觀察級（Observation class）に入るのである。玆に六ケ月ゐて、それから處遇級（Treatment class）に移るのである。而して、この第二級に一定の期間在つた後、更らに、受刑者は保護級（Protection class）に進むのである。このグレード（級）で始めて自治が許さるゝのである。各グレードには必ず一人のフユルゾルガー（Fürsorger）なる職員が付けられてゐるのであつて、このオフイシアル（職員）は、級に屬する受刑者のグループの敎師であると同時に、一箇のソーシアル・ワーカー（social worker—社會事業家）の職務を兼ねるものである。彼はグループの一切の行動に參與し、共に喜び共に悲しんで、深切に彼等の生活を指導してやるのである。彼はグループのメムバーを一々其人物を熟知してゐる。これは、受刑者の人員の少いのと、殊に平均の刑期が五年に及ぶといふような關係から、可能なのであつて、受刑者の多く刑期の短い處では、かう巧くは行かないのである。フユルゾルガーは、刑務職員で開く凡ての會議に出席し、自分のあづかつてゐる級のグループのあらゆる要求を考慮し、接見を監視し、書信を閱讀し、一日の内可成多くの時間を集會所で暮し、何時でも喜んで自分の預り人とあらゆる問題について議論を闘すことを辭せないのである。かういふタイプの卽ち全然プリズン・ガード（看守）ではない特殊の刑務職員の官制を設けたことは、自分の信ずる所では、歐洲に於て發達した行刑制度の最も特色あるもの一だと思ふのである。

自分は、殆んど一ケ月をこのウンテルマスフエールド刑務所で過ごして、三十六才になる老練なペタゴーグ（敎育家）である玆處の所長の働き振りを觀察したが、このプリズンに於ては、『處遇の箇別化』（"Individualization of "Treatment"）といふことは、決して一片の口舌の理論に止まらず、たしかにそれ以上のものであつたのである。所長其人の精神は、彼の下にあるフユルゾルガー初め凡ての職員の共に分つ所で、從つて、自然に受刑者も所長に向つて多大の尊敬を有つてゐたのである。このウンテルマスフエールドに於ける改良事業は、獨りドイツのみならず、歐洲の他の國々を通じて、行刑制度研究家の多大の注意を惹きつけてゐたのである。一九三二年十月の末つ方、チユウリンゲン政府の司法省では、管下の刑務職員の全員に、十年に亘る彼等の目覺しい努力と勤勞とを奬美するサーキユラー・ノート（信用狀）を與へたのである。

（五）

然るに、突如として事態は一變したのである。過去十年間ドイツに於ける行刑改良の一と際目立つたリーダーの一人として衆人の齊しく認めてゐた、このチユウリンゲン政府の司法大臣ドクトル・ロタール・フレーデ氏（Dr. Lothar Frede）は極めて簡單に大臣の職を免ぜられたのである（一九三三年一月）。これが、ドイツに於ける行刑改良の終結の手初めで、一九三三年の初頭數ケ月、ナチスの勢隆々たるに及んで、僅かに殘つた數人の進歩派も全く其姿を消してしまつたのである。他のスタートの政府でも、かゝる進歩的精神の勢力を永久に葬つてしまうために、政府部内の進歩的分子を『一掃』してしまつたのである。行刑改良の重立つた人物は悉く地位勢力を奪はれてしまつたのである。前きのウンテルマスフエールド刑務所の所長ドクトル・クレーブスは國家の官吏

たるに適せざるものと公然言明せられて職を奪はれ、行刑改良運動の有爲の人物とせられ、勤續二十五年の能吏たりしプロイセンの司法省書記官ドクトル・ゲンツ及びザクゼンの同じく司法書記官たりしドクトル・スタルケは、共に其職を免せられたのである。刑法並びに行刑學の分野に在つてヨーロッパ學界に於ける最大のフイギュアの一つとして、且つ、前きには聯邦政府の司法大臣の職に就いたことのあるドクトル・ラードブルツフは、ハイデルベルヒ大學より逐はれてしまつたのである。のみならず、諸方の大學の教授にして其以前の著書により又は現在の態度によりて改良運動に加盟せることの明かになつたものは、悉く大學から逐はれたのである。有能な少年審判所の判事でこの運動にたづさはつてゐたもので無期限の休職を申渡されたものもある。

自由市ハムブルヒ（市にして一箇のスタートである）は、行刑改良に一生を捧げたドクトル・コツホの指導の下に、統一ある行刑制度を樹立したのであつた。ハムブルヒ市の拘置監（Untersuchungsgefängnis）の樓上に在るすばらしい行刑博物館は、新しい行刑思想を公衆に教しへこむために大きな役目をつとめたものであるが、この事業の完成されたのは、大部分はコツホ氏の功に歸すべきものと言つて可いのである。然るに、氏は、自分のハイマートとも言ふべき行刑局より犬の子の如く『キツク・アウト』されてしまつて、氏に代つて、石工職のナチスの黨員の一人が其長官に据へられたのである。

各スタートで新たに代つたナチスの司法大臣は、先任者のやつた改良政策を完膚なきまでに攻撃して、ラヂオに公開演説に、今日の行刑政策は新しくできた嚴剛鐵の如き國家の精神に副ふものでなければならない、改良家の女々しいセンテイメンタリズムは唾棄すべき限りで、犯罪は假借する所なく剿滅し盡さなければならない、と口を極めて說き立てるのである。聯邦政府の司法大臣ドクトル・フランクの語を以てすれば、『吾人は犯人の懐へ上るまで狩り立て狩り捲くらなければならぬ』のである。

（六）

プロイセンの新しい行刑規則（Dienst- und Vollzugsordnung für Gefangenenanstalten der Preussischen Justizverwaltung, den 1. August 1933）を一瞥すれば、この新しいナチスの精神が瞭然たるものがある。死刑の執行は一般には斧を用うることになつてゐる（第二條）。逃走の虞ある受刑者には居房に於て鎖を用ふることができるのである（第十四條）。

受刑者の生活狀態は、ドイツ市民の職を失つてゐるもの〻以下に在らねばならないもので、從つて、最も簡素なものでなければならないのである（第十七條）。懲役囚（Zuchthausgefangene）は二ケ月に一回發信し又は受信することができるのである（第十九條）。

極めて重大な意義のあるのは、凡ての累犯者を累進處遇から除外したことである（第二十四條）。この事は、前科のある受刑者は當然感化處遇から除外せられるといふことになるのである。從つて、現在の受刑者の幾千かは、スポート、音樂、合唱並びに集團生活の特權を失つたことになるのである。かゝる受刑者は單調無味の日々の糧食から救はるゝため、僅かに代價數ペンニツヒの食料を購ふことすらもできないのである（第百四十五條）。前きには許可せられてゐた喫煙も今は絶對的に禁止せられたのである（第七十一條）。

過ぐる十年間、ドイツには、裁判所に附屬するソーシアル・ケース・ワーク（個人身元調査）ともいふべき司法保護（Rechtsgerichtshilfe）の機關が發達せしめられたのである。この組織は、被告の生活の背景を釋明して、科刑をして個別的ならしむる點に於て、大に裁判所の役に立つたもので、過ぐる十二年間にドイツ全土を通じてかゝる組織は六百以上の多きに達したのである。然るにナチスの新しい行刑規則は、たゞ一片の法文でこの重要なる運動を一掃してしまつたのである（第二十二條一項）。

保護會にしても、受刑者の將來についての生活の勞苦を彼の肩から取り去つてやるのはエード・ソサイエテイー（保護會）の趣旨に反するものである。受刑者の自奮を促してやるのが更らに一層肝要である、といふ法規の精神なのである（第三十三四項新）

新たに議會に提出せられたドイツ刑法（Nationalsozialistisches Strafrecht Denkschrift des Preussischen Justizministers）は、プロイセンの司法大臣の覺書によつて見るも、斷乎として、國家の防衞を以て刑法並びに行刑法の中心たるべき目的としてゐることが分明なのである。最近の著書の多くは、大抵、此の精神と步調を合はしてゐるもので、國家の安全に對しては、個人の權利はもはや何の價値もないことを力說してゐるのである公民としての個人の最も重大な自由が停止されたのは、人のよく知る所である。言論集會の自由、妄りに逮捕搜査並びに沒收せられざる自由を保障するドイツ憲法の第

百十四、百十五、百十七、百十八、百二十三、百二十四の諸條は已に廢止せられたのである。

之を要するに、ソーシアルデモクラツトの支配の下に在つた一九三三年までのドイツでは、個人の權利と自由とか國家の權力に對抗するものとして强調されてゐたのであるが、ナチスの勢を得るに及んで、個人の權利は、國家權力の下に蹂躙られてしまつたのである。（了）

Journal of Criminal Law and Criminology,
May-June, 1934

ゴツドに次ぐもの

「已にドイツ共和國なく、ドイツ憲法なくまたドイツ國政府もない。たゞあるものは嘗つてカイゼルさへも夢みることのなかつた絶對の權力を有つたヒユウラー・ヒツトラーのみである。彼は、ゴツドに次ぐドイツ國民の獨裁主である」。

巴里「タン」紙

大阪刑務所防空演習實施狀況報告

吉永聰夫

一、はしがき

昨年十月の本誌上に小菅の木野氏から、同所が、關東防空演習に參加した實況と感想が、報告されて居り、併て將來有事の際に、處すべき御意見も承つたことであるので重複を避ける意味に於て、既に述べられた點はこれを省き、當所今回の近畿防空演習參加狀況を記述致します。

從つて本文が防空演習の記事として、一本立出來るものでなく、前記の木野氏の分と併て御覽を願つて、初めて、御參考になり得るであらう事を豫め御了承願ひます。

二、近畿防空演習と堺市防護團の結成

近畿防空演習は既に新聞紙上御承知の通り近畿地方二府六縣（大阪府、京都府、滋賀、奈良、三重、和歌山、福井、兵庫）の廣汎なる地域に亙り、一年有餘の日子を費して準備せられた此種演習としては稀有の大規模のものであります。

主體として第四師團司令部が防護統監部となり、寺內師團長指揮の下に京阪神の三大都市を始め包含せらるゝ人口凡そ一千萬、空、海、陸、の三軍を參加せしめて單に防護團と地上部隊對空軍との演習に止まらず海上よりの侵入軍對海岸防禦軍、軍醫船護衞隊對襲撃驅逐隊、海上部隊對空軍及潛水艦の立體戰等に更に高射砲隊の實彈射撃、魚雷襲撃とその爆破等を加へまして近代科學の粹を集め新兵器を網羅し盡した各種の戰鬪を晝夜の別なく敢行して大空への關心を高め一朝有事の際に處する訓練を爲すのみならず更に、愛國思想を喚起し、國家觀念を注入すると云ふ、副産物をも併て考慮せられたのであります。

從つて演習地域內の自治團體は、軍衙、官公署、應援の下に市會町村會を開き豫算を計上して、鄕軍青年團、國防婦人會、等を動員し躍起の準備を進めたものであります。

堺市に於ても、約三ヶ月以前より市役所に協議會を開催し、防護方法竝に防護團編成の具體策に就き案を練り、堺市防護要務規約を編み水も漏さぬ防護陣を張りまして此の劃期的演習に萬遺算なきを期したのであります。

この會合に刑務所側からも出席し協議に關與した事勿論でありまして其結果市役所に防護團本部が生れ更に人口十三萬の全市街を十五の分團に區劃し、各分團は本部の指揮命令に絶對服從し一絲亂れぬ統制の下に各々の任を盡すと云ふ事になりました。從つて本部の組織の如きも各方面の巨頭を網羅して實に堺市空前の豪華版を以て構成されたのであります。

三、大刑防護分團

A　成立と準備

前項十五分團の中の一つは大阪刑務所防護分團であります。卽ち獨立した一個の分團を刑務所丈で組織する事になつたのであります。是れを大刑防護分團と名附けました。大刑分團の擔任地區は刑務所構內構外に止まらず、附近一般の人家に汽笛の吹鳴に依る警報の傳達、及近接する豆塚町一帶の燈火管制を指導監督すると云ふ積極的立場に置かれたのであります。

依而本部に山本典獄補と森田戒護主任とが委員として出席し軍部並に關係分團と連絡し所內に於ては連日會議を開いて分團編成及防護の實施並に訓練計畫を建て、資材を整備する等準備に忙殺されつゝ、一面市內小學校に於ける軍部指導の班長、副班長會議に連夜出席し各班夫々服務要領を研究し、折柄の三伏の暑熱を克服して分團の成立と準備に健闘したのであります。

B　組　織

大刑防護分團は分團の本部を分團長以下副分團長二名顧問二名幹事四名を以て組織し、以下團員三百餘名を十一班に分ち、夫々任務に從つて訓練を行ひ演習に臨むことであります。以下簡明を記する爲に御參考に供する點を表示して記事を進めます。

班	長	副班長	係長	組長	伍長	班員	係計	班計
警護	一	四	詰所係	一	3 2 1	四	四	一六
			警護運營係	一	3 2 1	三	二三	
			構內詰所	一	3 2 1	三		
			構外詰所	一	3 2 1	三		
			軍需作業場	一	3 2 1	四	四	一三
			警備係	一	3 2 1	四		
			周圍警備所	一	3 2 1	四		
			連絡係	一	3 2 1	一	一	一〇
警報	一	二	構內		3 2 1	二	二	二三
			構外		3 2 1	二		
防護			警戒係	一	3 2 1	一	一	一〇
			防火係	一	3 2 1	六	六	七六
			消防隊	一	3 2 1	六		

編成表

火	交整通理	避管難所理	避誘難導者	防毒		救護			配給	
	一	一	一	一		一			一	
	二	二	二	一		一			一	
消火係				警戒係	消毒係	救急係	收容係	法療係	調理係	分配係
一				一	一	一	一	一	一	一
3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1
一	三	三	三	三	四	五	四	三	九	四
一〇	一二	一二	一二	一三	一六	一九	一六	一三	三二	一六
	一五	一五	一五	三一			五〇		五〇	

連絡	宣傳		
一	一		
二	一		
	傳宣係	文書係	
	一	一	
3 2 1	3 2 1	3 2 1	
六	三	七	
七六	七		
二二			
二五	四六		

訓練計畫書

第一　總　則

一、本計畫ハ近畿防空演習堺市防護實施並訓練計畫ニ基キ大刑分團ニ於テ實施スベキ防護並訓練ニ關スル一般ノ要領ヲ規定スルモノトス。

二、大阪刑務所々內並官舍地帶及附屬地域ヲ以テ大刑防護地區トス。

當防護分團ハ大阪刑務所職員並大刑防護地區內ニ居住スル青年團員（青年訓練所生徒ヲ含ム）在鄉軍人中等學校以上ノ學生、生徒、國防婦人會、及處女會、等ノ婦人團體員ヲ以テ組織シ防護地區ノ防護ニ任ズルモノトス。

三、大阪刑務所ハ軍、及警察官憲ニ依リ特別ニ警備及防護ヲ受クルモノトス。

第二　防護ノ方針

四、敵ノ空襲ニ對シ火災ノ發生ヲ防止シ若シ火災發生セルトキハ所內ニ於テハ刑務所消防隊員ヲシテ消防ニ從事セシメ、所

外ニ於テハ消防官憲ノ援助ヲ得テ災害ノ擴大ヲ防止ス。

毒瓦斯攻撃ニ對シ地區内住民及收容者ノ保護ノ完全ヲ期ス。

夜間ハ燈火管制ノ迅速確實ナル實行ヲ期ス。

其他一般收容者並ニ地區内住民ノ動搖ヲ防止シ治安維持ニ努ム。

五、火災防止毒瓦斯防禦及燈火管制ニ關シテハ自ラ所要ノ施設ヲ爲スモノトス。

第三　編成及服裝

六、大刑防護分團本部ハ大阪刑務所ニ置ク。

七、大刑防護分團ノ編成ハ附表第一ノ如シ。（附表前頁）

八、防護團員ハ制服アルモノハ之ヲ着用シ制服ナキ者ハ活動ニ便ナル服裝ヲ爲スモノトス。

婦人團隊員ハ洋服又ハ家庭服ヲ用ヒ和服ヲ着用スル者ハ必ズ襷又ハ「エプロン」ヲ用フルモノトス。

九、防護團員ハ其服務中ハ所定ノ腕章ヲ左腕ニ纏ヒ演習統監部及防護團所定以外ノ腕章ハ一切使用セザルモノトス。

十、防護團員出動ニ際シテハ戒器爆發物又ハ危險ノ虞アル物件ヲ携行セザルモノトス。

第四　防護實施及訓練計畫

十一、防護分團ノ召集及召集ノ解除ハ堺市防護團長ノ命令ニ依リテ之ヲ行フモノトス。

但シ訓練ノ爲ニハ防護分團長ハ豫メ防護團長ノ許可ヲ受ケ防護團員ノ召集ヲ爲スモノトス。

十二、防護分團長ノ服務ハ服務要領書ニ依ルモノトス。

十三、當防護地區内避難者集合所及一時避難所左ノ如ク定ム。

區分	方面	場所
避難者集合所	構内	第一農場
避難者集合所	官舍地帶	一時避難所ニ同ジ
一時避難所	第一區	第一區運動場
一時避難所	第二區	第二區〃
一時避難所	第三區	第三區〃
一時避難所	第四區	第四區〃
一時避難所	官舍地帶	中央公園

十四、近畿防空演習ノ爲當分團ニ於テ行フ訓練計畫及防護實施ノ要領附表第二ノ如シ。（附表略）

十五、本演習ニ於テハ防護資料ノ不足ハ代用品ヲ以テ之ニ充ツルモノトス。

此ノ場合ニ在リテモ整備セル資材ヲ以テ全員ニ其ノ用法ヲ普及セシムルモノトス。

十六、本演習間消防ニ關シテハ左ノ通リ心得ブベシ。

（イ）眞火災ハ演習外トシ防護團員刑務所長ノ命ニ依リ消防ニ從事スベキモノトス。但シ演習ヲ中止スルニハ防護本部ノ承認ヲ受クベキモノトス。

（ロ）防火班員ハ演習ノ喇叭ハケツ輕便消火器等ハ可成携帶シ鉤蔦口等ノ破壞器具ハ一切之ヲ携帶セザルモノトス。

防火訓練ノ爲夜間ハ發烟（焔）劑等ノ狀況現示材料ヲ使用セザルモノトス。

十七、防護器材ノ配當附表第三ノ如シ其他必要資材ハ隨時設備ス。（附表略）

第六　經　理

十八、本分團ノ經費ハ市ノ交付金及寄附金等ヲ以テ之ニ充ツ。

十九、本分團ノ經費ノ收支決算ハ演習終了後堺市防護團及關係團體ニ報告スルモノトス。

第七　記錄及報告

二十、本分團ハ堺市防護實施並訓練計畫ニ基キ大刑防護地區防護實施並訓練計畫ヲ定メ其ノ二通ヲ防護團長ニ提出スルモノトス。

二十一、分團本部及各班ハ日誌ヲ備ヘ演習終了ニ至ル迄所要ノ記錄ヲナスモノトス。

二十二、各班長ハ班員名簿ヲ備ヘ異動アルトキハ其都度之ヲ訂正シ分團長ニ報告スルモノトス。

二十三、各班長ハ本計畫ニ基キ班員訓練計畫ヲ定メ分團長ニ報告スベシ。

二十四、演習終了後十日以内ニ近畿防空演習參加報告及所見三通ヲ防護團長ニ提出スルモノトス。

（ロ）見學と豫習訓練

以上に依つて一切の準備を完了したる大刑分團は、各班夫々の研究を終り、七月十七日堺市公會堂に於て擧行されたる防護團結團式に、分團長以下各班長出席して宣誓と聖壽無窮を奉唱して國民的意識を高め十九日より市民分團と共に訓練を開始したのであります。訓練の第一陣は市分團（堺市、市小學校學區ヲ地域トセル分團）であります。定刻吾々は見學の爲大濱公園に護送車を驅つたのであります。飛行機、高射砲、無線電話各班の色旗翻飜として一定の服裝に防毒衣も物々しく軍部指導の下に想定に從つて訓練は開始されましたが然し一般に活氣に乏しく、過誤もあり、遣り直しを命ぜらるゝ等で、勿論長所もありましたが結局講評に於ては六十點位かと思はれたのでした。

翌二十日第二陣は吾が大刑分團であります。所内所外と二回に分ち所内の分は實際刑務所が爆砕せられた場合を豫想して、初犯工場約四百名の避難訓練を動作したのであります。是れは一二の缺點がありましたが全體として先づ相當の出來榮でありました。而して日勤看守の退廳を待つて慇々所外公園並に官舍地帶を地域として團本部の來賓を迎へ稻垣少佐監督の下に分團として正式の訓練に移りました。

防護演習實施要領

一、敵機飛來ノ情報アリタル場合

1　警報班長ハ防護分團長ノ命ヲ受ケ警報ヲ發ス。
2　警報班長ハ直チニ警備配置ヲナシ班員ヲシテ區内ヲ警邏セシム。
3　避難所管理班長、同誘導班長、交通整理班長、防火班長防毒班長、救護班長ハ各班員ノ出勤準備ヲナス。
4　宣傳班長ハ空襲ヲ一般ニ周知セシムルタメ適當ナル箇所ニ空襲ヲ掲示ス。
5　連絡班長ハ分團本部ニ在リテ各種ノ連絡ニ任ズ。
6　配給班長ハ糧食其他物品配給ノ準備ヲナス。

二、敵機ヨリ持久彈投下ノ場合（毒瓦斯）
1　警報班長ハ班員ヲシテ所内ニアリテハ收容者ノ保護並ニ警戒ヲ嚴ニセシメ所外ニアリテハ事故ノ豫防警戒ニ當ラシメ其内ノ狀況ヲ時々報告セシム。
2　防毒班長ハ班員ヲ派シテ投下ノ現狀ヲ知リ瓦斯警報（拍子木、空罐）ヲ發シ直チニ消毒ニ努ム。
（所内書間）第四區一工場收容者ヲ防毒避難所「教誨堂」ニ避難セシメ尚有毒地附近ノ工場舍房ノ窓ノ閉塞ヲ督勵ス。
（所外晝間、夜間）甲官舍中筋中央、乙官舍（新官舍筋中央）ニ瓦斯彈投下ヲ假想シ警報ヲ發スルト共ニ防毒室（所長官舍ニハ防毒室ヲ設ケ防毒室アリト掲示、其他ノ甲官舍ニハ浴室ヲ防毒室トシ防毒室アリト掲示）利用及防毒避難所（演武場）ヘ避難スベキコトヲ督勵ス。
防毒避難所ヘハ差支ナキ限リ一戸一人宛避難セシム。
3　交通整理班長ハ要所ニ班員ヲ配置シ交通ヲ整理セシム。
4　避難者誘導班長ハ要所ハ班員ヲ配置シ避難者ヲ誘導セシム。
5　避難所管理班長ハ班員ヲ督勵シテ避難者ノ收容ニ努ム。
6　救護班長ハ班員ヲ現場ニ急派シ患者（模擬）ニ救急處置擔架收容治療ヲ行ハシム。
（模擬患者ニハ毒瓦斯患者、挫骨患者、傷害患者等各患部、名稱ヲ記シタル紙札ヲ附スルコトヲ要ス）

三、燒夷彈投下ノ場合（火災）
1　防火班長ハ消防隊ノ一部（所内蒸氣喇叭筒所外ガソリン喇叭筒）ヲ現場ニ急派シ消防ニ努メシメ他ノ消防隊ハ各所ニ火災惹起ヲ豫想シ各所ノ警戒ニ努メシム。
2　避難所管理班長ハ火災避難所ニ班員ヲ派シテ避難者ノ收容ニ努メシム。
（所内第四區二工場ニ燒夷彈投下ヲ假想シ晝間收容者ヲ運動場ニ避難セシメ尚四區夜間獨居舍階下開扉演習ヲ爲サシム。
所外共同浴場ニ燒夷彈投下ヲ假想シ官舍居住者ノ内差支ナキ限リ一戸一人宛構外避難所「テニス場」ニ避難セシム）
3　避難者誘導班、交通整理班、救護班、ハ毒瓦斯投下ノ場

合ノ例ニ據ル。

四、一時彈（窒息性瓦斯、クシヤミ瓦斯、催涙瓦斯）持久彈、燒夷彈、同時ニ投下ノ場合。
前記二項ヲ同時ニ施行ス。

五、燈火管制
燈火管制ハ警報班長ノ主管トス。
警戒管制、非常管制、ノ警報アリタルトキハ班員ヲ督勵シテ區内ヲ巡邏セシメ管制不充分ト認ムルモノニハ注意ヲ加フベシ。

六、團員ニ對スル糧食其他ノ物品分配方法
配給班長ハ調理班員ヲ督勵シテ團員ノ給食ヲ調理セシメ分配係班員ヲシテ之ヲ分配セシメ尚各班ヨリ要求ニ係ル物品ヲ迅速ニ配給セシム。

七、流言蜚語、惡宣傳防止、防護智識普及ニ關スル事項
宣傳班長ハ流言、蜚語、惡宣傳アルヲ知リタル時ハ之ヲ防止スベク適當ナル掲示（演武場入口、甲官舍中筋西端、乙官舍南ヨリ二筋目中央）又ハ文書ヲ配付ス。
演習地域ニ於テ毒瓦斯被害又消毒等ノ說明ヲ爲シ一般ニ周知セシム。

八、防護團本部、隣接防護分團及關係官衙等トノ連絡ニ關スル事項
連絡班長ハ分團本部ニ在リテ班員ヲ隨時各所ニ派遣シ防護團本部、隣接防護分團、關係各官衙、分團内各班ノ連絡ニ任ゼシム。

右に準據し各班夫々特色を發揮し最も嚴格なる統制下に敏捷確實なる行動は甚だ良好なる防護成績を擧げ得たのでありまして、爲に終了後稻垣少佐の講評に於ても「尚此上慾を云へば」程度の二三の希望を附加されたに止り他班の遠く及ばざる結果を招來しました事は日頃の規律生活も偲ばれ甚だ本懷の至りでありました。
更に七月二十一日より二十五日迄連日二分團以上の訓練が行はれ、是れに對し各分團員は夫々相互見學をして本演習に備ふる所があつたのであります。
尚此の外期日の切迫に伴ひ準備、訓練等も繁忙を加へました。本項に屬する事項を簡單に箇條記載致します。

一、七月十八日堺市諭告第一號ヲ受ク。
一、七月十九日午後五時ヨリ九時迄郵便本局ト各分團間ニ於テ九回電話警報ノ練習ヲ行フ。
一、七月二十三日午後二時三十分ヨリ三時迄消防署ト指定警報傳達所間ニ於テ空襲警報、同解除ノ汽笛吹鳴練習ヲ行フ。
一、七月二十四日同上。
一、七月二十五日國防婦人會員ヲ召集シ關係班指導下ニ各種訓練ヲ行フ。
一、同日大阪防衞司令官ヨリ狀況ニ關スル諭告ヲ受ク。

一、同日堺防護團本部ヨリ防護ニ關スル命令ヲ受ク。
一、同日大阪防衞司令官ヨリ狀況通報ニ接ス。
一、同日堺防護團本部ヨリ二十六日ノ出動人員ノ報告命令ヲ受ク。

第一日（二十六日）

午前六時三十分登廳（定刻前）一切の準備を完了し左記配備位置に就く。

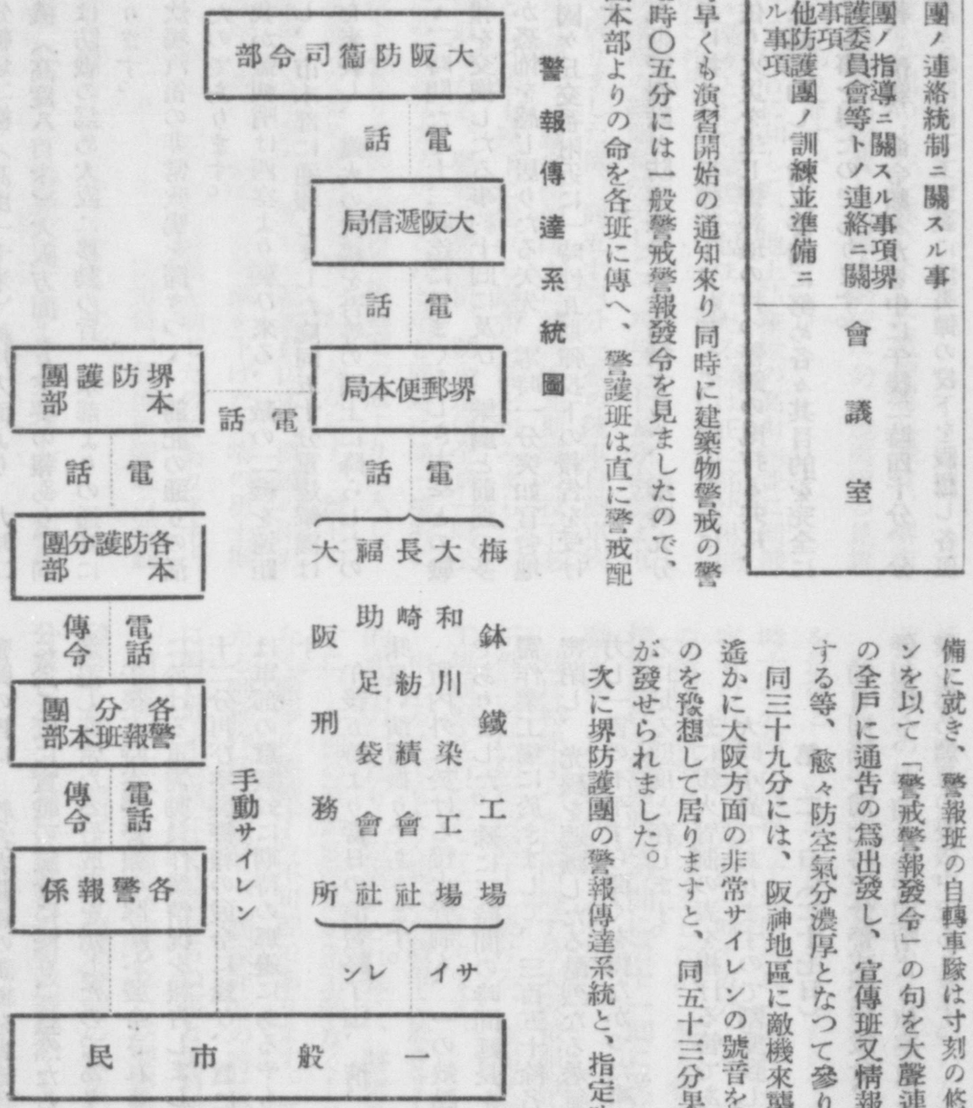
班名	任務	位置
分團本部	各班ノ指揮統制防護團本部トノ連絡	所長別室
警護班	警護ノ編成配置警護班服務要領ノ作成竝警護班ヲ以テスル火災豫防要物件ノ警護等ノ實施及之ガ指揮監督ニ關スル事項	本廳舍玄關前テント（戒護本部併用）
警報班	軍部ノ施設ニ關聯シ警報班ノ編成、灯火管制實施要領並警報傳達要領ノ作成及之ガ實施並其監督ニ關スル事項	本廳舍玄關（三階屋上ニ監視哨ヲ設置シ連絡ス）
防火班	防火班ノ編成配置防火服務要領ノ作製及防火班ノ消防組援助並之ガ指揮監督ニ關スル事項	本廳舍玄關前
連絡班	防護團ノ連絡統制ニ關スル事項	會議室

午前正七時早くも演習開始の通知來り同時に建築物警戒の警報布かれ、七時〇五分には一般警戒警報發令を見ましたので、連絡班は分團本部よりの命を各班に傳へ、警護班は直に警戒配備に就き、警報班の自轉車隊は寸刻の悠餘もなく、各自メガホンを以て「警戒警報發令」の句を大聲連呼しつゝ、受持區域内の全戸に通告の爲出發し、宣傳班又情報を謄寫して號外を配付する等、愈々防空氣分濃厚となつて參りました。

同三十九分には、阪神地區に敵機來襲のため空襲警報ありて遙かに大阪方面の非常サイレンの號音を聞き、次に來るべきものを豫想して居りますと、同五十三分果して堺地區に非常警報が發せられました。

次に堺防護團の警報傳達系統と、指定吹鳴所を表示致します。

警報傳達系統圖



班名	任務	位置
交整通班	交通整理ノ編成配置交通整理班服務要領ノ作製及交通整理ノ實施竝ニ之ガ指揮監督ニ關スル事項	本廳舍前公園テント
避難管理所班	避難所管理班ノ編成配置服務要領ノ作製及同班ヲ以テスル避難者ノ誘導出入指導秩序ノ保持並休宿休養ニ關スル事項	本廳舍前公園テント（倶樂部防毒室併用）
避誘難導者班	關係警察官憲並交通整理班ト密接ニ連絡シ避難指導ニ任ズ	本廳舍玄關
防毒班	防毒班ノ編成配置運用並防毒班ヲ以テスル應急防毒準備、瓦斯檢知消毒等ニ關スル事項	倶樂部
救護班	救護班ノ編成配置、運用並ニ救護班ヲ以テスル傷病者ノ收容、應急手當、患者ノ搬送及病院等ニ關スル事項	倶樂部
配給班	食料品ノ收受、炊出及飲料水燃料ノ調達並之等分配ニ關スル事項衣類寢具其ノ他藥品ノ收受及之ガ配給ニ關スル事項	本廳舍廊下
宣傳班	流言蜚語並各種惡宣傳ノ防止等ニ必要ナル事項及防護實施ニ必要ナル事項心得又ハ眞相等ヲ一般ニ撒底セシムル爲ノ事項	事務室

八時五十七分輕爆二機（高度一千米）神戸方面より、九時二十三分輕爆三機（高度八百米）大阪方面より來襲の報あり、同時に高射砲隊は防戰の爲め大阪に移動の旨、本部よりの通知に接したのであります。

時を移さず炊場汽笛の非常吹鳴を聞きつゝ、前記の通りの活動は反覆されたのであります。

同四十二分我が監視哨は西空より襲ひ來る、敵の二機を遠距離に於て發見し、市本部に通報しました處同五十分重爆撃機は遂に堺市上空を來襲し、鐵火の洗禮を吾等の頭上に降らしたのであります。

是れより僅々二時間たる十二時迄に目まぐろしき大空との戰闘に本部と飛報を交換したる事約十回に及び、繁劇と前途の多難を想像し聊か恐怖を感じ居りたる矢先、零時一分突如官舍地帶の一隅、三國ヶ丘交番附近に一時性瓦斯彈投下の報告を受けたのであります。

出動の命に瓦斯警報隊と防毒班の一隊出發するや、零時九分亦々甲官舍附近に持久性瓦斯彈投下され加へて、同十二分には燒夷彈投下に依り火災を生じ警報班の打つ警鐘の亂打と共に、防火班警護班急遽出動し、消火警備に努め各々其目的を完全に且つ敏速に達する事を得たのであります。

更に各種警報、情報、命令頻々たる中に午後二時四十分、分團長の發令に基き第四區二工場裏に燒夷彈の投下を假想し各班の奮闘の裡に、收容者避難の訓練を實施致しました處、彼等自身に於て既に實戰の氣分に浸り、整然たる秩序の裡に沈着敏捷に進退し非常なる好成績を示したのであります。

午後三時空襲警報の解除が發令されましたので、非常警戒下に於ける軍需動員作業情況を報告しました處、寸隙もなく同五十二分再び空襲警報の發令に逢ひ、眞に實戰を髣髴する猛練習は軍部の意氣竝に期待の那邊にあるやも忍ばれた次第であります。

午後五時より當日の演習終了迄、情、警報實に二十三回小氣味良い演習振りであります。

所内外に於ける燈火管制も、一の缺點なく豫想通りの出來榮でありました。殊に三時間の時間延長を行ひたる、二ヶ所の軍需作業工場に於きまして、三百五十餘名の收容者が總ての窓を密閉し、光線を遮斷したる酷烈なる暑氣の中に、默々として努力し一言の不平すら聞くを得なかつた事は流石に同胞として誇るに足る態度と存じます。

茲に燈火管制の表を掲げる筈でありますが小菅刑務所と大同小異でありますので割愛致します。

第二日（二十七日）

前日同斷午前七時三分警戒警報發令、同二十四分續いて空襲警報發令、午前八時監視哨より偵察致しますに、堺市上空防禦の爲め煙幕の展張中であります。

是れは司令部よりの情報に依り、間もなく來るべき爆撃を免れんとする準備でありました。

同二十三分吾が分團の上空を襲ひました敵輕爆三機は、堺市上空に於て旋廻爆撃を開始致し向陽小學校は勿々燒夷彈の見舞ふ處となつたのであります。

敵機エンジンの爆音に和して、地上防禦隊の高射砲並に同機關銃の響、轟々戞々として濛煙に包まれたる樣は正に痛快淋漓たるものがあります。

斯る中にも防護團の統制整然として、八時三十五分本部よりの訓示を受けて居りました處、同五十四分一臺の陸軍自動車疾驅し來るよと見る間に、廳舍傍側路上に持久性瓦斯彈の投下あり、黄煙濛々として恰も風下に當れる廳舍全部を包みましたので、玄關前に陣取りたる、警報班警護班、防火班は全員一時公園に難を避けたのでありますが、これと殆ど同時に同一場所に催涙瓦斯彈の投下があり白煙は廳舍各事務室の窓より侵入し、活動中の分團本部員を初め各班員を襲つたのみならず、舞上つて三階屋上の監視哨をも襲ひ、當時の監視員山本、渡邊の兩君の如き帽子の顎紐を掛け、制服に双眼鏡を下げた天晴の勇士振りに似もやらず、屋上に立泣きの珍景を演じたのであります。

從つて被害は極めて甚大であり、防毒班、救護班躍起の活動も聊か手遲の感を抱かしめたのであります。

當時附近分團の狀況は全く慘憺たるものがありまして、福助足袋工場、東本願寺別院、妙國寺、市立高女、南海驛、花田口通り等殆ど時を同じうして、燒夷彈の瓦斯彈を襲撃を受け紅、黄、白、の煙、空を覆つたのであります。

然し各分團必死の活動は十時四十九分大和川染工場の瓦斯煙を最後として防護の處置を完了したのであります。當日は十一時十一分所内四區一工場附近に一時性瓦斯彈投下を假想し、收容者の避難演習を午後一時十五分より、所前公園に於て防火班の消防演習を夫々行ひましたが、斯る裡にも頻々たる訓示命令情警報は午後四時迄の間に二十一回に及び其都度各班夫々の活動を要したる事勿論であります。

茲に特記すべきは四時十分大阪被服廠永井一等、芝三等主計正外二名は防空演習下に於ける、軍需狀態作業視察の爲來廳し工場視察を行つたことであります。

申上るまでもなく現代の戰爭に於きまして「國防力とは總合的產業力」なりと定義せられ殊に、將來の科學戰を想像致しますに、各種の原始產業及製造工業なくしては既に勝敗の問題でなく戰爭の繼續すら不可能であります。吾々は統制整備せられたる刑務作業を用意し、國家非常の時に爲すべき樞要なる役割に對し期する處なければならぬ事と思料致します。

四時四十三分一旦解除せられた空襲警戒は、七時十五分再び發令せられ、同三十五分燈火管制の實施を了しましたるに、二分後の三十七分には機種不明敵機早くも、堺市上空に現れ盛に

起る機關銃聲を浴びつゝ爆襲を反覆し遂に和歌山方面に逃れ去つたのであります。

暮色漸く深くなるに伴ひ、所の内外は勿論全市燈火を滅したのでありますが、折柄十六夜の月明を利用した敵は上空に跳梁し襲撃愈々激甚を加へ各所に、燒夷彈に依る火災（紅焔）を望見する事を得、防禦軍の砲聲銃聲股々たる中を傳令左右に飛び交ふ樣は、宛然戰場の感を抱かしめたのであります。

斯る中にも市長、市會議長、附近分團長、各職員等互に健闘を祈る旨來訪あり、俱に溫き提携振りであります。午後十時二十六分乙官舍西南端に燒夷彈、同三十二分約五十米を距てたる南側路上に同樣燒夷彈、運動場と乙官舍間に毒瓦斯彈の投下を受けたのであります。

此頃月は既に沒し夜色暗澹たる中に催涙瓦斯の不意打を受けたのでありまして、各班の活動意に委せず事實多少の狼狽も加はり、負傷者多數を宣告せられ警護、警報、防毒、救護、避難者誘導並に管理、交通整理の前衞各班共汗に塗れて健闘し午後十一時迄に一切の處置を完了致しました。

當日の演習は徹宵の豫定でありますが、午後四時より十二時迄に發受せる各種通報類は實に、三十二回の多きに達したのであります。

第三日（二十八日）

午前零時四十分防護團長よりの訓令あり、五十分堺警察署長挨拶に來り互に演習の勞苦を語る中にも、防火班は喞筒の試驗放水をなし眞夜中とも思はれぬ狀形を造つて居ります處へ、一時四十五分本日第一回の空襲警報が發令されました。班員の聲も嗄れ疲勞も漸く加はつて、芝生の上に倒れ伏す者も次第に多く成つて來ましたが、流石に一と度命令に接するや潑溂勇を鼓して任に就く邊り、全く敬服するものがあつたのであります。

二時五十分解除、正四時再び發令。

五時三十分解除、七時三十分更に發令。

此の間頻々たる情報は、防禦軍の活躍を報じて居りましたが尚當分團に於ては本來の訓練目的たる、初犯居房開錠の演習を行つたのであります。

三分二十秒の超スピードを以て初犯房全部の開錠を終り、開房の新記錄を作つたのであります。

午前七時四十七分敵重爆機一機住吉公園上空に現れ、堺市上空に旋回して暴威を振ひ、郵便局、警察署、妙國寺西南一料、向陽小學校等を襲つて火災を生ぜしめ、壯烈なる拂曉戰を展開したのであります。

監視哨より遙に大阪地區を望めば是も同樣敵味方八機上空に入り亂れて空中戰を展開し、天王寺、築港、方面には爆撃の爲火災を起して、紅焔頻りに上り全市を包む、煙幕に隱れ、高射砲、機關銃に火を噴かせつゝ防護團必死の防戰であります。

殊に堺大濱沖よりする第十三驅逐隊の海岸砲撃物凄く、之に

對し味方陸軍の精鋭九二式爆撃機は、遙に五千米の高空より九天直下、海波に翼を濡すかと思はる急降下爆撃の妙味を以て應酬し、護岸重砲隊亦空に呼應して應戰甚だ振ひ、砲聲は轟々として泉州の山野を震撼したのであります。

幸本日の戰闘には大刑分團は被害なく、十時三十分空襲警報同四十分警戒警報も解除せられ、遂に三日間に亙る劃期的大演習も最後の幕を下したのであります。

四、刑務所の特殊的立場

以上縷々述べました所に依り、演習の推移も一應申上げた處でありますが次に、吾々刑務官にのみに課せられたる問題に就て考へて見ます。

當初協議會に派遣せられたる森田委員は席上次の樣に述べたのであります「刑務所に於ける防空演習殊に燈火管制は夫れ自體既に演習に非ずして實戰である。狀況の如何に依つては或は演習の中止も已を得ぬ場合を豫想せざるを得ない」と實際、協力一致團心を空に向ける以外三千五百名の安寧と確保を期する本來の使命を持つ吾々は、二重の負擔に堪へねばならぬのである。

然も刑務所の位置は何れも大都市に近接又は包圍せられ、其獨特の丁字十字或は放射線狀の形態を爲す建物は、敵機より好個の目標となり易く、殊に爆砕の結果は都市に直接の不安を與へ人心を攪亂し得る等の、諸條件を具備せる爲危險此上もないのであります。

一例を擧げて見ますと昨年暮太刀洗飛行隊の或る將校は霞ケ浦飛行場へ長距離飛行の途次、上空五千米より當所の全景を撮影して送つて來たのであります。そして添付の手紙に依ると、大阪附近に於ける最も著名なる目標である、との事でありました。

地上足を離れざる吾々は、外塀の高きに晏如として居りましたが、焉圖らん高空五千米の人氣者であつたのであります。

吾人にして斯の如き立場を認識したる以上、此問題に付き一應の檢討を加へて置く事は、強ち徒事ではない樣であります。尤も防毒施設と燈火管制に就ては既に論ぜられた事でありますから、玆に省略し其他の點に就て略記致します。

A 國民思想の鼓吹

當所今回の演習に於きまして、先づ第一回に收容者を避難者として、其の面前に於て全職員懸命の演習を見せましたので、彼等自身が之に依つて興奮し是に依つて眞劍となり以後數回に亙る訓練は全く豫想以上の出來榮を示したのであります。

若し彼等自力を其衝に當らしめたならば、其の結果は如何でありましたらうか、自由遊歩、集團散歩、運動會等の例に徴する迄もなく一層の眞摯なる國防感を以て任務を遂行したであらう事は、想像に難くない處であります。

改めて申上るまでもなく、自己の使命として爲さんとする心の動向、引いては信念となり思想となるのでありませうが兎に角進んで國難に當るのアクテイブ・ウイルを涵養する事こそ吾々の平素に課せられたる一義的の任務であらねばならぬと感ずるのであります。

戰の勝敗が懸つて士氣の如何にある事は、德川家康の故事を引く迄もなく、事例枚擧に遑なく殆ど戰と云ふ戰は悉く是れに依つて、左右せられて居ると云つても過言でないのであります。

事に當つて各員が如何なる難事と雖も苦痛とせず、卒先身を挺して敢て惜しまぬ絶對的境地に立ち得たとしますならば、もはや秩序の維持も、刑務事故の懸念も、問題とするに足らない事論を俟たない次第でありまして、もしそれ祖國日本を愛護するの觀念より更に進んで、犯罪を唾棄するに至りますれば一石二鳥と申しませうか、刑務所本來の目的に到達し得る次第であります。

以上は事大的に申上た樣に御考になるかも知りませんが後節その感想錄を御覽下されば、敢て空想に非ざる事がおわかりになると存じます。

B　興味ある訓練法

吾々が中學時代運動競技種目の中に、武裝競爭と云ふものがありました。トラックの中間に背嚢、帶劍、銃等が置いてあり、之をゴール迄の間に着裝する競爭であります。

幸ひ收容者に許されて居ります運動競技に、マスクを付け防毒着を着、ゴム靴を穿いてゴール・インする個人競爭も、急速隊伍を整へ防毒幕を潜つて、身體消毒を施して防毒室へ逃避する、團體競爭も或は赤燒夷彈に砂を掛け水を注ぎ負傷者を背負て一定箇所に避難する組合せ競爭も、單に競爭自體より來る興味若くは練磨以外その精神より來る、國家意識の感化力も肯定し得る次第であります。

C　防護施設

左ニ非常ノ際ヲ想像シ顯著ナル施設ノ一端ヲ擧示致シマス。

イ　僞裝遮蔽設備

目標トナル可キ工場舍房等ニハ僞裝網ヲ施シ敵機ノ目ヲ晦ス準備ヲ爲シ、炊場煙突等ヲ利用シ煙幕展張ノ設備ヲ要ス。

ロ　對斷水設備

水道ニ依ラザル場合ヲ顧慮シ構內各所ニ井戸ヲ穿チ、人力ニ依リ容易ニ吸水シ得ル準備ヲ施シ置ク事。

ハ　照明設備

停電、燈火管制ニ對シ、管制上支障ナキ燈火ヲ用意シ光芒ノ漏洩ナク秩序ヲ維持シ得ル準備ヲ要ス。

二　防毒、防火施設

防毒室、避難所、救護所ハ勿論防火防毒ノ器具ヲ整備シ被害ヲ最少限度ニ止ムル設備。

ホ　軍需作業施設

獨特ノ防火工場ニ防毒施設ヲ施シ、爆破ニ對シ區劃式トシテ抵抗シ、洋裁、木工、機械鍛冶工、莫大小工等ハ管制下ニ於テ繼續シ得ルノ施設。

ヘ　交通路ノ設備

避難所相互間ヲ連絡スル安全ナル交通路ヲ設ケ衆情ヲ鎭ムル情報ノ傳達及秩序ノ維持ニ不便ナキヲ期ス。

五、衆情に及ぼしたる影響

私の數々を費す迄もなく其感想の一部を御紹介して御參考に供する考へで居りましたが、紙數も非常に延びて參りましたのみならず御指示の次第もありますので、只感想錄の殆ど全部が吾々の爲に國費を徒費する事なくば軍備の充實一層見るべきもののあらんと痛恨の情を示せるもの、國防に躍動せんばかりの熱情を披歷せるもの等なりしことを、筆者の責任に於て報告し擱筆する事に致します。

結婚の增加

一九三三年には、殆んど世界的の結婚の增加が國際聯盟年鑑に報告せられてゐる。特に、ドイツ、フランス、イタリー、英國、アルゼンチン並びにチリーに於て、レコードは良好である。この結婚の增加は、經濟上の不況に苦しんだ最近數年間に於ける減退の後に起つたのである。

ドイツでは、結婚が奬勵されてゐて、特に三十歲を越へないで結婚し、五年以內に二人の子供をこしらへたものには、チユウリンゲンのアルテンブルヒに於て新たに開設せられたセツルメントで、無料で家が借りられることになつてゐるのである。但し、兩人共優種學的に見て健康でなければならないのである。

ある日の累進準備會

大阪刑務所　T・Y生

時　昭和九年三月某日午後二時
場所　大阪刑務所第一區事務所内
　　所長別室
人物　出席構成員
看守長(掌理者)T　看守部長　T
〃　N　〃　O
作業技師　K　〃　K
保健技師　S　看守(獨居擔當)K
教誨師　M　〃(工場擔當)U
作業技手　S　外　七名

名山金剛葛城の麓に春が訪れて派手な絲か地に燃え立つ、和泉の都、堺に明るい陽光が燦々と注いで居る日の午後、豪壯な近代建築の事務室の中は明暢そのものである。

定刻議長役が立ち上る。

T　「只今から第二十二回一區累進準備會を開始致します、本日の議案は第一本令七十四條第二項及細則二十九條に基きます分、イ、ロ、の二件、第二本令四十四條同四十九條及軌範十條に基きます分、イ、ロ、ハ、の三件であります、此の中第二議案は工場勤務者の時間の都合が御座いますので引續き審議が出來ないと思ひますから豫め御承知を願ひます。

先づ第一議案のイ、身上調査を終了したる新入受刑者藤本三五郎（假名）外十九名を、第四級に編入の件を議題に供します、御手許に行刑經過表を御廻し致しますから、動靜報告簿及作業賦課に關する意見欄、記載の經過に就き、御審議を願ひます」

T　「本日のは、皆良い經過の者ですね、全部編入に異議なし」

T　「他の方は如何ですか」

一同「異議なし」

此の間に全部が承認の捺印を濟さゝ。

T　「では第一案のロ、身上調査を終了したる新入受刑者水井辰次（假名）を累進處遇に編入すべきや否やの件に移る前に判を押され乍ら、議席を廻ると詳細に記載事項を讀む者、希望意見を追記する者、お互の間に意見を闘す者等がある。

部長T　「議長!!橋本良造(假名)は機職工の經驗があるのに何故莫大小の意見ですか」。

T　「夫は拘禁區分の上から第三區は不可です」、

作案技師K　「議長!!岩出佐助は本日の中にありませんね」

T　「アレは餘罪事件がありますので其の終了まで出業を見合せる樣に所長殿から御指示がありました」。

作案技師K　「本日のは、皆良い經過の者ですね、全部編入に異議なし」

T　「他の方は如何ですか」

一同「異議なし」

此の間に全部が承認の捺印を濟さゝ。

T　「では第一案のロ、身上調査を終了したる新入受刑者水井辰次（假名）を累進處遇に編入すべきや否やの件に移ります。これは相當複雜して居りますので提案に先ち經過に付て說明致します、本名は一月某日、窃盜罪に依り懲役二年の刑が確定し、北區より移送を受けたものであります、當初感想錄其他に付て見ましても何等普通の新入者と異つた處は無かつたのでありますが客月某日午後六時半擔當看守が居房を視察致しますと、自分の締めて居た帶を解いて首に卷きつけ、其の兩端を兩手にて引き、絞首を企てゝ居つたのを發見致しましたので、驚いて直ちに制止し報告して參りましたので、早速私が調べて見ますと、本人は次の樣に申述べました。

私は市岡中學在學中父に死なれ、母の手で辛じて中學を卒業しましたが、生活に窮迫し就職口を探して居る間に罪を犯し、昭和四年五月一年の刑を受けて姬路少年刑務所に收容されました、無事に刑期を終へて釋放され直に姉アキ子の嫁入先にして、現在實母も厄介になつて居る義兄恭三の宅へ引取られました、義兄はミシンを使用して裁縫業を營んで居りましたので、自分も之を習ひ、兄の商業を助けて居りますうち、評められて妻を娶りました、妻は非常に律氣な女で腸結核に罹り、命旦夕に迫る迄一生懸命働き、相當の收入を得て居たのでありますが、私は不德にも其金を持つてカフエー遊びや、玉撞きをして居たのであります、そして客年十一月遂に死亡致しました、夫れ以後は只々妻に申譯けない心地が致し死んでお詫を致さうと心に思ふ樣になりました、從つて自暴自棄となり、兄の不在に乘じ家計の資であるミシン機械五臺を持出し賣却した爲檢擧せられました、これ丈けなれば兄も決して罪にならぬ樣にして呉れたのですが、前に云つた樣な氣持から、妻の生きて居る時分に友達と二人で、侵入窃盜を働いた事迄白狀して終ひましたので、今回の刑が確定したのです、母親は警察の留置場へ面會に來た時、ミシンを賣つた義兄恭三の宅へ引取られました、義兄はミシンを使用して裁縫業を營んで居りましたので、自分も之を習ひ、兄の商業を助けて居りますうち、評められて妻を娶りました、妻は非常に律氣な女で腸結核に罹り、命旦夕に迫る迄一生懸命働き、相當の收入を得て居たのでありますが、私は不德にも其金を持つてカフエー遊びや、玉撞きをして居たのであります、そして客年十一月遂に死亡致しました、夫れ以後は只々妻に申譯けない心地が致し死んでお詫を致さうと心に思ふ樣になりました、從つて自暴自棄となり、兄の不在に乘じ家計の資であるミシン機械五臺を持出し賣却した爲檢擧せられました、これ丈けなれば兄も決して罪にならぬ樣にして呉れたのですが、前に云つた樣な氣持から、妻の生きて居る時分に友達と二人で、侵入窃盜を働いた事迄白狀して終ひましたので、今回の刑が確定したのです、母親は警察の留置場へ面會に來た時、ミシンを賣つた義兄恭三の宅へ引取られました、義兄はミシンを使用して裁縫業を營んで居りましたので、自分も之を習ひ、兄の商業を助けて居りますうち、評められて妻を娶りました、妻は非常に律氣な女で腸結核に罹り、命旦夕に迫る迄一生懸命働き、相當の收入を得て居たのでありますが、私は不德にも其金を持つてカフエー遊びや、玉撞きをして居たのであります、そして客年十一月遂に死亡致しました、夫れ以後は只々妻に申譯けない心地が致し死んでお詫を致さうと心に思ふ樣になりました、從つて自暴自棄となり、兄の不在に乘じ家計の資であるミシン機械五臺を持出し賣却した爲檢擧せられました、これ丈けなれば兄も決して罪にならぬ樣にして呉れたのですが、前に云つた樣な氣持から、妻の生きて居る時分に友達と二人で、侵入窃盜を働いた事迄白狀して終ひましたので、今回の刑が確定したのです、母親は警察の留置場へ面會に來た時、ミシンを賣つた義兄恭三の宅へ引取られました、義兄はミシンを使用して裁縫業を營んで居りましたので、自分も之を習ひ、兄の商業を助けて居りますうち、評められて妻を娶りました、妻は非常に律氣な女で腸結核に罹り、命旦夕に迫る迄一生懸命働き、相當の收入を得て居たのでありますが、私は不德にも其金を持つてカフエー遊びや、玉撞きをして居たのであります、そして客年十一月遂に死亡致しました、夫れ以後は只々妻に申譯けない心地が致し死んでお詫を致さうと心に思ふ樣になりました、從つて自暴自棄となり、兄の不在に乘じ家計の資であるミシン機械五臺を持出し賣却した爲檢擧せられました、これ丈けなれば兄も決して罪にならぬ樣にして呉れたのですが、前に云つた樣な氣持から、妻の生きて居る時分に友達と二人で、侵入窃盜を働いた事迄白狀して終ひましたので、今回の刑が確定したのです、母親は警察の留置場へ面會に來た時、ミシンを賣つた

定刻議長役が立ち上る。

T　「只今から第二十二回一區累進準備會を開始致します、本日の議案は第一本令七十四條第二項及細則二十九條に基きます分、イ、ロ、の二件、第二本令四十四條同四十九條及軌範十條に基きます分、イ、ロ、ハ、の三件であります、此の中第二議案は工場勤務者の時間の都合が御座いますので引續き審議が出來ないと思ひますから豫め御承知を願ひます。

先づ第一議案のイ、身上調査を終了したる新入受刑者藤本三五郎（假名）外十九名を、第四級に編入の件を議題に供します、御手許に行刑經過表を御廻し致しますから、動靜報告簿及作業賦課に關する意見欄、記載の經過に就き、御審議を願ひます」

T　「本日のは、皆良い經過の者ですね、全部編入に異議なし」

T　「他の方は如何ですか」

一同「異議なし」

此の間に全部が承認の捺印を濟さゝ。

T　「では第一案のロ、身上調査を終了したる新入受刑者水井辰次（假名）を累進處遇に編入すべきや否やの件に移ります。これは相當複雜して居りますので提案に先ち經過に付て說明致します、本名は一月某日、窃盜罪に依り懲役二年の刑が確定し、北區より移送を受けたものであります、當初感想錄其他に付て見ましても何等普通の新入者と異つた處は無かつたのでありますが客月某日午後六時半擔當看守が居房を視察致しますと、自分の締めて居た帶を解いて首に卷きつけ、其の兩端を兩手にて引き、絞首を企てゝ居つたのを發見致しましたので、驚いて直ちに制止し報告して參りましたので、早速私が調べて見ますと、本人は次の樣に申述べました。

私は市岡中學在學中父に死なれ、母の手で辛じて中學を卒業しましたが、生活に窮迫し就職口を探して居る間に罪を犯し、昭和四年五月一年の刑を受けて姬路少年刑務所に收容されました、無事に刑期を終へて釋放され直に姉アキ子の嫁入先にして、現在實母も厄介になつて居る

述べて訓誡方を懇請したのであります。

然るに三日後の二十三日午前十時頃、豫而特別觀察を被命て居た擔當看守が、注意して視ると、本名の衣服の前身の部分が一箇所高く盛り上つて居りますので、直ちに捜査しますと居房襦袢の襟が出て來ました、そこで再び取調べますと、昨二十二日夜半、寢床の中で右の襟を剝離し、首を締めてみたが、革手錠の爲手首に力が這入らないので目的を達せず中止したと云ふ事であります、あれ程懲諭して置いたのに、斯樣な行爲に出られた事は多少腹立たしくもありますし、且つ他に更に深い原因もやと思はれましたのでよくよく問ひ糺した處、本名には千五百圓の生命保險が付けてある事が判明致しました、眞の彼の意中は、自殺して保險金を親にやらうと云ふのであります。精神異狀者の自殺は常に打算がありませんが、これは正に打算の上に立つて自殺しようと云ふのですから、精神異狀者ではない樣であります、然し差當り死なねばならぬ程の事は何も無いに拘らず、僅かばかりの保險金目當に申譯の爲死ぬ？と云ふのですから、一寸常軌を逸して居る樣でありますので再び觀察上申をして保健官の精神鑑定を願つたのであります。結果は輕佻性精神變質者と云ふ事であります。此點は私から說明するよりもS先生から御說明願つた方が、適當の樣に思はれますからS先生どうぞ」

保健技師S「本名に關する記錄を大體持つて參りましたから、診察の爲にした問答の記錄を先づ讀んでみませう」。

問　小兒時代に頭痛とか肢暈とかに惱んだ事がありますか。

答　有りません。

問　遺尿は何歲位迄ありましたか。

答　尋常一二年の頃迄です。

問　學校の成績は。

答　十番位でした中學校では十一番から十二三番でありました。

問　好きな學科は。

答　幾何、三角、地理です、

問　嫌ひな學科は、

答　別に嫌ひなものはありませんでしたが物理、化學、は實驗や講義を聽くのは好きでも自信が無い爲めに嫌ひでした。

問　汝はどんな氣質ですか。

答　懷疑的で小心で短氣ですそして負けん氣で惡く言へば嫉妬深いのです。

問　汝は病氣ですか。

答　頭が重くて物を考へると餘計に重くなります。

問　仕事は出來ますか。

答　眼が疲れて見憎くなります。

問　仕事は嫌ひでないですか。

答　そんなことありません。

問　今は何月で季節は何ですか。

答　三月で春です。

問　次に私の言ふ通り順序正しく覺えて下さい空、太陽、屋根、窓、机、人。

問　汝は暗算は出來ますか。

答　出來ます。

問　壹圓から拾八錢取れば幾許殘ります

か。

答　八十二錢です。

問　其れから又拾八錢取れば

答　六十四錢です。(計算力、正)

問　何かおかしなものが見えることはありませんか、それから何か耳に聞えて來る樣な事はありませんか。(眩視、眩聽なし)

答　ありません。

問　外圍の狀況が何か變つて來たですか。

答　そんなことはありません。(妄想なし)

問　それでは私が先き程言つた通り言つて見て下さい。

答　空、太陽、屋根、窓、部屋、机、(次の人を落す)

問　終りに人と云ふのがあつたでせう。

答　それは聞いて居りません。(記銘が稍々缺漏)

問　汝は社會に於て一度自殺を企てた事があるそうですが其の年月日と其の理由を話して下さい。

答　妻が昭和八年一月十日に死亡しましたが私は妻に殘酷な事をしてありますす。

問　どんな事をしたのですか。

答　妻が病氣でありながら病を抑へて働いて居りましたのに、自分は放蕩して居りましたので後悔しました、そして人間と云ふものは妻の如く善良であつても死ぬし、自分は死んでも良いのに生きてゐることや色々の事を考へて人間が嫌になつたのです。

問　それで本當に死なうとしたのですか。

答　いいえ死なうと考へて居ただけなのです。

問　次に汝は刑務所で自殺を企てた年月日と其の理由は。

答　昭和九年二月二十日。

問　何時頃でしたか。

答　午後六時すぎでした仕事の材料が切れた爲めそれを擔當さんにお願ひして居りましたが其間坐つて考へて居りましたが素品が切れてそれだけ仕事が後れて來るので又叱られないかと思ひましたそれから又家事を考へました。

問　どんなことを考へたのですか。

答　今度の私の事件は姉婿の「ミシン」を持ち出したため、姉婿は生活に窮し母親は警察でお前の樣な者は殺してしまいたいと言ひました、こんな事を考へますとそれだけ自分が惡かつたと思ひ又迚もこんな性質では今の人間社會では生活出來ないと思ひましたので、死んだ方が良いかと考へました。

問　本當に死ぬ氣でしたか。

答　全く死んでしまふ氣ではありませんでした。

問　どんな具合にして死なうとしたのですか。

答　長衣の紐で正坐して首を絞めましたが別に死ぬ氣はなかつたので止めました。

問　何時擔當さんに發見せられたです

か。

答　止め様として居る所を發見されました。

問　一區の區長さんから訓戒を受けたのは何時ですか。

答　二十一日です。

問　何時頃ですか。

答　午前九時頃です。

問　區長さんは何と申しましたか。

答　死ぬと云ふ不心得をさとされました。

問　それを話して下さい。

答　精神が亂れて居りましたので細やかなことは自分は忘れて居ります。

問　それから又二度目自殺を企てたのですねそれは。

答　昭和九年二月二十二日晩の八時頃です。

問　今度は如何なる理由ですか。

答　前の様な事を考へてゐました、そして又自分は生れながらに不幸だ、矢張り刑期を務めて社會に出ても、こんな不幸な人間は社會に樂に暮すことは難かしいと思ひましたので、死んだ方が良いかと思ひました。

問　どんなにしましたか。

答　襦袢の襟を裂いて首に卷きました。

問　本當に死ぬ決心でしたか。

答　此儘死んでしまはふと思つた瞬間に人間社會に未練が有る様に思はれ且つ手錠の爲め思ふ様に締められないので止めました。

問　今後も前の様な事を考へて苦るしくなつた時は死ぬ積りですか。

答　死ぬつもりはない様に思ひます。

次に診斷を申上げます。

本收容者ハ智力薄弱ナル者ニ非ズ感情及ビ意志ノ異常特ニ顯著ナルモノニシテ卽チ精神變質症ヲ有スルモノナリ。

精神症候

叡智界ノ障礙　認識ハ正常ニシテ自己ノ疾病卽チ性格ノ缺陷ニ對シテモ多少ノ自覺ヲ有ス、從テ又意識淸明ナリ、次ニ注意ハ輕動性、散慢ナリ、卽チ各種ノ外來刺戟ニ對シテ注意容易ニ轉移シ內部ヨリ湧出スル思想ニヨリテモ誘亂セラレ易シ、領會稍々迅速、記銘力ハ注意散亂ニ基キテ稍々缺漏スルコトアリ、追想力ニ著シキ異常ナク、想像力稍々旺盛、聯想ハ稍々奔逸性ナリ、判斷ニアリテハ事物ノ判斷粗漏杜選ニ傾キ、自己ノ社會的地位將來ニ關シ正當ナル觀察ヲ下スコト能ハズ、事ノ輕重ニ對スル判斷モ輕卒ニシテ誤リ易ク、曲解、誤想シ遠大ナル着眼ナク、目前ノ利害ノミ捉ハル、コト多シ幻視幻聽ハ之ヲ認メス妄想ナシ、

感情界ノ障礙

抑鬱性情緒ニ支配セラレ常ニ小心翼々トシテ些事ニ心勞焦慮シ、時ニ厭世ノ念ヲ發シ、其日常想フトコロモ自己ノ缺陷ノミニテアラユル事物ノ陰影ノミヲ見テ陽面ヲ見ザルコト多ク、恐怖、危懼、苦悶ノ感情モ起ルコトアリ、感情ノ興奮性ハ亢進シ過敏、刺戟性ニシテ卽チ刺戟性不機嫌悲哀苦悶ヲ兼ネ自殺企圖ニ出ルコトアリ、感情ハ轉變性ニシテ氣分ハ常ニ均同ナラズ、

意志障礙

意志ハ薄弱ニシテ惰弱ナル生活ヲ送リ遂ニ今日ノ境遇ヲ招キタルモノニシテ、感動、肉體的、感情ニ飄ラレテ熟慮制止ノ精神作用ノ制肘ナク、無謀ノ行爲ニ出ルモノナリ、自殺企圖ハ變質者ニ多ク見ラルヽモノニシテ、通常一時ノ感動、沈鬱、苦悶ニ、依リテ行ハルルモノナリ、

身體症候

體格中等榮養稍々良變質徵候ハ身體的ニモ亦證明セラル、卽チ本受刑者ハ頭顱左右不均ニシテ右側ノ顱頂骨丗ニ後頭骨ハ膨隆シ左側ハ扁平ナリ顏面骨モ左右不均ヲ現ハシ一般ニ右側ハ左側ニ比シ大ナリ、

感覺障礙トシテ右乳嘴部附近ニ壓痛アリ、其他頭重ヲ訴フ、其他ニハ皮膚紋畫症稍著明瞳孔ハ左右同大、正圓ニシテ對光反應正常角膜反射減弱、懸雍垂ハ右側ニ傾キ咽頭反射ハ消失、膝蓋腱反射及ビアヒシス腱反射ハ稍々亢進ス、

胸腹部內臟ニ異常ヲ認メス、

之ヲ要スルニ本受刑者ハ輕佻性精神變質者ニ該當スルモノト認ム。と云ふ様な譯であります」。

T　「專門的、科學的、の判斷は是れで充分であると思ひます、結局通俗的の言葉で總評すれば、意思の弱い、陰鬱な、感情家と云ふ事になる譯ですね」

保健技師S　「左樣です、此の程度の人間は、受刑者としては餘り珍らしくなく、普通工場にザラに居る譯です」

T　「では次に敎務の御意見を伺ひます」、

敎誨師M　「夫れでは大體醫務と同樣の形式で申上げませう。

問　相當微密な頭の樣に思はれるが今迄の話を綜合して考へると感情は感じ易く激し易く心移りし易き樣で且つ意志は刺戟に輕動するか弱い樣ですね。

答　左樣に言はれゝば自分でもそうと考へます。

問　假りに平常感情を惡くして居る人が あつて會ふ時機があれば自分の感情を先分に言ふ決心をして居た場合に其の平常の決心通りに會ふた時に充分言ふことが出來ますか。

答　心で思つて居ましても何だか精神が引込的な氣分になりまして感情を充分に外に顯はして言ふことが出來ませぬ。

問　然し感情を惡くして居る人に會つた時機に先方より强く働きかけられた時冷酷に衝動的に反撥することがありませぬか。

答　其通りです非常に强く自暴自棄的な心になつて衝動的に反撥することがあります。

問　物事に對して自己本位になり易く他に對して無關心で冷淡な樣であると考へませぬか。

答　今迄の親や兄弟、姉、又は妻の病氣の時の自分の仕打ちを結果から考へますと御言葉通りで每度後で惡かつたと

思ひますが自分でやつて居る時は左様な考へを持つてやつては居りませぬ。

問　今迄親の許に居つた時代、妻と同棲時代、兄姉の家に同居した時代、其の全般の時代を考へて自分は我儘で斑氣であつたと考へませぬか。

答　實際其通りです、隨分我儘でした其の爲め母や兄と折合が悪かつたと思ひます、又就職の點も斑氣であつた様に思ひます。

以上に依り綜合的に考察するに稍變質に似たる點ありと雖も概めて微弱なり、性格は女性的にして快活に非ず、懦弱にして殊に自己本位の行動に傾き易く、極めて我儘斑氣のものなり素質は多く血質の反應多く稍神經質なる點あり、感情は敏速に感激し易けれども移動し易く強烈深刻ならざるものなり、意志は刺戟に輕動し易けれども行動薄弱にして決斷的行動に出ずること困難なるものなり、型は感情的内向型にして深き内的感情生活を要求する性質を有し、因循姑息にして自己の威情を赤裸に他人の前に顯し得ず他に對して冷淡且つ無關心なり、然れども偶々他より強き誘導を受け非常に衝動的なる反撥を爲すことあり叡智は普通以上に發達し居るものなり、以上でありまです。

T　「これで性格に對する專門的の御批判もよく判りました、醫務、敎務の御意見は共に可否相半ばする様に思ひますが自分では寧ろ同様の見解で居るのです、サテ本人を救ふ事を專らとすれば、多少の危險はありますが此際思ひ切つて累進處遇に編入して雜居に移し輕業工場へ就業せしめ氣分の轉換を圖るべきだと思ひます。又責任上より安全第一とすれば編入を除外し嚴正獨居に拘禁し革手錠は解除出來ないと云ふ事になると思ひますが、御意見は如何でせう」

作業技手K　「私達は此の人間に關與してから日が淺いのですから、一寸確りした事は言ひ切れないのですが」

部長K　「夫れでは此の席へ呼出して一應調べて見ては如何でせう」

看守長N　「其の方が良いですね全部の方に徹底しますから」

T　「では呼出す事に致します」

獨居擔當K　「私が行つて呼んで來ます」

五分程すると革手錠居房衣の受刑者水井が連れ出された。

作業技師K　「私から質問しますお前は中學時代は物理化學は餘り好きでなかつたと云ひますがそうですか」

「左様です」

K　「動植物學とか地質學はどうでした」

「嫌ひでした」

K　「では何が好きでした」

「數學とか法制經濟とか倫理とか云ふものです」

K　「理屈ッぽくて議論が好きと云ふ譯ですね』

「左様です、でも私の性質はその議論も心で思つて居る半分も云ひ表す事が出來ないのです」

K　「倫理と云ふと道德に關する學問と云ふ事になると思ひますが道德の實行は如何ですか」

「心に思つて居ても實行の點は恥かしいのです」

技師は自然科學の方へ引込んで事務的な素質でも發見しようとする様だつたが本人は精神科學の方へばかり走る、稍々ともすると懷疑的な事を例へば厭世哲學染た事を云ふが、割合に冷靜で結論的には自分の缺點を指適否認する。

引續きS技手T部長から夫々職業的な二三の質問を終つた、

T　「では私から三つの問を致しますから正直に夫に答へて下さい」

「ハイ」

T　「君は入所前死と云ふ事を眞劍に考へた事がありますか」

「眞劍に考へた事はありません、漠としてです」

T　「君は二十日二十三日に眞實に死なうと決心しましたか」

「眞實に死なうとは思ひませんでした」

T　「君は現在死と云ふ事をどう云ふ風に思つて居りますか」

「死を考へて居ります」

T　「死を考へる事は恐ろしいですか」

「エイ、努めてそんな事は思ふまいと思つて居ます」

T　「分りました、他に質問する方はありませんか。ありませんでしたら歸しまず」

彼は一人一人に丁寧に禮をして歸つて行つた。

作業技師K　「結局詳細承つた處と同じ様な結論しか得られません、出すならば先刻お話の通り輕業工場へでも試みに出すのですね」

部長T　「出せば、注意は一寸も怠れません」

部長M　「自殺は眞似が本當になるのですから一寸危險な性格です」

保健技師S　「何れとも申せませんね」

T　「時間も大分經過致しましたから可否の投票に依り、決を採る事にしたいと思ひます」

看守長N　「贊成です夫れでは議長を除いて十人ですから同數の時は議長の採決に依る事にしませう」

各自に投票用紙のメモが渡され、小さい木箱が卓の中央に置かれた、全部の人達がメモを持つたまゝ考へてゐる。

看守長N　「サア急いで下さい、可と否丈ですよどちらでもよいのですよ」

「どちらでもよいそれは分つてゐるんだが」アハヽヽ皆んなが明るい顏に成りながら何かを書いて夫々箱に入れた。

T　「全部入つたですからNさん開けて下さい」

看守長N　「では早速開票！讀みますよ可が一つ、否が一つ、可が二つ……三つ、否が二つ、可が四つ、否が三つ……四つ……五つ……オヤ同點らしいぞ可が五つ、アッ同點だ」アハヽヽ

「これは良い投票だ」

「誰か(可ナラン)と云ふのがあるよ餘程苦しかつたのですね」

「夫は半點だから可の方は四點五分だアハ……」

看守長N　「愈々議長の採決ですよ」

T　「困りましたね斯うなると私一人の責任の様な氣がしますよ」

T　「それでは私の盲斷で恐縮ですが……本名は專門の科學を基礎として心理に詳細な檢討を加へた事に依つて、いろ〳〵心細い點が發見されましたが、兎に角吾々の注意と經驗に於て傍診したのでは意思能力殆ど完全な、そして指導感化の可能な、普通人と認めて差支へないと思ひますから輕業を條件として累進處遇編入の意見に決定さして頂き度いと思ひます。

斯くして議事錄決議事項欄には六對五の決戰の跡を殘して書類は刑務官會議に附議された、そして準備會の決議は尊重せられて承認を得、所長殿は寛容の態度を以て全部を認め輕業莫大小工を指定せられた。

◇

受刑者水井辰次は朗かな顏をして作業に精を出してゐる、配役後二十日の本日彼は「私はお蔭樣で心氣一轉しました」と申立てゐる新らしい令規を擁して救ふ者も救はるゝ者も幸福である。

◇

和泉の都、堺に長閑な春風が滿ちて萬朶の櫻が香つてゐる、春たけなはの四月!!

（終り）

富樫源治氏

前支部長名譽會員兼評議員富樫源治氏は八月九日杉並區天沼の自邸に於て逝去されたので、協會よりは香華を贈つて弔慰した。

八月分贈與金

一金壹百四拾九圓也

內譯

金壹百拾圓也　佐藤倉男外十七名　退職贈與金

金參拾九圓也　近藤優外一名死亡贈與金

法律婚と事實婚

東京帝大教授　法學博士　穗積重遠

本文は穗積博士の茶話會に於ける講演筆記です。間違等があつたらすべて筆記者の責任です。

（一）

表題の問題について雜談的に御話しいたしたい。結婚といふことは昔から人生の一大事となつてゐる。もちろんそれに相違ないがその重大な婚姻が、今日制度の上でどうも判然としない。卽ち夫婦であるのかないのか判然としないやうな事實が澤山ある。法律上では夫婦であるが事實上には夫婦といへない場合もあれば反對に法律上では夫婦として認めることが出來ぬが、事實上では夫婦であるといふ場合もある。後者の場合が特に多い。かやうに法律と事實とが一致せぬので、婚姻が宙宇に迷ふ、どう取扱つていゝか、處置に困るのである。重大な問題であるだけに、これは何とかしなければならぬ。今日、民法の改正が準備されつゝあるが、この問題についても何とかその矛盾を除かねばならぬと、研究を重ねてゐる。各位の御職掌にとつても、この問題は何かの關係があることゝ考へられるので、その經過の大體を御話して見たい。

法律婚と事實婚と題したが、これは形式婚と事實婚といふのが更に根本的の言ひ方であらう。事實婚といふは文字通り事實上夫婦となつてゐるものはこれを夫婦として認めるといふ考方であり、形式婚といふのは、事實上に夫婦であるばかりでなく、それを何等か一定の形式によつて現はすことを必要とする、といふ考方によるものである。法律が婚姻を取扱ふ場合にはこの二つの考方がある。社會生活が素朴で、法制もシムプルであつた時代には、恐らく事實婚のみであつたらうが、社會生活が複雜となり、社會思想が進歩するに從つて、婚姻に形式を要するといふ形式婚の制度が成り立つて來た。それには西洋でいへばキリスト教の影響が大きい。中世キリスト教の盛んであつたときは、婚姻にはキリスト教の儀式を必要とした。卽ちキリスト教の儀式により結びつけられて始めて夫婦となる。その形式を具へたものでなければ夫婦として認められなかつたのである。いはゞ宗教婚とも稱すべきものであつたが形式婚の一種たることにかはりはない。その點をはつきりと決めたのが、有名な一五六三年のトレントの宗教會議であ

る。キリスト教にはサクラメント（聖靈典）といふ七つの儀式があるが婚姻はその一つである、即ち教會でサクラメントとしての結婚式を擧げたものでなければ婚姻とは認めない、といふことをこの會議に於て表向きに決定したのである。爾來宗教的に彩色されたその形式婚が長く續いてゐたが、その後宗教思想に對して個人思想、自由思想が勃興し來ると共に婚姻とても必ずしもローマ法王の指圖を必要とするものでない、必ずしも宗教上の儀式を條件とするものでない、といふやうな思想が漸次に擡頭し來り、やがては宗教上の儀式よりも、むしろ國家法律上の手續を必要とするものである、といふ考方になつて來たのである。これを婚姻の還俗運動と呼んでゐる。婚姻が宗教上の拘束から脫して國家の統制下に、法律上の手續によつて意思表示をなせばいゝといふことになつたのである。フランス革命を轉機としてそれがはつきりと制度化されてゐる。即ち一七九一年九月三日に制定されたフランス革命憲法は「法律は婚姻を民事契約に外ならざるもの と認む」と明言してゐる。宗教上のサクラメントであつたものが民事契約となつたのである。サクラメントである限り、婚姻は聖書のいはゆる「神の合せ給へるものは人これを離すべからず」といふ文句によつて離婚といふことが許されなかつたが、民事契約にすぎぬといふことになれば、結び合ふのも自由であれば、解き離れるのも自由である、といふわけで離婚が承認される。婚姻は民事契約であるから、フランス民法に於ては、法律上の手續を必要とする。即ちフランス民法は純粹の法律婚主義を採用してゐる。フランス民法は今日各國民法の元祖となつてゐるものだが、婚姻についても多くの國がこれに倣つて、何れも法律婚主義を採用してゐる。唯ロシアは革命以前には宗教婚であつたが、革命以後一九一八年九月十六日の親族法で一度法律婚となり、更に最近では事實婚に轉向してゐるやうである。又イギリスは古風で實際的な國民性であるだけに、宗教婚によつて教會で儀式を擧げてもよし、法律婚主義で役場で手續をすませてもよいといふどつちでもよい主義をとつてゐる。

（二）

では日本はどうかといふに、明治以前のことははつきりせぬが、先づ事實婚主義によつてゐたものと見てよからう。明治に入つて始めて戸籍制度が確立した。尤も日本の戸籍制度は奈良朝の昔からあつたことで、何も明治になつて始めて出來たのではないが、しかしそれまでの戸籍といふものは、事實頗るあやふやなものであつた。あまり當てにするものではなかつた。それを明治四年にすつかり整理して、爾來戸籍のことを八ヶ間しく勵行した。そして婚姻のことについても、明治八年十二月九日の太政官達第二百九號で「婚姻又ハ養子養女ノ取組若クハ其離婚離緣、假令相對熟談ノ上ナリトモ雙方戸籍ニ登記セサル內ハ其效ナキモノト

看做スヘク候條、右等ノ屆出等閑ノ所業無之樣精々說諭可致置、此旨相達候事」と公布してゐる。それによるとたとへ相對懇談あるも、双方の戸籍にこれを登錄しなければ婚姻は效力を生じない、即ち婚姻は屆出によつて始めて效力を生ずるわけで、その點からいふと、日本はこの時から法律婚主義に則つてゐるやうに見えるが、事實は必ずしもさうではない。この布告は畢竟戸籍屆出の督勵に外ならない。といふのはこの達しが出たときに宮崎の有馬判事から、一つの伺書が出た。それは達しの趣旨が判明しないからこれ〳〵の場合の疑義について更に御指圖を請ふといふのである。それに對し司法省では、明治十年六月十九日司法省達丁第四十六號で「伺ノ趣、八年第二百九號ノ論達後其登記ヲ怠リシ者アリト雖モ、既ニ親族近隣ノ者モ夫婦若クハ養父子ト認メ裁判官ニ於テモ其實アリト認ムル者ハ夫婦若クハ養父子ヲ以テ論ス可キ儀ト相心得ヘシ」といふ指令を發してゐる。即ち登記を怠つてゐても、親族近隣の者——社會がこれを夫婦として認め又裁判官もその實ありと認めてゐるものは夫婦として取扱ふべきだといつてゐる。これは事實婚を認めるといふことである。それで見ると明治初年頃は、婚姻の屆出はこれを勵行してゐるが、しかし屆出をせずとも、事實上の夫婦であるものはやはり夫婦としてこれを取扱つてゐたのである。結局は事實婚主義だつたことが判る。現在はどうかといへば民法第七百七十五條で「婚姻ハ戸籍吏ニ屆出ツルニヨリ其效力ヲ生ス」と明に規定してゐるから、無論法律婚主義を採用してゐるのである。事實上には夫婦であつても、又いかに立派な結婚式を擧げた夫婦關係であつても、それが右の法定の形式によつて表示されない限り、法律はこれを婚姻とは認めない。もし結婚式を擧げ又は同棲關係を開始した後に婚姻の屆出をなせば、法律上の婚姻は結婚式又は同棲の日に始まるのではなくして、屆出の日に始まるのである。反對に婚姻屆の方が先きになれば、まだ結婚式が擧げられてゐなくとも、又同棲してゐなくとも、婚姻は始つてゐるのである。現行民法の明文をかやうに解釋することについては、何等の疑はないのである。しかし實際問題として婚姻を取扱はうとする場合、そこにいろ〳〵な問題を生ずる。それは事實と法律との不一致から來るもので、法律婚主義の一缺陷と目すべきものである。即ち法律上では夫婦であるが事實上には夫婦でない、といふものがある一方には、事實上は夫婦であつても法律上には夫婦でない、といふものが出來て來て、その法律婚と事實婚との不一致からいろ〳〵な不便、不都合が生れて來る。前者の關係で一番著しい例は、北米移民に關聯して發生したいはゆる「寫眞結婚」の問題である。

北米に移民した獨身の男子が、それぞれ年頃になつたので妻帶しやうとするが向ふには日本の女が少い。そこで本國から妻を迎へやうとかゝる。それについて

一番よい方法は、本人が一度内地へ歸つて來て、配偶者を選び、結婚式を擧げ、届出をすまして花嫁を一緒につれて再び渡米する、さうさへすれば何も文句はないのであるが、それには相當經費もかゝることであり、實行が容易でない。では本人は歸朝せずに、妻となるべき婦人を米國に呼んで、向ふで結婚すればいゝではないか、といふことになるが、移民法の關係でそれが出來ない。當時の米國は現在の如くに日本移民を嚴禁してはゐなかつたが、獨身婦人の渡米することを非常に嫌つてゐた。法律でこれを禁止しやうとまでしたのである。そこで日本はいろ〳〵談判して、その結果日米間にはいはゆる「紳士協約」なるものを結んで、日本政府は獨身婦人に對しては、渡米の旅行免狀を下附しないといふ約束をし、それを實行したのである。そこで獨身婦人を呼び寄せて向ふで結婚するといふことも出來なくなつてしまつた。在米の獨身男子は一大恐慌を來したわけだが、智慧者はあるもので、いはゆる「寫眞結婚」といふことを考へ出した。卽ち内地と米國とで互に寫眞を取交はし、それで話が決まれば内地の本籍地へ結婚届を出す。すると法律上には立派な夫婦となるのであるから、獨身婦人ではなく何某の妻、花嫁として渡米するわけで、日本政府としてもこれに對して旅行免狀を下附しないわけに行かぬ。「紳士協約」に牴觸するのでない。この方法はまことに思ひ付きで、便利だつたので、我も我もとみなやつた。寫眞花嫁が續々として渡米したのである。上陸すると夫が出迎へに出てゐるわけであるが、何せ實物に御目にかゝるのは双方で初めてのことであるから、御互に懷中から寫眞を取出して顏を見比べる。寫眞顏と實物とはちがつてゐるやうなこともあつて、幾多の悲喜劇が持ち上つたやうなわけであるが一方米國人はその樣子を見て承知しない。名を夫婦にかりて實は獨身婦人を呼び寄せたものである、「紳士協約」に違反するものであると苦情をいふ。日本政府でもいろ〳〵辯解はしたが、容易に納得しない。元來御互に顏も見知つてゐないやうなそんな夫婦つてあるべき筈がないといふ。で談判を重ねたが、日本ではとう〳〵尻込みして寫眞花嫁には旅行免狀を下附しないといふことにしてしまつた。その後米國では移民全體を禁止したので、寫眞結婚の問題も自然消滅の形となつてしまつたが、これなどは法律婚があつて事實婚のない適例である。適例ではあるがいはゞ特例で、しかもすでに過去の事實である。法律婚と事實婚との不一致で、いつも問題となるのは、も一つの方の、法律上は夫婦でよいが、事實上は夫婦であるといふ事實婚があつて法律婚のない場合である。いはゆる「内緣の夫婦」といふのがそれである。

（三）

「内緣の夫婦」といふのはわが國の今日の社會では極めて有りふれた現象である。殆んど毎日のやうに新聞紙上に、内緣の夫とか内緣の妻とかいふ文字を見うける。いかに世間に内緣關係の夫婦の多いかゞわかるが、それだけ又厄介な問題である。日本では結婚式に先だち又は結婚式當日に婚姻届を出すのはむしろ稀で、式がすんで數日後に届出をすればいゝ方である。嚴格な法律論からいふと、たとへ數日でもその間は内緣の夫婦である。それが數日どころか、一月も二月も一年も二年も放つておく人が多い。子が生れてやつと届出る人もあれば、生れても届けない人もある。中には折合ひがよかつたら籍を入れる、といつたやうな一種の試驗結婚か何かのつもりでゐる人もある。そんなわけで少し慘酷に批評するなれば、今日わが國の夫婦は、殆んどすべて内緣關係で始まり、そしてその中の少なからざる部分が内緣關係のまゝで終る、といつてもいゝのである。今日内緣關係の夫婦が幾組あるものか、はつきりしたことはもちろん判らない。婚姻統計には内緣の夫婦を除いてゐるから、統計はあてにならない。統計に示されたもの以上に、まだ〳〵澤山ある筈である。尤も先年の國勢調査の際には、「配偶者有り」といふのは内緣關係をも含めてのことではあつたが。――大正十三年に、本所區柳島元町にある東京帝大セットルメントで、同町の戸口調査をしたことがあるが、それによると、同町の夫婦三百四十六組のうちで、法律上の夫婦は二百七十五組、それに對して内緣の夫婦が七十一組といふことであつた。だが小範圍の一組といふことで格別標準にもならない。又かつて京都西陣の警察署が、管内の百七十二組の内緣夫婦について、何故婚姻届を出さなかつたかとその理由を調査したところ、一番多數なのは、男女双方戸主又は相續人なるがために入籍不能のものといふのであつて、これが五十組あつた。法律上の支障が事由となつてゐるものである。次は何氣なく意慢に付しをるものといふので、四十組あつた。この二つの事由が兩大關であとは數が減つて來る。兩親戸主が承知しないもの二十二組、子が出來たら籍を入れやうといふものが十四組、手續をするのが面倒だといふもの六組、これは寄留者に多い。男が信用出來ないからといふもの五組、夫婦仲が惡くて、いつ離れるかも知れないからといふもの四組、女が年長なのを恥ぢてといふもの四組、兩親戸主等同意權者の行方不明のためといふもの三組、その他男子の行方不明のもの、無智にして入籍の意義を解せざるもの、妻が家風に合ふかどうか分らぬからといふもの、前夫との關係未解決のためといふもの、前婚解決後六ヶ月未滿のためといふもの、年廻りがわるいからといふもの、夫が歸化しない外國人であるからといふもの、妻の實家に大人がゐないためといふもの等々、各一組、外に要領を得ないもの十六組といふ統計になつてゐる。家風に合ふかどうか分らぬからといふものはこゝでは一組になつてゐるが、これは世間には隨分多

からうと思ふ。右の調査は西陣一ヶ所のことで、もちろんそれで全般を推すわけには行かぬが、多少の參考にはなるであらう。理由は何であれ、内縁關係の夫婦といふものは、世間に相當多いのである。

（四）

内縁の夫婦關係には、法律上いろ〳〵な不都合が生じて來る。第一に夫婦の間で苗字がちがつてゐる。昔は夫婦で姓がちがつてゐたが、今日では何かにつけて工合がわるい。第二に民法でも刑法でも重婚を禁じてゐるし、又妻の姦通はこれを罰することになつてゐるが、事實重婚であつても、婚姻屆が出てゐなければ、法律上重婚として取扱ふことが出來ない。内縁の妻の姦通も同じことで、法律上にはどうも問題にならない。少くも當然問題になるといふわけには行かない。第三に内縁の妻は、妻として法律の保護を受け得ないから地位が不安である。いつ夫から不當に追ひ出されるかもしれない。ことで、もちろんそれで全般を推すわけには行かぬが、多少の參考にはなるであらう。理由は何であれ、内縁關係の夫婦といふものは、世間に相當多いのである。

（四）

内縁の夫婦關係には、法律上いろ〳〵な不都合が生じて來る。第一に夫婦の間で苗字がちがつてゐる。昔は夫婦で姓がちがつてゐたが、今日では何かにつけて工合がわるい。第二に民法でも刑法でも重婚を禁じてゐるし、又妻の姦通はこれを罰することになつてゐるが、事實重婚であつても、婚姻屆が出てゐなければ、法律上重婚として取扱ふことが出來ない。内縁の妻の姦通も同じことで、法律上にはどうも問題にならない。少くも當然問題になるといふわけには行かない。第三に内縁の妻は、妻として法律の保護を受け得ないから地位が不安である。いつ夫から不當に追ひ出されるかもしれない。籍が入つてゐないのでは、法律を楯に夫に對し文句を言ふことが出來ない。又例へば夫が妻を虐待するといふやうな場合法律上の夫婦ならば離婚の訴を起してきれいに別れることが出來る。が内縁の妻であると、それが出來ず、從つてその關係の繼絶をはつきりせしむることが出來ないので、妻はいつまでもその不幸な境涯に泣かねばならぬやうなことになる。要するに内縁の妻の地位は不確實であり不安である。第四には、内縁の妻は夫の死後、寡婦としての保護救濟を受けない。妻の死後の夫についても同樣の事情があり得るが、寡婦の場合が著しい。夫が官吏軍人である場合、夫の死後、遺族扶助料を受くべき第一の權利者は妻であるる。だが、内縁の妻ではそれがもらへない。軍人などには時々これが問題となることがある。軍人の婚姻は民法の規定以上に八ヶ間しいものがあつて、上長官の許可を必要とする位である。だが若い軍人などはともすればその手續を怠つて、内縁關係のまゝでゐることがある。夫が戰死したとき、遺族扶助料のことでそれが問題となる。こんな例がある。シベリア出兵の際、ある青年士官が出征することになつたが、婚姻屆をしてないので妻はまだ内縁關係にある。自分が戰死しても遺族扶助料は妻に下りない。そこで青年士官は今の中に屆出をしておかうと考へ、留守宅へ手紙をやつて、結婚屆をシベリアへ送らせ、それに自分も署名捺印して再び内地へ送りかへし、屆出をすました。すましたはいゝが軍事郵便であるため途中で手間取つて、假りに出信の日を四月一日とすればそれが二ヶ月後の六月末について、七月一日に役場に屆出をすまし、こゝに法律上正式に結婚が成立したといふわけ。ところが不幸にして青年士官は、それより以前——かりに六月一日として——に戰死した。そしてその通知が役場に屆いたのは八月一日であつたとする。役場では本人は六月一日に戰

死したことゝして取扱ふ。しかしおかしい、戸籍面では六月一日に戰死したものが七月一日に結婚したといふことになる。少くも青年士官は、法律上には妻なくして死んでゐることになる。だから法律的にいへば、右の青年士官の妻女には遺族扶助料はやれないわけである。そこで陸軍省でも大へん心配して私のところに意見を訊きに來たことがある。無論この場合、青年士官は國家のために死んだことであり、常識的には當然妻に遺族扶助料を下附すべきであるが、法律婚と事實婚と一致しないがためにこんな不都合なことを生ずる。

又いつも困るのは職工の遺族に對する扶助料の問題である。大正十五年までの工場法施行令には、職工が死んだときは事業主は遺族に對して扶助料を支給すべきことを規定してゐる。そして第十條の「遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工ノ配偶者トス」との規定によつて、妻は第一順位の扶助料權利者となつてゐるが、こゝでいふ配偶者といふのは法律上の夫婦を意味する。内縁の夫や妻ではその權利がないのである。ところが、職工には事實上の夫婦が相當に多いので、それでは折角職工を保護しやうとしたこの工場法も十分にその效果を發揮し得ない。工場主としては成るべく金を出さぬ方がいゝのだから、内縁關係を楯にどし〳〵はねつけてしまふ、といふわけで、立法の精神が通らない。そこで社會局でもいろ〳〵考へて、大正十五年に工場法改正の際に配偶者といふ中に内縁の夫婦をも含めやうとの案も出たらしかつたが、上役から削られたのが、大年十五年勅令第百五十三號の施行令である。それによると、職工が死んで配偶者なきときは、職工の死亡當時、その收入によつて生計を維持したる者が、第二段の權利者として遺族扶助料を受取ることが出來ることになつてゐる。その收入により生計を維持したる者とは、言はず語らずの裡に内縁の夫婦を意味してゐる。しかし職工には何のかのと規律が附きまとふので、それもあまりうまくは行はれてゐないが、曲りなりにもさうして事實婚による職工夫婦を保護しやうとしてゐるのである。

前後に困るのは内縁の夫婦の間に出來た子が、事實上は立派な嫡出子であるに拘らず、私生兒として取扱はるゝことである。妻の方へ屆けて妻の私生子となる。父が認知しても庶子たるにすぎない。婚姻屆が出てないために、嫡出子であるべき子が、私生兒若くは庶子として取扱はるゝことは、子のために氣の毒である。昭和二年の統計によると、同年におけるわが國（内地）の出生兒二百六萬七百三十七人の中、公生兒（嫡出子）は大凡九割三分、私生兒（庶子を含む）七分といふ割合となつてゐる。日本は外國に比して、私生兒が少いとはいへない。相當多數である。統計だけ見ると、日本は相當風俗が紊れてゐるかに見えるかもしれぬ。しかしそれは必ずしもさうではない。

ない。統計にいふ私生兒の中には、事實上は立派な夫婦の子だが、婚姻屆が出てないばかりに、取りあえず私生兒又は庶子として屆け出たものが相當多數にある。だから親が婚姻屆を出しさへすればその時から子は嫡出子となるのである。だから統計面だけで風俗の善惡は判別出來ない。過去十數年來の現象として、私生兒の割合は減つてゐる。これも風俗が良くなつたといふよりは、婚姻屆が早く出るやうになつた結果と見るべきであらう。

（五）

內緣の夫婦關係は法律上、事實上にいろ〳〵の不都合を生ずるがこんな例がある。ある內緣關係の夫婦の間に子供が出來た。しかし妻は女戶主であつたので夫の方へ籍を入れるわけに行かない。で子供は當初妻の私生兒として屆出でたが、中學入學の際、私生兒では體裁がわるいといふので、父が認知して庶子として父の籍に入れた。間もなく妻は死んでしまつた。ところがこの女戶主には相續人がない。（子は認知されて父の籍に入つたので）そこで親族會議が開かれて、他から相續人を選定した。すると父親（即ち女戶主の內緣の夫）は大に立腹して、民法第九百五十一條により、親族會の決議に對する不服の訴を提起した。民法の規定によれば利害關係人は不服の訴を提起し得るのである。しかし父親と死んだ女戶主とは事實上は夫婦でも法律上には夫婦でない。そこで第一審、第二審ではこれを頭からはねつけてしまつた。民法にいふ利害關係人とは法律上の利害關係人でなければならない。法律上の利害關係人でないものは訴を起す資格がないといふわけである。父親は上告したが、大審院もやはり前審の判決を是認した。又昭和七年十月六日大審院第一民事部にあらはれた事件にこんなのがある。神戶である車力が、大きい材木を積んだ車を引いて阪神電車の軌道を橫ぎらうとすると、そこへ電車がやつて來て跳ね飛ばされて卽死してしまつた。電車側に過失があるのである。ところがその車力は一ヶ年前に結婚し、妻は姙娠してゐる。しかし籍は入つてゐない。早く屆けをしやうといつてゐる中に死んでしまつたのである。一ヶ月經つて男子が生れた。そこで妻と男子との二人の名で、電車會社を相手取つて、損害賠償請求の訴を提起した。法律上の夫婦であれば無論勝訴となる筈なのだが、內緣關係だといふので、敗訴となつた。民法第七百十一條に配偶者とあるは法律上のものでなければならぬといふのである。事件は大審院へ行つたが、同院第一民事部では、いかにも同情すべき事柄であるといふので、特に民法第七百九條の解釋を擴張して、同條の規定によつて損害賠償の請求權を認めた。同條の「故意又ハ過失ニ因ッテ他人ノ權利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」といふその權利といふ解釋は從來相當八ヶ間しいものであつたが、それを利益といふ意味に解釋したのである。さすれば右の場合、電車會社の踏切番の過失に因つて、夫が死なゝかつたら養つて貰へるといふ妻（內緣）並に胎兒の利益を侵害したことになるから、會社は損害賠償の責に任すべきである、といふことになり、內緣云々の問題はこれを外へ逸してしまつたのである。尤もこの事件は遺棄後會社側から示談を申込んで、妻及び胎兒に對し千圓の示談金を贈つてゐるので、損害賠償請求權を拋棄したが、妻はそれでいゝとしても、胎兒の分を拋棄する必要はない、胎兒の分を取らねばならないとて、下級審に再審を命じたやうなわけである。民法第七百九條の權利といふのを利益と解釋して、遺族の利益を擁護しやうとした大審院の判決はまことに見上げたものだと思ふが、しかしそんな無理をしなければならぬところに、現行民法の缺陷がうかゞはれる。

中にはずいぶん珍訴訟もある。民法には先取特權といふ規定があつて、借金取立の際、債權者平等の原則に對して、優先的地位に立つ債權者がある。例へば命の綱の米を賣つたといふ米屋、埋葬を引受けたといふ葬儀屋等に、それ〴〵民法に規定がある。ところがある內緣の夫婦があつて夫が死んだ。債權者が押しかけて來たが、中で米屋が、私は米屋ですから先取特權があると言ひ出した。するとほかの債權者達がくやしがつて、成程先取特權はあるかもしれぬが、それは債務者たる夫が食つた分についてのこと、內緣の妻が食つた分については先取特權はないといふやうなことを言ひ立てゝ、大審院まで持込んだといふ事件もあつたのである。不便なことはまだいろ〳〵ある。裁判所から書類を送達する場合、民訴第百四十五條によれば、本人又は同居の親族又は雇人に渡せといふことになつてゐる。ところが本人は留守で內緣の妻があることがある。これが問題である。內緣の妻は同居の親族でもなければ、雇人でもない、だから內緣の妻に渡した送達は無效であるといふやうなことになる。改正訴訟法では「同居者ニシテ事理ヲ辨識スルニ足ルベキ智能ヲ具フル者」といふ風に、その點に解決を與へてゐるから、內緣の妻でも差支ないわけで、問題はなくなつた。

（六）

內緣關係の夫婦は、右の如くいろ〳〵な不都合を生むが、一番困るのは、事實上婚姻を結んでゐながら、月日の經つにつれて夫の氣が變り、妻を追ひ出してしまふ。道德的にいつても社會的にいつても甚だ不都合なことであるが、法律上の妻でないから救濟の方法がない、といつて以前の裁判では、頭からはねつけたものである。時には夫の行爲を不法行爲として、これに對して損害賠償權を認めたこともあつたが、それもうまくは行かなかつた。しかし事柄はいかにも不都合であり、女のために可哀相であるといふの

で、大正四年一月二十六日大審院民事聯合部では、從來の態度を改め、この問題は不法行爲として取扱ふべきものでなく婚姻豫約違反の問題であるとて、「婚姻ノ豫約ハ將來ニ於テ適法ナル婚姻ヲ爲スヘキコトヲ目的トスル契約ニシテ、其契約ハ亦適法ニシテ有效ナリトス。法律上之ニ依リ當事者ヲシテ其約旨ニ從ヒ婚姻ヲ爲サシムルコトヲ强制スルコトヲ得サルモ、當事者一方カ正當ノ理由ナクシテ其約ニ違反シ、婚姻ヲ爲スコトヲ拒絶シタル場合ニ於テハ、其一方ハ相手方カ其約ヲ信シタルカ爲メニ被ムリタル有形無形ノ損害ヲ賠償スル責ニ任スヘキモノトス」といふ有名な判決を下したのである。そして婚姻の儀式は婚姻そのものではないが、婚姻の豫約である、婚姻の屆出をしやうといふ豫約である。何等正當の理由なくして夫がその豫約を實行しないのは婚姻豫約違反であるから、相手方の被つた財産上の損害を賠償するのみならず、相手方の精神上の苦痛に對し、慰藉料を支拂ふべきであるといふことになつた。卽ち從來法律上には無效とされてゐた婚姻の豫約がこの判決によつて有效となり、同時にその豫約違反に對しては責任を負はねばならぬことゝなつたのである。爾來續々としていはゆる「節操蹂躙の訴」が起され、しかも多くの場合原告の勝訴となつてゐる。「節操蹂躙の訴」といふのは新聞語で、法律上では「婚姻豫約不履行に基く損害賠償の訴」といふのである。尤も大審院の判決は、不當に追ひ出される不幸な女（內緣の妻）を救はうために、かうした理論を持つて來たのであるから、當時學者の間にも非難の聲ケ出されてゐるが、實は不當離婚の問題であるが、實際法律の正面解釋では先生の御說の方が正しいのである。私は已むなく立會演說はやつたが、判決が一種のこぢつけであることは當時とても十分に認めてゐたのである。だが、それにも拘らず、そのやうなこぢつけまでして不幸な女を救つてやらうとする大審院の苦心は買つてやらねばならない。裁判官は學者の說を見受ける。私は大審院の判決當時は偶々外國へ留學中であつたが、歸朝後このことを知つて、わが意を得たりと大に喜んだ次第であるが、前にもいふやうにこれは學者間にも異論があつた。石坂音四郎先生などは大に反對で、婚豫約は無效なりと力說された。先生の演說に對して、私が引つぱり出されて立會演說をやつたことがあるが、これは私には思ひ出が深い。といふのは、先生はそれから數日して長逝されてしまつた。當時の先生の演說は法學協會雜誌にも載つてゐるが今から思へばあれが先生の最後の演說であり、最後の論文だつたのである。それはさておき、法律の正面解釋では先生の御說の方が正しいのである。私は已むなく立會演說はやつたが、判決が一種のこぢつけであることは當時とても十分に認めてゐたのである。だが、それにも拘らず、そのやうなこぢつけまでして不幸な女を救つてやらうとする大審院の苦心は買つてやらねばならない。裁判官は學者

ではない。學理に忠實であるよりも、事件を正しく裁くといふことが本來の任務でなければならぬ。不幸な女をかばひ、せめて金位取つてやらうとする、それは裁判官として正しい道である。とはいへかりに私が裁判官であつたならばさやうなこぢつけはやめて、もつと根本的な云ひ方をするかもしれない。卽ち事實上結婚しながら、婚姻屆の出てないのをいゝことにして、妻を追ひ出したといふやうな場合、それをいかに處置するかといふことは民法の豫期しなかつたことで、法の不備である。だからそのことを卒直に承認して、つまり法律の規定もなく、又慣習法もないことであるから、條理によつてかく裁判するものであると說明したらよからうと思ふ。明治八年太政官布告百三十七條によると、法律の規定もなく慣習法もないものは、條理により裁判すべしといふ意味のことが書いてある。成文法や慣習法のない場合ばかりでない、これある場合でも、多少はその解釋を曲げても、結果のいゝことであれば、裁判官はその方法を採るべきである。何れにせよ、大審院が右の如き判決を下したについては、少くもその意氣と苦心は買つてやらねばならない。私がその判決理由のこぢつけを認めつゝも、名判決としてその謳歌を吝まないのはそのためである。

右述べたのは多く、男が不當に女を追ひ出した場合のことであるが、反對に女に逃げられて、男の方から訴へて出るやうな場合もある。これに對して、裁判所は、女が男に追ひ出されたのに比し、男が女に逃げられたのは、實驗法則上その苦痛大ならざるものと認めるから、損害賠償は金百圓を以て十分なりとするといふ意味の判決を下してゐるし又第三者があつて、內緣關係の妻をそゝのかして自分の方の籍に入れた場合、內緣の夫は第三者に對して損害賠償の權利を有する、といふことをひとしく大審院の判決で認めてゐる。卽ち事實上の婚姻を破壞した姦夫に對して、內緣の夫は、その破壞されたことから受けた損害を賠償せしむることが出來るのである。これは注目すべき判例であるが、しかしこれは名は婚豫約問題であるが、實は不當離婚の問題である。離婚といふのは言ふまでもなく、夫婦の生存中の婚姻の解消であるが、これは統計ではつきり判らない。統計に現れてゐる離婚は、屆出をすました夫婦の離婚、卽ち法律上の離婚だけであつて、內緣關係の離婚、卽ち事實上の離婚は統計には載つてゐないのである。離婚はもちろん好ましくないことで、キリスト敎などでは絶對に禁止した位であるが、しかし法律ではさうは行かない。離婚は、結婚の第一年目には概して少いが、二三年後に多くなる。西洋は反對で、第一年目に一番多い。これは多く結婚屆を出さぬ中に離婚してしまふからである。一年位經つて、大丈夫一緒に行けるといふ見込みのついたところで結婚屆を出す、そこで二年目以後になると離婚が少くなるのである。しかし前述の如く日本は、內緣

關係の離婚は統計に現れぬのであるから實際のところはよく判らない。だが、内縁關係の結婚を保護するのも、損害賠償權を認める位では眞の解決はつかない。何とかもつと根本的の良い方法はないものか、民法改正に當つても厄介な問題となつてゐる。

（七）

それ等の不都合はすべて法律と事實とがかけ離れてゐることから生ずる。だからこれをなくするためには兩者を一緒にするはいゝ。一緒にするには法律から事實へ歩み寄るべきか、事實が法律へ歩み寄るべきか、といふ問題となるが、正しくは法律から事實へ歩み寄るべきである。民法改正はこの點を十分に考慮してゐるが、私の考ではなまなかな小刀細工ではダメである。思ひきり事實婚に立ちかへつて、明治十年六月十九日司法省達のやうに、親族近隣の者が認めてゐるものは夫婦と看做してもよからう、とも考へられるが、しかもそれも餘りに漠然としてゐる。現在法制審議會の改正案では婚姻は慣習法認められたる儀式を擧ぐることに因りて成立し、一定の期間内に届出をなすことゝし、儀式を擧げない場合は、届出によつて成立する、といふことになつてゐて、現行法から見ればたしかに一歩を進めてゐるが、尚ほ問題はある。慣習上認められたる儀式とは何をいふのだらうか。慣習によらぬ結婚式を擧げたのでは、婚姻は成立せぬのであらうか。この間の新聞にあつたが音樂結婚といふか、音樂家の新郎新婦がブカ〳〵音樂をやつて、指輪を取交して、それで儀式をすました。これなどはどう見ても慣習上の儀式とはいへない。慣習上といへば、神前で三々九度をやるとか、高砂をやるとか、何れ多少は物々しく、いはゆるブルジョア向きともいへる。その餘裕のないものが、ソバ屋の二階で、一杯やつて夫婦の固めをする、それも慣習上とはいへまいが、儀式でないとはいへない。そこでモ一つの方法として考へられるのは、右とは反對に、事實が法律へ歩み寄ることである。言ひかへれば結婚と同時に、若くは成るべく早く届出を出させるやうにすることである。私自身の經驗を一寸御話するが、私は大學で奥田義八先生から親族法の講義を聽いて、少くも自分だけは結婚と届出とを一致さしてやれと考へて、儀式の以前に自分で結婚届を作り、妻となるべき人の家へ持つていつて印を捺してもらひ、儀式の前日に區役所へ持つていつてよく見てもらひ、そして當日式場へ臨む際に、届出をすました。だから私の場合には、内縁關係は一日もないわけである。私は商賣柄、特に嚴格に實行したわけであるが、若い學士などで、私に結婚の媒酌を依頼に來る人だちに對しても、同時の届出を條件として承諾するやうにしてゐる。いつかの新聞に、儀式當日、新郎新婦が打揃つて區役所へ出頭し、届出をすましたといふ記事があつたが、本格的である。又ある人は、結婚式と届出の時間までを一致させやうとて、神前で式を擧げる前に、届書を作り、双方署名捺印して、自動車でそれを役場へ送り届け、それと同時刻に式を擧げたといふ人もある。しかしさうした人々は實は例外であつて、一般には兩者を一致せしめることはなか〳〵六ケしいことである。事實上の結婚と同時に届出をすますやうな風習を作ればそれで文句はないわけだが、その風習が一朝一夕に出來ないとすれば、法律が事實に歩み寄つて、民法が大體に於て事實婚主義を採用するの外はあるまい。だが、事實をして法律に歩み寄らしめるために、ある方法を考へて見るのもいゝ。例へば市町村役場に結婚式場を作つておいて、そこで式を擧げ、同時に届出をすますことにするのも一策ではあるまいか。現にベルギーのブラッセルでは、それをやつてゐる。市役所で結婚式を擧げるのである。私は留學中一度參觀したことがあるが、正面に市長や助役がすわつて、何かと結婚手續をやつてゐる。市長が新郎新婦を呼び出し、教會でのやうにいろ〳〵のことを訊ね、しかる後に聖書の代りに民法を讀み聞かせ、戸籍簿に記名させて握手して「御目出度う」といふ、かうすれば儀式と届出とはイヤでも一致するわけである。西洋には内縁關係の夫婦といふものは割に少ない。それといふのが制度が法律と事實とを一致せしむるやうに出來てゐるからである。英國では儀式は教會でやつてもよいことになつてゐるが、フランス、ベルギー、ドイツ等では必ず役場で手續きをすまさねばならぬことになつてゐる。そして役場と教會と連絡をとつて、役場で手續ずみのものでなければ、教會で式を擧げることになつてゐる。又前述のプラッセルのやうに、役場で、結婚式の眞似事見たいなことをやつてそれですましておくのもある。良策たることを失はないと思ふ。最近私は地方の新聞を送られ、一つの愉快なニュースを發見した。大阪の消防夫が保險金欲しさに自分の家に火をつけた。發覺して未決に入つた。消防夫には内縁の妻がある、後妻である。先妻の子の十九と九つの二人娘の子と一緒に留守をしてゐる。なか〳〵の貞女で、刑務所にゐる夫に對し、差入や何かいろ〳〵心配してゐたが、ある日檢事を訪ねて泣いて頼むことには、「こんなことになる位ならどんなことをしても夫を助けたのに今となつては致し方がありません、夫の罪が決つたら、たとへ五年が十年でも、待ちませう。留守をまもつて、二人の娘を立派に育てゝ行きませう。しかし内縁關係ではいかにも心元ないから、籍を入れてもらへるやうにどうか檢事さんから本人に話して下さいませんか」といふのである。いかにも尤もな申分であるし、その貞節に檢事もいたく感心して、早速本人にもその話をし、刑務所から結婚届を出すことに盡力されたといふことである。その夫も何れは皆様の御世話になつてゐることであらうが、刑務所の收容者

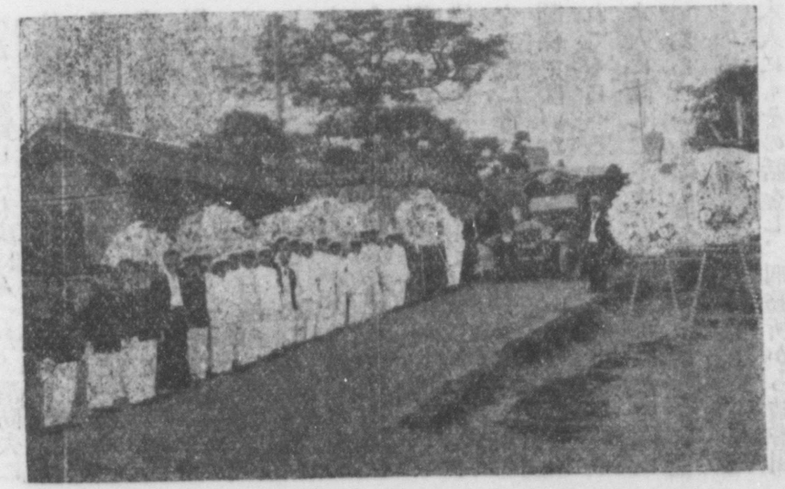
等には内縁關係の夫婦が相當に多いことであらうと想像する。内縁關係では以上述べたやうないろ〳〵な不都合がある。特に女にとつて不利な場合がずいぶん多いのである。唯法律上の手續きをせぬといふだけのことで事實上は夫婦に違ひないのであるから、夫婦として法律が保護を加へるのが道理として正しい。それについては法律の方でも改正を試みねばならぬが、外國の例で見るやうな、制度の上で儀式と届出とを一致せしむるやうな方法をとるのも一策であらうし、右の檢事のやうな取扱でも歡迎したい。皆樣の御職務に關し、内縁關係の夫婦を御世話になるやうな場合も多いことゝ思ひ、法律婚と事實婚とに關し、簡單に御話した次第である。

（終り）

靜岡刑務所長川村次郎氏

靜岡刑務所長川村次郎氏は豫て宿痾糖尿病にて臥床加療中の處去る七月廿八日珍らしくも午前五時半病床に端座し夫人に清水を求めて洗顔、淨身の後、東天を拜し心快く物語り乍ら再び床に臥したが昏々として眠るが如く遂に逝かれた。時に午前六時十分。告別式は廿九日午後四時より官舍に於て靜岡市内の各官衙長官佐藤市谷、西岡小田原兩所長なぞ多數參列の上盛大に執行された。氏は多年わが刑務界に盡されその資性圓滿人格者として名高く、よく勤勉力行今日の地位を贏ち得たる誠に後輩の龜鑑である。

なほ氏は明治三十七、八年の戰役には歩兵軍曹として青森歩兵第五聯隊より出征、遼陽、黒澤臺、奉天の各會戰に參加凱旋後はその勳功に依り功七級金鵄勳章を賜つてゐる。



第六回行刑醫務練習生修業式

第六回行刑醫務囑託練習生修業式は七月三十一日午前十一時より刑務協會樓上に於て開催、吉益刑務官練習所長、正木、東の各司法書記官、芥川衞生官、佐藤、谷内、吉田、岡部の各刑務所長、平川、三井、窪田湧谷、會川、富田、柏木、高田の各醫務主任、伊藤主事の開會の辭に次ぎ、吉益練習所長より修業者十三名に對し修業證書を授與し、次で同所長より左の訓示をなした。

本日第六回行刑醫務囑託練習生の修業式を擧行いたし、一ヶ月の講習を無事修了されたる各位が、今後夫々の任地へ赴任され、夫々の職務に執掌さるゝことゝなりましたことは、各位御自身のためにも又我刑務界のためにも非常に慶賀に堪えないところでありまして、この機會に練習所長として各位に對し、一言の御挨拶を申述べまするることは、私の實に欣幸とするところであります。

各位は何れも本年三月學校を卒業され、しかも多數の卒業生の中から特に選拔されて行刑醫務囑託として採用された優秀な方々でありますが、採用後二ヶ月間は東京の四大刑務所に於て、行刑醫務の實際狀態を仔細に見學されて大に自得するところがあり、更にその後約二ヶ月間に亙つて、東京の大病院である東京帝國醫科大學病院、慶應病院、慈惠醫科大學病院、傳染病研究所に於て、夫々斯界の權威について臨床醫學の實地研究を積まれその傍、當練習所に於てその道の諸先生方から、刑法、刑事政策、行刑法、行刑衞生學等に關する講義を熱心に聽講されたのでありますから、一般行刑並に行刑醫務に關する概念だけはすでに御了解になつたことゝ存じます。まことにこの四ヶ月間各位は、實地研究に又講義に、異常な熱心を以て御精勵、御努力になつたことでありますが、しかも炎暑の候にも拘らず、幸に一人の落伍者を出すことも なく、打揃ふて目出度くその業を終えられたわけで、その點御同樣喜びに堪えない次第であります。

しかしながら四ヶ月間に於ける各位の御勉強は、言はゞ學生時代から、將來我國の行刑醫務を擔當すべき行刑官吏としての時代に移るまでの、中間的の一つの準備教育に過ぎないのであります。申すまでもなく、各位の擔當すべき行刑醫務は、普通の醫學とは稍趣を異にして、特種の意義と使命とを有つてゐるものであります。そこで司法省では、各位に對しその準備教育を施すの必要を認めまして年々講習を開始してゐる次第でありますが、それと申すのが、行刑醫務は行刑の中でも非常に重要な要素をなすものでありまして、戒護、教務、作業と相並んで行刑の四大要素の一に位するものであります。行刑醫務は主として收容者の衞生治療、保健等に從事するものでありまして、申さば收容者の身體をあづかつてゐる仕事でありますから、行刑の成績を立派に擧げるためには各位の御努力に待つところが頗る多いのであります。しかも一方、行刑の根本目的は收容者の敎化に

存することでありますから、各位はよくその點を考慮され、人格の向上ということを主とし、學術の研鑽を客とし、そしてこの四ヶ月間の準備教育を活用されて將來行刑醫務の上に立派な成績を擧くることに御奮闘願ひたいのであります。學校教育も勿論さうでありますが、この四ヶ月間の準備教育も、文字通りに、社會に出て夫々の實務に當るための、ほんの下準備、言はゞ定石に過ぎないのであります。各位がもし、この下準備、定石に滿足して、これにて事足るといふ風に御考へになつたならば、それは實に各位御自身のためばかりでなく、我刑務界のために實に遺憾に堪えないことであります。何卒今後共、智識、技術の双方に亙つて一段の御勉強、御研究を積まれ、天晴の成績を擧げていたゞきたいのであります。

各位は、夫々に異つた任地へ赴かれるので、自然その土地が初めての人もあれば、又その刑務所の所長や主任の人とも初對面といふ方々も多いでありませう。初めての土地は、氣候風土も異ることでありますから、十分に各自の健康に御注意になり、同時に所長や先輩の人々に對しては十分の尊敬を以て、何かの御指導を請ひ、熱誠と勤勉とを以て各自の職務に御精勵になり、以て我國行刑醫務のため御盡力、御努力あらんことを特に希望いたす次第であります。

次で玉置醫務課長より修業生一同を代表して左の答辭を述べ、終つて伊藤主事の挨拶で閉式した。

答辭

玉置醫務課長

茲ニ本日第六回行刑醫務練習生修了式ニ際シ局長閣下ヲ始メ諸先生ノ御貴臨ヲ忝ウセルハ生等ノ最モ光榮トスル所ナリ顧ルニ生等十三名凡庸ノ資ヲ以テ本所ニ講習シ今ヤ所定ノ課程ヲ卒ヘ將ニ實務ニ就カントスルハ偏ニ諸先生御薫陶ノ賜ナリト深ク感謝致ス次第ナリ今ヤ生等各々其ノ任地ニ赴キ行刑界ニ第一歩ヲ踏ミ出サントスルニ當リ其ノ任務ノ重且ツ大ナルヲ痛感ス惟フニ醫學ハ日進月歩ノ學ニシテ吾ガ行刑徳生モ之レニ伴ヒ研鑽充實今ヤ他分科ニ劣ラサルモノアリト雖モ尚ホ他日ノ研究ニ俟ツモノ多々アリ然レドモ吾等ガ任務ハ徒ニ象牙ノ塔ニ立テ籠ルニアラズシテ一臂ノ力ヲ行刑ノ目的ニ盡サンコトスルニアリ生等微力ナリト雖モ一同心ヲ同ジウシ完全ナル渾一體トナリ刑務官諸士ノ峻嚴ナルコト恰モ嚴父ノ愛ノ如キモノアルニ對シ我等ノ手ヤ慈母ノ如キ溫情ヲ以テ受刑者ノ改過遷善ニ力メンコトヲ期ス諸先生幸ニ生等ガ心ヲ諒トセラレ今後共益々御指導御鞭撻下サラバ生等ノ喜ビ之ニ過グルモノアラズ一言以テ答辭トス

昭和九年七月三十一日

行刑醫務講習生總代

玉置醫務課長

尚修業生の氏名は左の通りである

巢鴨	倉田道夫
〃	玉置馨
〃	天ヶ瀬六三郎
〃	吉田實
豐多摩	森田七三
〃	高松勳
〃	多田隈滿
小菅	西村博
〃	黒塚壽之
〃	佐々木正人
市谷	運村博
〃	唐津秀雄
〃	外間完猷

刑務職員親睦野球戰

累進處遇令布かれて茲に半歳有餘、行刑の暗影は次第に拂拭せられ、所謂明るき行刑が行はるゝに至つた。如斯明るき行刑は先づ明朗なる職員の心身陶冶より出發せざるべからざることは云ふ迄もない。然るに行刑に於ける中堅とも稱すべき戒護官吏の勤務、運動、經濟、閑暇狀態を見るに轉た寒心に堪へざるもの多し。從て明るき行刑に對する心身修養鍛練の志望は滿つるもその機會に際會すること少く、殊に相當の修養ある士と雖も動もすれば孤城に立籠り易く、和樂とか、融和、親睦等を缺く憾み少しとせず、そは、常に反社會的非倫理的事物に接しをる爲めか所謂「明朗さ」なく偏執、固執、單なる形式などに拘泥する傾きあるを否定でき得やうか。

行刑職員の保健に關しては種々考慮せられ、既に劍道、柔道の如きは殆んど正課として施行、全國を四區に分ち之を奬勵し、或は弓道、庭球の如きも次第に普及されつゝあるは欣ばしい。之等の運動は概言せば主として個人的運動と稱し得べく、協力的運動、換言せば犧牲的團結的運動競技の未だ整はざるは遺憾である。然る所明き行刑は先づ「スポーツ精神の明朗さから」を目指し、我が長野刑務所及松本刑務支所間職員の親睦、融和協力の促進法に關し、末光本所長、宇田支所長の創意と、千野、島田、佐藤等各看守長其他幹部職員の團結、努力は先づスポーツに依る親睦、融和、保健明朗を期することゝなり、其の方法として毎年春秋二季に亙り、交互に野球リーグ戰を擧行することにした。

右協議に基き第一回戰は本所より支所へ遠征することゝなり七月二十八日(土曜日)、陣容を整へた長野遠征軍一行十二名は堂々と松本へ乘込む。午後三時より試合開始となる、此日は全國中等學校選拔野球戰が、縣營球場を使用中に付き余議なく蹴球場を借り受け、長野先攻の下に行刑有史以來恐らく劃期的本支所野球戰の火蓋は切られた。

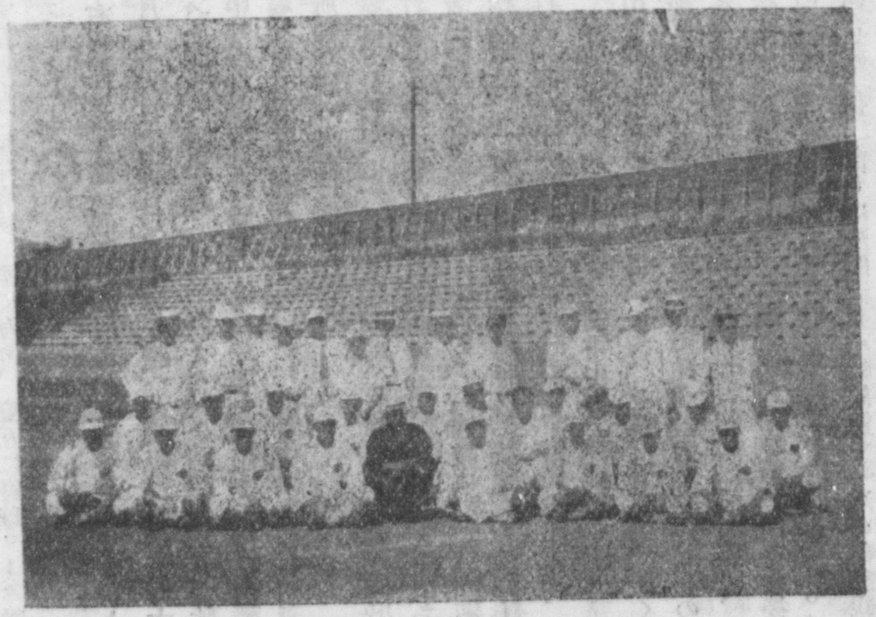
壁頭、長野軍、一番打者松木は、三疊强襲のゴロに出で、二番打者井上は三振、三番打者西は遊三間のヒットを放ち、四番打者土肥は左翼前のヒットを打ち、一回戰に於て二點獲得、一方松本軍は、一番打者藤森は左翼前の美事なヒットを打ち、二番打者今西は四死球、を選び、三番打者宮島の遊ゴロ、取られて、藤森封殺、四番、矢萩、五番中村、共に能く選球、四死球に出で押し出しの一點獲得、六番、七番打者凡退、斯くして一回戰に於て、長野二、松本一、得點、攻守共五分五分の實力、松本軍は稍押される傾きあり、而て二回戰以後長野軍、得點なく松本軍は二回戰に三點、六回戰に二點を得、兩軍共接戰、善戰の結果二對六Aの好スコアにて長野軍の惜敗となる。

試合終了後、直ちに淺間溫泉小柳旅館で一浴の後懇親會を開催、自己紹介、隔意なき歡談を遂げ、次會は來る八月五日、松

本より長野へ遠征を約し、和氣藹々裡に解散す。

一敗、地に塗れた長野軍は來るべき第二回戰に雪辱必勝を誓ひ猛者を冒し、連日猛練習と準備怠りなく八月五日來長の松本遠征軍を待つ、當日午後松本軍總勢(一行)十七名、長野に乘込み、刑務所にて晩餐の後先づ善光寺に參詣、必勝を念じ、直ちに市營球場に入る。フリー、バッテイングの後、一同紀念撮影し前回同樣長野先攻、松本守備の下に、試合開始したるは午後三時、球審は、長野商業學校野球監督中村氏の嚴正なる審判裡にプレーボールは宣せられ試合は進む。第五回戰迄松本軍は西投手の好投に、全く封ぜられ文字通りの接戰苦闘を演じたるも第六回戰に於て、松本軍は長野投手の疲勞に乘じ能く選球獲點適時安打したる爲一擧九點を擧げ、勝敗の分岐點を作るに至つた。斯くて九對十二Aのスコアで再び長野敗退す。

試合終つて、松屋旅館にて本支所職員四十餘名相會し懇親會開催、末光所長を初め一同着席、心から歡を盡し、戰の勝負はどこへやら吹飛び、語り合ひ、和樂協調の聲室内に滿つ、斯くて談盡くる所なきも豫定の時間迫り、午後七時半松本軍は長野驛發にて歸松し、茲に春季野球リーグ戰の幕を閉づ。





讀者の頁

◎個性觀察とスポーツ

松本支所　伊藤保彦

個性と行刑といふことは舊くつて然かも新らしい問題である。元來行刑上個性の尊重さるべきことは夙に唱へられた所で、必ずしも昨今に始まつたものではない、然共この要求は、その聲の甚だ大きく舊きにも不拘個性そのもの〻眞義さへ茫漠然たるものがあつた。況んやこれが暢達の方法に至つては未だ十分に研究されてゐなかつたのである。

最近の行刑思潮が教育刑を主眼とするに於ては更に個性の尊重を高唱するに至つたのも蓋し當然と言はねばならぬのである。

『行刑の完璧を期さんと欲せば先づ適切なる個性の觀察から』と言つても過言ではあるまい。

個性とは個人の特異性であるが、これに二つの觀點がある。その一は吾等の心身の諸種の活動の上に現はれる性人的相異の特殊的個性で、その二は個人が全體として互に他と相異る所の全體的個性である。

然し此の特殊的個性にせよ、全體的個性にせよ、各人の眞の個性を見出す事は甚だ困難であらう。

余は茲に最も簡易にして比較的卒直に個性の觀察方法の一として、スポーツに依るべきを主張せんとするものである。

スポーツの身體的及精神的價値に就いては曩くおき之を個性調査方面より述べんとするものである。

スポーツと一概に言ふも茲には主として競技に就いて現行刑制度上少年受刑者を主題とするものである。

競技は人類自然の活動にして自由なる動作の間に精神上の愉快と身體上の鍛錬とを得る者にして實に意志と身體とを鍛練するを得るもの之に勝る者なし。而して職員と彼等との間の關係を親密ならしめ、彼等の特異性を洞察するの機會を與ふる等其の教育行刑上の效果は蓋甚大である。彼等にスポーツを課する時は全く開放せられたる籠鳥の如く喜嬉雀躍殆んど自我の境地を脫して赤裸々なる個性を表現しつゝ競技に熱中する者である。此の機會に彼等を觀る時、過敏、輕躁、强情、放縱、意志の强弱、共同心等々、そは個性其の儘が容易に觀察し得るのである此の場合禮を失し、卑劣に陷らざる限り可成自由を尊重し個性の表現を阻止せざることである。

競技にも種々あるも個人的と團體的競技とに分類する事を得るも、團體的競技の協同一致を尚び規律を重んずる風を養ひ興味を惹起すること多き點に於て個人的競技に勝り社會生活適應を目的とする行政の見地からしても後者を選ぶべきである。

種目にも野球、デットボール、ヴアレ

ーボール等種々あるも之等は絶對的共同動作を必要とするが爲に運動的にも、個性觀察上から言つても推奨に價するものといへよう。

何れにせよ土地の狀況、設備等から考察し適當の種目を撰ぶべきである。

◎重心なき生活と吾等の使命

甲府　村松榮造

向上を欲しない生活が愛着なき生活と一致すべきは當然である。

われ等が若し現在の生活に愛着を持つたならば現在から將來へのプロセスを幾分なりとも意義あらしめようと努めるのが自然の要求であると云へよう、其處に生活の向上もあれば現在の各々の任務に對する愛着もあると云はねばならない。然るに何等の執着もなく現在を弊履の如く捨て去る者は生活に對する重點を失ふた人であり、空間的に見た悠長性の人生に纏つて時間的に觀た短期間の人生を即ち時と所とを無視した者であると云はねばならない、圖圖の彼等多くが斯うした經路を辿つてをる事實は幾多に證し得らるゝ事と思ふ。

此の重心なき生活を排し常に現實に即し將來に計るの途を啓かしめるこそ吾等が職能であり使命であらねばならぬ。

現在から將來へ……の連繫を無視しがちであり會生活へ……の連繫を無視しがちであり社會人が近時漸く吾等の職能を重視するに至りし事實は改いては社會も統制ずけられ、生活も意氣づけらるゝの前提にもなることである。ビルデングの一角に泡沫會社の重役で收まつてゐる者よりも汗と油に包まれ日夜孜々として改善教化の戰線に起つ吾等こそ貴重なる役割を擔ふてをることは言はずもがなである。

熱誠と而して正明な職務の遂行が彼等の將來への過程に如何に力強い、意義ある繋りを見せることであらう同時に新處遇令が基本精神たる發奮努力てふ躍進性をより助長せしむべきは必然である。

彼等各々の特性を把握し之をよりよく誘導せしめるところに累進處遇令の意義を擴大强化し將來への過程を基礎づけるものである以上正木先生の御高設による『各自の特技を磨き職能を發揮し以つて使命の重心點を發見して行くことを閑却してはならない筈だ』

生活に憧憬なく現實に愛着なき彼等の殆んどが時を無視し所を輕視し竟いに生活の重心を握り得ざりし經路に徵し彼等の生活習性の更新を助長し彼等自らの働きと、自らの力とによつて更生を希圖せしめ社會の暗黑面を光明化せしむるこそ吾等が職能を强調する所以である。

（九、七、三〇、）

◎人間性奪還

土手町支所　吉田喜次郎

拘禁は自己省察の示唆であり自己再認識のユートピアである、拘禁は又瞑想の森でもある。

過去より現在、現在より未來へと刻々と流れて行く刹那の人生、朝の紅顏忽焉として夕の白骨ともなると謂はれる刹那的人生、此の人生の刹那、刹那に於て自己を反省し戒愼し内的生活を送る者は稀であらう。人一度罪を犯して拘禁の身となる時始めて人生は刹那的省察の重要性を知覺し人間性の本義に還るものである前科幾犯となく重ねし累犯者ですら一度鐵窓の身となる時は悶悶の情堪え難き態を見るものである。これ即ち彼等が瞑想の森に浸潤し自己省察の示唆を享受し眞の人間性に還つた瞬間であらねばならぬ。

「人間性奪還」これが行刑觀念のファウンデーションであり行刑教育に於けるプライマリーでもあるのだ。

十九世紀の初年、かの獨居論者のクローネは雜居制に反駁して叫んだ「國家の費用を以て更らに犯罪者を作る樣なものだ」と、それはペンシルヴエニヤ制よりオーバーン制へと流れて行く國家經濟の反動に依る行刑の科學的進化の過渡時代であつた、科學的分類制を實施しなかつた當時に於ては當然の反駁であり、獨居制に依る人間性奪還が最善の敎化作用であつたに相違ない。

しかるに刻々と進化せし廿世紀の行刑は科學的分類制となり勞働敎化中心となつて此のクローネの言をも杞憂の語としてしまつた。

卽ち行刑に於ける人間性奪還は社會的人間への還元となつたのである。

あたら悔恨の涙にくれたとて、それが行刑に於ける人間性奪還とは言へない、それは只單に虛心坦懷的人間への證左たるに外ならないのである。

ギリシヤの大哲人アリストートルは——人間は社會的動物なり——と喝破した不朽の名言であり。行刑は今や此の人間性の眞義へと人間性の奪還を試み進化しつゝあるのである。

「勢に乘じて自らを制する能はずば此れ人間の弱點にして一代の英傑ナポレオンも此の煩惱を脫する能はず絕海の孤島セントヘレナに悶死せる、其の末路何ぞ哀れなる」と或本の一節にあつた、豈余を妨ぐるアルプスあらんやの氣概は一面に於て人間性の强硬を表現してゐるかの如き觀あるも其の反面に於て、是程人間性の弱點を暴露した言語はないであらう。奈翁にして然り豈凡人に於てをやである。

「人間一生に一度は拘禁的孤獨生活を送る可きだ」これは或る名士が未決に拘禁せられ保釋出所の際、徒然なる儘に過去半歲にわたる獨居生活を回顧し述懷した熟語であるが、吾々は此の言葉の中に眞理を把握する。

間斷なく流れる社會の狂躁、眩惑、これは犯罪の培土であり拍車である、其處には何等の自己省察なく、眞の自己の映像を見出す事なく只刹那の名利と享樂に生きて行くのみ。

土着の田舍の人々に犯罪者の尠いのは實に自己省察の賜であり自己反省の多くの機を持つからである、渺茫たる天地の間に孜々營々として勞働する田舍の人々に何の犯意が湧くか、——自己省察は人間性の奪還であり、行刑は自己省察の偉大なる示唆者である事が立證される。

「犯罪者は出來る丈監獄に入れぬ樣にし又一度入れたら出來るだけ出さぬ樣に」と牧野博士は謂はれてゐる。

躍達せし一九三四年の行刑は累進制度であるあたら一級を目指して阿諂便侫を事とする受刑者もゐるであらう、これは行刑の表皮を走る刑政の破壞者であり不埒者である。

かゝる受刑者はどし〳〵進級の停止、低下をやる可きだ。卽ち行刑の眞の生命は——人間性奪還——これに外ならないからである。

累進制度は現代に於ける教育刑のより良き敎化作用であり人間性奪還に於ける最善のシステムである。行刑の門を守る吾々は何處までも彼等の心理を洞察し此れを第一義とし此のプライマリーを基礎づけねばならない。

吾が行刑は今や累進處遇令の實施により今一段の飛躍を試みんとしてゐる。それは不定期刑の實施である。進級の停止、低下てふ懲罰が累進處遇令に織り込まれてある以上彼等受刑者は善良なる國民てふ烙印を捺さるる事なく或は四級或は三級の儘出所する者多々あるを免れない。

かかる時不定期刑は二重の敎化作用をなし又人間性奪還の拍車となるものである。

改正刑法草案第九十一條及び第百三十九條に於て不定期刑及び豫防拘禁が燦然として輝いてゐる事は歡喜に堪えない事である。

累進制度の旗の下に集る吾々刑務官吏は、かかる制度の一日も速かに實施されん事を、累進處遇令の成功と共に祈るものである。

（九、七、三一、）

◎不良囚の改善と看守の人格

高知　筒井春重

行刑の先驅者とは誰を指すか？犯人を對象とし理想市民の養成に盡粹する擔當看守是である。

今日、累進處遇と受刑者の感受性を前提として考へなば、受刑者を、水と假定し、擔當看守を其の容器と形象する事が出來る。曰く「水は方圓の器に從ふ」とは、行刑の倫理的遂行上、根本關係である。此の關係は偏に擔當看守の人格に俟つ、擔當看守の人格たるや、身分や肩書又は金力等に依つて求め得らるゝものでなく其の內容極めて多岐に亘るも、一言にせば收容者の悉くをして靈化するに足る德望を謂ふ。

假初にも擔當者にして受刑者に侮蔑的言辭を弄し、身分に依る差別的態度を示し收容者の鄭重なる敬禮に對し答禮もせず或は指示命令を下足を以てするものありとせば收容者の心情は如何？忽ちにして疑惑、反感はそゝり立ち改善主義の行刑は之に因つて破綻を來す、已みならず其の人格や思ひやられ、かの店頭に居て來客をサービスするキユーカン鳥にも尙劣る行爲である。若しも不良囚なるが故に嫌忌し、良囚なるが故に迎愛するが如きは我が子の愛に區別を付し勤當し、剩へ社會に害毒を流さしむる愚翁に毫も異なる處なし、不良囚なりとて擯斥し慘忍苛酷の處遇を爲し殊に他人と接涉を許さぬ獨居拘禁に付せば自然に神經系統は疲勞變質し遂には精神異狀者となる。

不良囚と雖も其特異質を明らかにせば必ずしも良民に勝る長所もなしとせず、彼の義賊石川五工門を見よ人を掠める反面には又人に施すと云ふ尊さもあつた。檻の猛獸すら飼育に依つて主人の命に從ひ主人を慕ふ況んや人間においてをやだ。されば不良囚の改善も差程難事でなく、寧ろ興味ある問題である。卽ち彼の長所と反感を巧に應用せしむれば急轉直下忽ち改悛の情は著はれ眞人間に蘇るは凡て吾人の屢々體驗する所である。

嗚呼何と彼等改善の爲め嚴父たる擔當看守の使命や崇高にして之が遂行の興味と其爽快は他に譬ふるものなし。

勿論擔當看守の責務は如上の外に一般收容者に對照して毫も疑惑、反感、自暴自棄たる動機原因を釀さざるに努め、自ら崇高なる人格を涵養し、官紀肅正、以て刑務機能を振起し絕對的信望を求め、是れが改善に備へ行刑の先驅者として勇猛邁進すべきだ。

◎若き敎誨師

名古屋　新刀悠

私は秋が近づくに從つて、風の如く漂然と來り風の如く漂然と去つた或若い敎誨師を想ひ出さずには居れない。其若い敎誨師は受刑者に對して餘裕を持てると屢々叫んだ。敎誨堂壇上に、悠々と立ち上り宛ら英雄の如き態度を以て靜々と諄々と人々に說く若い敎誨師の言葉を受刑者のみならず、列席した役人も凡て感動して聞いた。中でも或看守長は「見よ、あの不敵な面魂を！丸で生きた親鸞を見る樣だ」と私に述懷したが、全く其の若い有德な敎誨師は佛樣の樣な眼を持つてゐた。餘裕が如何に必要なるかを再三、再四自信に滿ちた顏で說いた。故に私は今懲に度々釋放者の感想錄で「餘裕と云ふ敎誨が一番私の胸にピンと答へた」と書いてあるのを見た。或一の例は柳生重兵衞と澤庵和尙の話であつた。或時德川將軍が柳生の腕を試めす積りで虎を檻の中に入れ、其中へ柳生を入れた所が流石劍道の達人丈あつて、鐵扇を構へてジロリと虎をにらみ据えた所虎は其場にすくんで少しも動かなかつたので、將軍初め一同はヤンヤと喝采した。所が次に澤庵和尙を檻の中に入れた、和尙は身に法衣を裝つた丈で何一つ持たず悠々と入つた。そして坐つた儘暫く瞑目してゐたら、虎が段々接近したので人々はもう今に嚙殺されて了ふであらうとヒヤ〳〵し乍ら見てゐた所が、虎は和尙の廻りをグル〳〵廻つて、和尙の傍に來てゴロリと橫に寢て了つた。それを見た將軍初め他の人々は、澤庵の人格に心から敬服したとのことである。これは澤庵に毛頭の敵意なく而も餘裕があつて、虎を虎として見ず猫位に見た爲であらう。此の比喩の中に刑務官として味ふべき敎訓が多く盛られてあると思ふ。其敎誨師は私の下宿に來て「今日の話は受刑者に聞かせるよりも、寧ろ役人に聞かせる積りであつた」と云

つたことであつた。私も大いに同感した。此態度で受刑者に對さねばならぬ、全國の刑務官が澤庵の樣に淡白に、餘祐を以て受刑者を敎化したいものであると痛感した。又其敎誨師は心の持ち工合で下駄の減り工合が違ふて、家から役所迄の歩數は氣を附ければ毎日一定だと云つて、僅か歩くことでも心を配らねばならぬと小さい實生活に卽したことを身を以て說いた。敎誨は高遠なる理想よりも、勤勞、修身を基礎としたものでなくてはならぬ。惟ふに、敎誨は煩瑣な學術の研究發表ではない故、受刑者に納得のゆく說明でなくてはならぬ。

實際受刑者は政治、外交、經濟等の專門智識を聽かんとするものではない、否それよりも「腹を立てゝはならぬ」とか「悪いことをすれば必ず悪い報いが來るぞよ」と云ふ簡單な敎誨に涙を出して靜聽するものである。敎誨の題材及內容は平生起り得る生活の平易な一例を、根柢として說明しても充分効果はあらうと確信する。若い敎誨師は其頃も其點を力說してゐた。私は秋が近附くと今でも其餘裕と云ふ言葉を想ひ出して痛切に良い敎誨だつたと感じ、劍道三段の腕前を持つ其敎誨師の英姿を再び敎誨堂で見たいと時々思ふのである。　以上

昭和九年八月二日夜

常識語 N・R・Aとは？

N・R・Aはローズヴエルト大統領のニュー・デイールの一部、しかもその最も重要な一部を構成するものである。ニュー・デイールなる言葉はトランプの言葉で蒔き直しの意味である。從て『出直し』の意味である。それは、シオドア・ローズヴエルトのモツトーであつたスクエヤー・デイールに做つた言葉であると見られよう。アメリカ經濟生活の諸領域に亘る廣汎な新政策を包含するのみならず、更に又、政界、實業界の革正、國際關係に於ける『善隣主義』の外交政策をも包含するのであるが故に、その實質的意味に着眼して、『新政策』或は『新工作』等の辭句を以て表現してゐるに過ぎないのである。

N・R・Aは云ふまでもなく "National Industrial Recovery Act" の略語である。初めのうちには、世界大戰中、イギリスの戰時立法たる Defense of the Realm Act（國土防衞法）を DORA と略稱して居つたやうに、此の立法を NIRA と呼んだのである。ところが『ニラ』は發音される場合に『ニアラ』となり、アメリカ人には "Nearer my God to Thee" といふ讃美歌を思ひ出させる。然るにこの讃美歌はお葬ひの時に歌はれるので、景氣回復を目標とする法律の名稱としては面白くないと云ふので『アイ』を省略して N・R・A といふことになつたと云はれてゐる。（法律時報第六卷第七號高柳賢三氏『N・R・A法律觀』に據る）

刑務所だより

◎山形聯隊區司令官收容者に訓話

八月一日陸軍の定期大異動が行はれて新任の山形聯隊區司令官渡部歩兵大佐が同月六日廣島第五師團司令部から着任した、同月九日副官安齊歩兵少佐を隨へて山形刑務支所に新任の挨拶に來られた。同日受刑者中四十名の在鄕軍人に一場の訓話をすることになつた。

在鄕軍人たる受刑者四十名を敎誨堂に集めて支所長が新任司令官を紹介した。渡部司令官は極めて懇切なる言語態度を持して大要左の旨趣の訓話をした、其の結果一同は純情忠誠の軍人精神を新らしく喚起したるもの、如く著しく感激の狀を呈して敎化上多大の效果をもたらしたことであつた。

訓話の要旨「諸君は敬愛すべき在鄕軍人である陛下の股肱である國民の中堅であらねばならぬ、吾等の同輩である、日本民族は世界の……特殊的優秀性がある、……國是と謂ひ世界各國に比類のないことは……廣く之れを認むるところであつて今更說明を要しない、吾等の名譽でもあり亦誇りである。建國以來數度の戰爭に於て勝利を占め續けたるは何に基因せしか……體の協和精神のほとばしりである。

諸君は不幸にして今は刑務所に在れども夫れは永久の住家ではない猛省せられよ一時の感情に趨りて分限を忘れ常識を失ひ其の結果、國法にふれたりと雖も諸君の根底の意志たるや多くは環境の支配にまき込まれたるものにして其の徑路たるや眞に慨諒すべきものありて誠に氣の毒と想ふ。故に諸君は在鄕軍人たる責任を考へ一日も速かに前非を改悟して現在の逆境を機緣として日夜大に修養して勤勉なるべし失望落膽は大に解消すべし各自の責任を自覺すべし、在鄕軍人は陛下の股肱である名譽回復を目標として更生に一段の奮發努力を期すべし」と好意の激勵を加へ更に現下の國防關係の實際を引照して次ぎに備ふべき國民殊に在鄕軍人の覺悟と要點を力說して精神の緊張を促して最後に日支事變の眞最中諸君の中からは率先して軍用飛行機獻納資金に寄附を出願したる事柄を只今聞いて諸君の忠誠に深く感涙したる次第なりと結ぶ。

◎久留米少年國旗揭揚式

昭和九年八月五日、それは吾等久留米少年刑務所職員並に收容者四百人のひたすら鶴首待望した日であつた。

午前七時五分、各舍房一齊に行動を開始し北運動場に集合する。式場は新しい旗竿を右正面にして、演壇と椅子とが整然と列べられ、塵一つ留めぬまでに掃き淸められてゐる。今日は思ひなしか、擔

當看守の號令の聲一入朗らかに、收容者達の顔色も亦和やかだ。

七時三十分、戒護主任開式を宣し、所長登壇、國旗を一級者代表の拜受者に授け、拜受者は直ちに所定の位置に着き、他の二名と共にこれを旗綱に結ぶ。折から莊重な「君が代」の前奏が場の一角より起り、滿場肅然として聲なく、森嚴の氣に思はず襟を正す。勿ち起る齊唱の聲和して天へも轟くばかり、その音調に乘つて、幅二、二六米、縱一、六五米の眞新しい國旗が、黑白のダンダラに染め分けた高さ十五米の旗竿を悠揚として上る。國歌を唱へつゝ、上、一上遠ざかりゆく國旗を見送る一同の眼には、涙の露が光つてゐる。この涙こそ、眞に國民的感激の涙であり、日本魂の象徴なのだ。第二唱の終る頃、國旗は竿頭高く庭樹の梢に秀でゝ、翩翻として旭光に輝いてゐる。

國旗に對する敬禮の後、所長再び登壇國旗揭揚の趣旨を說き、非常時日本の認識を新にして、各々その分を盡すべしと激勵的訓示を與へ、更に國旗も旗竿も共に、職員一同の喜捨淨財によりて成れる旨を附言すれば、一同の感銘いよ〳〵高調に達す。次で敎誨師立つて、日淸戰役當時に於ける國旗に關する涙の物語を紹介し、國旗の如く純潔に、亦かくの如く



方正に、而してその日の丸の如く熱情的なるは、日本國民の特性なることを述べ國旗は卽ち、國民的修養の旗じるしなりと說示する處あり。

嚴肅なる式典は、一轉して和氣藹々たるラヂオ體操に移る。伴奏レコードの輕快なるメロデイーに連れて、四百の全員一齊に、氣分も輕く晴れやかに踊る、過ぐる六月以來反復練習の効見るべきものあり、各動作につき夫々の目的を理解せるもの、如く、國民保健體操の精神を遺憾なく體現しつゝありと言ふを憚らず。次でラヂオ體操の歌を合唱し、終つてレコード詩吟「滿洲篇」並に陸軍ラッパ譜「觀兵式」を靜かに傾聽し、最後に再び國旗に對し最敬禮を行ひ、戒護主任の閉式の辭に、滯りなく今日の意義ある式典を終る。この間一時間三十五分、時に八時四十分であつた。

◉週間中の集團散步

小田原少年刑務所

わが小田原少年刑務所は箱根なる風光明媚の國立公園と經濟報德の總社として知られたる二宮神社をバックとしてゐる點で、今回の集團散步は在來の型を破つて、附近の地理、歷史、修身の實地指導を主眼とし、爾かも修養衞生週間に於ける第五日目を以て左記の如く施行した。

1、時日と場所

昭和九年六月二十四日午後一時より小田原城址及二宮神社を歷訪し、四邊の風光を賞し散步終了後、二宮神社々務所に於て、草山神官より小田原城及二宮尊德を中心としたる古今の史實を聽く、所要時間は約一時間。



2、散步者と服裝

一級受刑者四名、其他指導者として敎務より二名、戒護より二名參加、計八名一行。其服裝は縞の普通衣、下駄ばき、カン〳〵帽着用、手拭、便紙をも携帶。

3、參拜と拜觀

本年は二宮尊德逝て八十年、目の當り偉人の俤を偲ぶ可く、二宮神社創建の由來、同社秘藏の寶物たる尊德着用の麻單衣羽織、木綿單衣、鶴鷺、脇差、紙入、其他肖像、遺墨、米搗臼の類を拜觀。

4、天守閣の展望

繪本太閤記に有名なる一夜城の石垣山並箱根一帶の山岳を展望し、且茫洋たる相模灘の溫容に接するを得て、指導者より小田原城興亡の繪卷を繙くが如く、實地につき說明。





海外異聞錄

◇シン・シン刑務所の囚人慰問野球風景

米國紐育州のシン・シン刑務所はギャングをはじめ大紐育を中心としたあらゆる罪の子が押し込められてゐるのだが彼等は頗る暢氣に朗かに暮してゐるといふ。勞役が終つて後夕方四時から七時まで、彼等はいろ〳〵の娯樂を許されてゐるが、男囚の同好者はインサイダース、つまり外壁の外に出られないから內辨慶といふ意味の野球のチームを作つてベースボールを樂しんでゐるが、この「內辨慶」チームは、名投手レッド・カンクリンを擁し、名三塁手兼監督ローラーが頑張つて內野を固めてゐる、カンクリンもローラーも倶に終身刑なのだからチームの古參先輩といふわけであるし、浮世をはなれた全くの暢氣者なのである、外に十年とか十五年とか、隨分長い間の勞役を課せられてゐるものもあるのだが、次第に娑婆へ退却して行く選手もあるので、これを補充するために新入りの有望を引つ張り出しては練習をやらせる。練習ばかりでは興味がないといふので、リーグ戰もやつてゐる。インサイダースといふのは、このリーグ戰で活躍する名選手の選抜軍なのである。このインサイダースは時折り、外來の消防隊や巡査の選抜軍と試合をするが、何時もインサイダースの方が勝つといふことだ。

この外に慰安を目的として彼等と試合するためにシン・シン城廓を訪れるものに紐育ヤンキーの二大リーグ倶樂部がある。この二大倶樂部は交互に一年一回シン・シンに出掛けて行つてインサイダースと試合をする。ところがインサイダース及び彼等の後援者である男女囚の最も歡迎するのはヤンキースとで あつて、「ベーブ」來るといふ報が一度城廓內に傳はると、この別天地には時ならぬセンセーションを捲き起して、一ヶ月も前からこの話で持ち切りといふ有樣だ。そして、いよいよそのベーブ・ルースが來るといふ日になると、城廓內の彼女等は勿論勝手の衣裳をつけることは場所柄許されないのだが、ラウジやコンパクトで最善の粧ひをこらして、揃ひのさつぱりとした着物をつけ、アイスクリームをなめながらスタンドに陣取るし、一方には藍縞の仕着せを着て五分刈頭髪で頑張つた男性ファンは、世間並にシガーを燻らせてゐる。彼等に許されないことは賭けと、男女の同席だけで、浮世の人が想像も出來ないのんびりと華かな野球見物の場が展開される。そして、ベーブ・ルースが球場に姿を現はすと、この連中が雪崩れを打つて球場に降りて來て、ルースを十重二十重に取り卷いてボールにサインを求める。彼等のうちにはこのサイン・ボールを世の中へ出て行く時の土産にするものもあるし、永く城廓から出られない連中はこれを親類知己友人などに贈り物として郵送する。尊大ぶらないルースは非常に同情心が深く、かうした罪を犯した人々にさへ、わけへだてなく溫かい氣持を以て接し、彼等を慰めようと大いに勉めてゐる。ルースが養育院や、孤兒院、癩兵院を屢々見舞ふことは、彼の優しい心情を語るものとして有名な話となつてゐる。

◇カポネ二世のディリンガー殺さる

稀代の殺人兒盜として昨年五月以來全米を戰慄せしめたジョン・デイリンガーは、本年三月初めクラウン・ポイント監獄を脫獄以來張廻された警察網をくゞつて銀行を襲ひ富豪を强め人もなげに横行してゐたが、遂に惡運盡きてシカゴ市バイオグラフ劇場を出るところを警官隊の彈丸を全身に浴び街上に殪れた。彼が斯く處刑されるまでには米國檢察當局の苦心慘憺たる努力があり、當日もデイリンガーは髯を生やし眼鏡をかけて扮裝し、且つ二人の女を見張りに連れて劇場へ入つたものである。しかし敏腕をもつて鳴る司法省のメルヴイン・パーヴイス氏の炯眼は之を見破り、劇場の大廣間に警官隊を召集しデイリンガーが何も氣づかずに出て來る處を警官隊が包圍し、拳銃を彼の頭と胸に擬し遂に處刑したものである。その時デイリンガーは腰と肩とに二挺のピストルを持つてゐたのであるが、警官隊に包圍され袋の中の鼠となつてはこれを放つ餘裕がなかつた。かくて米國犯罪史上を彩る兒盜も遂に倒れた。彼は當年三十三歳、昨年五月ベントンヴイル懲治監出獄以來僅か一年餘の間に警官を殺し、銀行を襲ひ投獄さるゝや、その都度破牢して全米を戰慄せしめた米國犯罪史上稀に見る兒漢である。彼はインディアナ州の僻村に生れて二十二の年强盜で十年の刑に處せられ、昨年五月やつと出獄したが、出獄するや否や田舍銀行を襲つて二萬五千ドルを奪ひ、その金で拳銃を仕入れ仲間を破獄せしめた、同年又もや銀行强盜をやつてリマの獄に繋がれたが先に破獄せしめた仲間の援助で脫獄、行きがけの駄賃に監獄の機關銃、拳銃を全部奪つて逃走した。その後一味共々中部諸州の警戒網を潜つて相變らず强盜を續け、本年一月再びアリゾナ州警察の手に捕へられてクラウン・ポイント監獄に投ぜられたが、自ら木片で刻んだ玩具の拳銃で看守を脅しつけ又もや脫獄、爾來全米警察の躍起の活動を嘲笑ひつゝ悠々各地に出沒してゐたものである。彼は決して禁酒法廢止以前に米國の暗黑街を支配したカポネの如き大組織のギャング團の首領ではなく、又酒類密造の資本家でもない。只拳銃と機關銃に武裝した一團の强盜の首領でしかなかつた。然し僅々一ヶ年間に警察關係者六名を殺し數百萬圓を强奪した凄腕は全米を恐怖の渦中に投ずるに充分であつた。

◇死因探究に新機軸

最近ドイツでは死者の眼を調べ、その眼に殘つてゐる映像でその死因を探らうといふ解剖學上のすばらしい研究がつゞけられてゐる。一例を擧げると、自動車事故で死んだ一婦人の眼を調べたところ、その眼に自動車衝突の場面が映し出されてゐたので事故後二、三分生きてゐたことが證明された。もしこの研究が完成の曉にはどんな殺人事件でも容易に解決されるであらうとのことだ。

◇囚人にも半ドン

ハンガリーの刑務所では今回囚人にも「ウイーク・エンド」としての土曜日には、從來午後八時までの勞働を午後五時までに切りあげるとの恩典を與へることゝなり、また日曜日の朝は今迄より半時間朝寢が出來るとの法令を發することゝなつたと。

選句所感

史山生君の句、養蠶地の農家の寫生である、作者は養蠶國信濃であるから、頭の中で拵へた句でなく、實景をそのまゝ寫生したものと思はれる。そして、そこにおのづから此の句の價値がある。と云ふのは、少しもたくまざる中にローカルカラーが出てゐるからである。山國の養蠶は遲い、收繭のすむのは六月の末か七月の初めであらう。七月の初めと云へば梅雨明けの激しい暑氣の時である。とつた繭は直に乾燥しなければ蛆が出たり、また蛹が蛾にかへつたりする。その用意のためには大概との家にも乾燥爐があるものだが、それだけでは手間がとれて間に合はないから、庭に出して日光乾燥をもする、斯うして庭に出された繭は、烈しい日光に繭特有のにほひを發して乾いてゆくのである。これは養蠶地でなければ見られぬ風景である。そして、その繭を乾かす庭の上には松葉牡丹が、暑い日光を吸つて紅や黃の色も濃く燃えるやうに咲いてゐる。この松葉牡丹の花の點出によつて農家の庭の暑い日ざしが思はれ、乾く繭のにほひと結び付いて、いかにも地方的な特色を見せてくれるのである。しかし、原作の表現には拙いところがあつたが、その境地に今云ふ如き他に見られぬよきものを持つてゐたので入朱した。作者は原作を想起して、表現の資とされたい。

◉

幸月君の句には、洒脫味といはうか恬淡味と云はうか、そうしたものが句の裏に感じられるところのあるのがおもしろい。ものゝあはれは秋こそまされと古人の言つてあるが如くに、日一日と秋ふかくなつて、風の涼しさがそゞろに肌に沁みて、何か人間を考へ深くさせる。心細いやうな氣が起きて來る。しかし、此の頃糸瓜は目に立つて太る。草がくれに尻だけ覗かせてゐたやうな奴が、夜の間に見違へるやうにぐんぐんと太る。そして涼しい風の中にぶら〳〵としてゐるのである。人の心を何か寂しさに誘ふこの秋風の中に太つて、ぶらりぶらりと垂れさがり

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切毎月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

天
庭に乾す繭のにほひや日照草　飯田　史山生
地
秋風に垂れて糸瓜の太りかな　靜岡　幸月
人
大川の夕陽に飛べり赤蜻蛉　高知　初風
秀
姉の分弟の分と西瓜割る　新義州　青塵
逸
いづくにか水の音して月涼し　飯田　中洲
炎天や梅干にほふ厨裏　名古屋　春汀
汽車の窓開けて涼しき青田かな　大曲　庵茶
倉河岸やいつしか暮れて蚊喰鳥　臺南　汀月
佳
日盛や窓あけてゆく遊覽車　大田　香苗
青東風やかすかに廻る風車　金州　硯石
花糸瓜日覆の棚に延びたらず　金泉　橋南
大江の水豐かなる花火かな　金泉　安泉
泳ぎ兒の顏日に燒けて歸りけり　新義州　青村
除虫菊刈りの人皆白き姿かな　旭川　石亭
客人をもてなす卓や灯取虫　大阪　錦江
漁火遠く見て納涼の船にゐる　京城　雄心
夕閣や白粉の花の白く浮く　長崎　淳男
鳴く蟬に忍びよる子の跣足かな　三重　章二
夕映の川面明りや水ますし　千葉　古山
百合折つて下山の人となりにけり　八王寺　貞二生
炊煙にまたゝく星や出水あと　群山　豐岳
大眞瓜暫し覓に打たせけり　大曲　雲峰
草の穗に蟻のぼりゐる夏出水　大曲　刀羅象
朝涼し垣根に白き蜘蛛の網　大曲　月舟
片陰や庭一面の日照草　大曲　大鵬
草いきれ晝の虫の音とだえけり　金澤　綠峰
夕蟬や向うの山と鳴き競ふ　青森　紫淵
水泳着の痕あり〳〵と日燒かな　福岡　杉峰
白靴の埃りまみれに戻りけり　福岡　顧山
歸省子の白靴穿いて戻りけり　福岡　素川
農事視察のお役人　福岡　虎溪

つてゐるさまは、悟つて俗塵を離れた仙人の如きところがある。それは徒らに長く細いその形體の間の拔けた格好と、その垂れたさまの危ふげに見えつつ任せきつてぶらりとしてゐるのが安さを思はしめるためである。寂しい秋風に悟つたさまの糸瓜の姿、たしかに見逃せぬ秋の詩であり、哲理である。此の句、秋風が非常によく利いてゐるのである。

◉

初風君の句は、すでに常套に墮ちやうとするところはあるが、やはり捨てがたい。波ほどのものも立たず悠々と流れてゆく廣い川の上に、秋の冷たく澄んだ夕陽の光が沁みついて一面に寂しい水照りを起してゐる。その川の上には數知れぬ赤蜻蛉が羽根を輝かしながら飛び交してゐる。しかもその飛び交うさまの忙しなさは、次第に薄れて行く夕日の光を惜しみ追ふものゝ如くである。大きく靜かな景の中に聲もなく動く赤蜻蛉の群、こゝに秋の夕べの寂しさが印象的に描き出されてゐる。

旱天や無駄花多き畑の瓜　福岡　楳城
濱の家日焼の顔の並びけり　福岡　素水
舟べりを打つ波音や月涼し　福岡　松南
歩めつゝ松の間に見る花火かな　福岡　紫陽
山寺の寂び深くして蟬の聲　高知　不老
朝の霧晴れゆく山や蟬時雨　飯田　中生
夕闇に浮きて揺れをり月見草　千葉　夕風
田草取る後に驚の來て降りぬ　小菅　法外
沼渡舟夕立晴れて出でにけり　一岡　覺治
朝露の葉蔭に赤きトマトかな　千葉　靜風
ふたゝびをかゝる並木や蟬時雨　飯田　五風
木の蔭に卓をうつしてビールかな　高知　双輪
白靴につけて下りぬ火山灰（阿蘇にて）　福岡　琴松
一莖も揺がぬ草の暑さかな　新潟　晩霞
戸を開けて川越しにきく盆太鼓　旭川　痩松
空焼けて啼く蜩や寺の山　大曲　船風
沛然と湖上を渡る白雨かな　大曲　呑洋
門川の音にタべの涼みかな　宮崎　吹濱
汲むたびにきしむ釣瓶や旱井戸　浦上　子路
一筋の道を挟みて青田かな　飯塚　雨村
山荘や百日紅の花の寂び　高雄　三川

叙任及辞令

四級　司法書記官　岡　五朗
（八月一日）

刑務作業ニ關スル事務ヲ囑託ス　作業技師　三宅定男（小菅）
同　解囑　同　工東寅信（神戸）
（八月三日）
司法　屬（行刑局）　看守長　横山和義（巢鴨）
巢鴨　同　原長榮（浦和支）
小田原少年　同　清屑三（巢鴨）
免本職　支所長　數一（汐見町支）
巢鴨　看守長
汐見町支所長　看守長　鶴羽菊藏（盛岡少年）
看守長（盛岡少年）　看守　久保國作（宇都宮）
浦和支　看守長　宮内精介（小田原少）
（八月十一日）
典獄（名古屋）　六等七級　所長　關毅（沖繩）
典獄補　七等九級　同　高野瀬利衛（函館）
典獄補　七等九級　司法屬　瀧澤勝司（行刑局）
願免　典獄　前田政之輔（巢鴨）
（八月十日）
勳六等　司法書記官　岡　五朗
勳四等　典獄　長山又四郎
（八月四日）
正八位　看守長　大島市三郎（神戸）
（八月一日）
願免　典獄　上田清三良（金澤）
（八月十七日）
正六位　保健技師　向井淺三郎（神戸）
從六位　同　三上顯（前橋）
同　杉下學人（京都）

（五月二十五日）
大邱　保健技師　佐藤壽雄（平壤）
平壤　同　大島芳生（大邱）
（六月十三日）
願免　同　安東進（光州）
同　富久尾湊（公州）
光州十級　保健技師　伏見勇（海州）
公州十級　同　宋炳哲（普州支）

（六月三十日）

二級　行刑課長　大原龍三（法務局）
四級　同　典獄　森　德次郎（大邱）
五級　同　典獄　戸次有德（海州）
六級　同　典獄　小丸源左ェ門（咸興）
七級　同　同　森田敬一（清津）
同　同　栗本貞一郎（開城）
五級　同　典獄補　渡邊豐（西大門）
同　同　保健技師　八柳利三（京城）
同　同　片山恭一郎（釜山）
六級　同　教誨師　古賀靜開（大田）
同　同　杉山顯正（平壤）
六級　看守長兼通譯生　李漢升（金泉）
七十圓　看守長　青木茂（咸興）
同　看守長兼通譯生　高昌鳳（光州）
同　看守長兼屬　横田伍一（兼本府）
七級　看守長　井上源治（群山支）
同　看守長　諸岡龜吉（平壤）
同　同　高浪周七（京城）
同　通譯生兼看守長　孔聖春（公州）
同　看守長　速水宗一（釜山）
同　同　山本乙男（金泉）
同　同　桑野新六（大田）
六十圓　看守長　大石泉（元山）
同　同　眞田常雄（木浦）
八級　看守長　田中竹市（新義州）
同　同　前間英六（開城）
同　通譯生兼看守長　文致然（西大門）
同　看守長　安炳訥（木浦）
同　看守長　奥庚子生（釜山）
九級　看守長　平賀一郎（木浦）
十級　同　森鼎（大田）

點滴

◉刑務所の電化

発端ジョン・デリンガーが七月二十二日夜シカゴのバイオグラフ劇場前に於て警官隊の一齊射撃に斃れたことは、別項に出てゐるがさうした事件に懲りてか、カリフオルニア州ロサンゼルスの一刑務所では新式の電氣交信警備裝置を設けるに至つたことが、最近の一新聞によつて報道せられてゐる。

この刑務所は下數階が裁判所になつてゐるビルの上層五階を占めてゐるものであるが、所員はこの裝置により色電燈、唸音電話等を利用して大いに監視の職務を助けられ、又非常の際には自動車的に居房の扉が閉められ、昇降機は適時直ちに停止されるやうになつてゐる。而してこれらの裝置の統轄のために中央調節部かあり、こゝから刑務所内何處にゐる所員とも唸音で注意を惹き電話で交信出來、夜間は唸音の代りに赤、青の色電燈を使用するが、非常の際は調節部が赤電燈を廊下の各所に點燈して巡回中の所員に必要の指令を與へることが出來るといふのである。

◉司法省新規要求

司法省では卅一日年前左の如き新規要求費額を決定、この外治安維持法改正に伴ふ所要經費は決定次第追加豫算として要求するが、司法警察特設に關する問題は小原法相が考慮中であり多分それも追加豫算として要求することになる模樣である。（單位千圓）

▽經常費

一、豫審判事及書記各卅四名增員費　二二〇
一、思想係檢事卅四名及び同書記六四名增員費　二八四
一、埼玉、千葉兩縣に少年法を施行する經費　三〇〇
一、登記所五十箇所增設費　一二六
一、裁判所及び檢事局の監督書記中三十名を高等官に昇格する所要經費　三二
一、收容者增加に因る看守長七名看守、同待遇官七四名增員費　八三
一、思想犯人敎化費　三七〇
一、司法制度改善調査費　五〇
一、登記事務輻輳に因る職員增員費　七五〇

計　二、七三七

▽臨時部

一、福岡少年審判所並びに矯正院新設費　一一〇
一、神戸刑務所移築費（五ヶ年繼續初年度割）　三三〇
一、函館汐見町刑務支所新營費　一三四

計　五七四

刑政第47巻第9号
矯正図書館

東京帝國大學
教授法學博士 小野清一郎先生著（全訂改版）

全訂刑事訴訟法講義

菊判總布裝上製
全一冊
金四圓
送料（内地二十二錢 滿鮮六十二錢）

小野先生の刑事訴訟法講義が斯學の最高權威を有してゐることは、益々廣く且つ深きに從ひ、舊版を以て最早忍ぶべからざるものとして絶版に付せられてゐたが、今回其の全部に亙る改訂を經て「全訂第三版」を公刊されるに至つた。此の新版に於て新刑事訴訟法施行後最近に至るまで判例學說の參照されたるは勿論、近時に於ける訴訟法學殊にドイツ訴訟法學の發展を充分に採り入れ、益々その理論的及實際的完成を示すに至つた。しかも、我小野先生獨自の法理的立場を飽くまでも實踐そのものを指導せんとする根本態度とは毫も變らないのみならず益々その冴えを見せてゐるの進歩に後れざらんとする實際家も亦見のがすべからざる名著である。

本書は刑法、刑事訴訟法及び行刑法のあらゆる部門に亙る現時の重要なる立法問題につき、著者の統一的な理論的立場より徹底的研究を試みたものである。刑の執行猶豫と宣告猶豫の外、未決勾留に關する諸問題、刑事司法共助に關する國際的立法に付て、盜犯等の防止及び處分に關する法律、行刑法改正の基本問題、不當勾禁の問題、最近の少年犯罪現象、二十五歳禁酒法合理性、斷種 Sterilization に關する一考察の八編を收む。

刑の執行猶豫と有罪判決の宣告猶豫及び其の他

菊判上製全一冊 金貳圓五十錢 送料內地十四錢

東京 神保町田町 有斐閣 振替七三〇番

法學志林

第三十六卷 第八號
昭和九年八月一日發行

法律における信義の要請と保護……牧野英一
□聖トマスの Potestas procurandi et dispensandi
行刑を基點として考察したる不定期刑……正木亮
人事判例研究……中川善之助
□相續回復請求權の二十年は時效なりや
□罪刑法定主義の進化（大塚鄉二）
□新刊紹介
判例 民事二十六件 刑事三十一件 行政二件
歐文 法律現象における分解と合成（佛文）（牧野英一）

東京 法政大學發行

法學論叢

京都帝國大學法學會
昭和九年九月 九月號
第三十一卷 第三號

末廣博士還曆祝賀記念號

前京都帝國大學教授法學博士末廣重雄君肖像
我國の家族制度の特徴……中島玉吉
中立領域と交戰國軍用航空機……田岡良一
ローマ法、ゲルマン法及び社會法……武藤文雄
サー・ヘンリー・メインの現代に於ける意義……青山道夫
國際刑務會議及び國際刑法會議の議題……大塚鄉二
新刊批評及思潮概觀
獨逸の軍備平等權要求問題の考察……尾上正男
——ヴエルサイユ平和條約の一研究として——
一般國家論の諸性格……黒田覺
封建時代と其裁判所……西本穎
——特に伯領裁判所の運命——
以酊庵輪番考……小早川欣吾
裁量處分……渡邊宗太郎
樞密院の改造廢止に就いて……臘谷俊嶺
國際裁判所と國際私法問題……齋藤武生
日・英憲法成立史の重點の比較……牧健二

臨時倍大號 特價八拾錢
發行所 京都帝國大學法學會
發賣所 東京 有斐閣

法學新報

中央大學法學部門機關

第四十四卷第九號　昭和九年九月

抵當權の讓渡と債權讓渡の承諾……講師 吾妻光俊
貞操侵害の損害賠償……講師 宗宮信次
刑事法雜題……講師 平井彦三郎
身體の搜索と檢查……教授 花井忠
商法改正要綱は根本的の改造を要す……教授 高窪喜八郎
獨逸法律類語異同辨（八）……講師 三潴信三
各國の海難審判制度……教授 森清
刑事判例研究（二九）……講師 草野豹一郎
刑法第二百五十七條第一項の法意
民事訴訟法研究錄（一）……講師 前野順一
外國判例研究（三）……講師 岩田新
批評及紹介
田中鈴木兩氏の「中華民國手形法」（升本重夫）——
穗積重遠博士著「有閑法學」を讀む（吉田久）——
牧教授の「日本法制史概論」を見る（瀧川政次郎）
近着外國雜誌法律論題要目

犯罪學雜誌

第八卷　第五號（昭和九年九月一日發行）
定價　一部六拾錢　一ヶ年（六冊）參圓三拾錢

□論　說
○朝鮮特有の犯罪　本夫殺害犯の婦人科學的考察〔七〕……工學博士 工藤武城
○墳墓の鳥瞰と受刑者の精神に及ぼす影響に就て……前長崎刑務所長 白井勇松

□血液型
人血液型の遺傳に關し余が行へる我南洋群島マーシヤル諸島土民（ミクロネシア人）の家系的調査成績……醫學博士 井戸守一
○血液型の判定を謬まる現象に就て一、汎血球凝集反應による誤認……金澤醫大教授 古畑種基

□犯罪研究
○隨想……醫學博士 高田義一郎
○犯罪ノートの中より（六）……安東禾村
○犯罪搜査實話　十四・毒饅頭事件檢擧顚末……元刑事部長 永山長三郎

□法醫鑑定
○拘禁性反應に就て……醫學博士 久保忠夫
○火傷死體の鑑定二例……百崎欽一

□法醫學講座
○妊娠期間及び受胎に就て……金澤醫大教授 古畑種基

□史　料
○檢視史資料類纂〔十三〕……醫學博士 法學博士 山崎佐

□雜　報
△各大學法醫學教室便り　その他

金澤醫科大學法醫學教室內
發行所　犯罪學雜誌發行所
〔振替口座金澤八三二八番〕

法學協會雜誌

第五十二卷　第九號　東京帝大　法學協會發行
九月一日發行

論　說
刑法の時に關する效力と刑法改正草案……法學士 草野豹一郎
法律行爲に關して佛國判例に及ぼせる社會思想の影響（佛文及び譯文）……巴里法科大學 教授 ド・ラ・モランヂユール

資　料
海員保護に關する統一法運動……東京帝國大學助教授 石井照久
「法學提要希臘語義解」第二卷邦譯……東京帝國大學助教授 原田慶吉

紹　介
久禮田益喜著、新客觀主義の刑法理論（小野清一郎）——
入江眞太郎著、全訂信託法原論（末延三次）——齋藤常三郎著、破產法及和議法研究（第九卷）（菊井維大）

判例研究
民事訴訟法判例批評（一四五）……法學博士 加藤正治
民事法判例研究錄（昭和七年度・一七）（昭和八年度・四）

雜　報
東京帝國大學法學部學位授與

法曹會雜誌

第十二卷　第九號　司法省構內
昭和九年九月一日發行
定價　金五十錢　振替口座　東京一五六七〇番

○英法に於ける金錢債權に對する强制執行に就て（一）……横濱地方裁判所 判事 鈴木忠五
○債權契約と意思の表示（二）……京城帝國大學 教授 安田幹太
○航空機に因る地上損害賠償責任法制の比較（一）……横濱地方裁判所 判事 佐瀨昌三
○獨逸司法統計表……司法省調査課
○戸籍關係法令考（二十二）……東京控訴院 書記長 前田牧郎
○法曹會決議　○司法省訓令通牒回答　○判例要旨　○戸籍事務協議會決議　○新法令　○雜報

矯正図書館

帝國辯護士會誌

正義

昭和九年九月號　定價金五拾錢

◎決議及報告
華府條約廢止通告に關する聲明
同　理由書
東北六縣辯護士大會出席報告
◎新法相に對する希望
新法相に對する希望
新法相に對する希望
小原新法相に望む
功利主義と權力至上主義を防止せよ
司法大臣に質す
小原司法大臣に呈するの書
綱紀肅正に關し特に小原法相に望む
出來ない相談
準備手續に就て
小原法相を迎へて
外數氏
◎論說
人權問題は忘れられたのか
(1)(2)(3)商法改正要綱は根本的の改造を要す(三)
商法改正に對する批判(七)
◎時評
時事小言——社會短評
◎資料
法曹瑣談(四十六)
◎判例要旨
民事三二件——刑事三四件——行政一五件
◎文苑
白馬嶽に上るの記
俳歌
句
◎會報
辯護士會——常議員談會兼送迎會記事會

理事　鵜澤總明　久保田宙造　鹽谷恒太郎　堀江專一郎　有馬忠三郎　松本重敏　田多井四郎治　龜山貞佐　山崎清作　豐原傳兵衛　後藤德　山崎佐　鵜澤總明　高窪喜八郎　大島正義　豐原龍太郎　青柳善一　波多井四郎治　河野磐城

東京市麹町區西日比谷町一番地
帝國辯護士會發行
振替口座東京七二三九〇番　電話銀座(四三)八〇番(二二)五五番

編輯餘錄

□ 此の度司法制度改良に關する各員の意見が徵されるといふことである。編輯子は過去十年未だ一度も遭遇しない試みであるだけに之にかける期待も亦大きい。

□ 制度改良に關する意見といふものはひとり司法制度のそれに限らず何れもとかく泰西制度のそれがそのまゝ飜譯されて提出され易い。又改良意見はとかく先輩に獨占されて新進のかけひきなき意見の蔽はれる場合があり易いものである。若も今次の徵意見がかかる程度のものであるならばそれこそ泰山鳴動して鼠一匹の笑をうけぬとも限らぬ。

□ 司法制度の改良に關して特にいましめねばならぬことは突飛な一國の新制度にこだわらぬ事である。とかく改良としいへば突飛なこと新新なことがもてはやされるのでこの場合恐らくナチスの法律制度が相當持ち出されるのではあるまいか。

□ 現にナチスの刑法案がいかにも新らしい有力なものでもあるかやうにもてはやされて居る今日司法制度改良意見を取捨選擇する人は最も冷靜に最も公平に判斷されねばならぬと思ふ。

□ 編輯子は前號以來法學士小川太郎氏の「情願にあらはれたる收容者の情苦」を掲載してゐるが新進の氏が如何に行刑の實際を細かに觀察しようかと努力して居られるその眞劍さを買はねばならぬ。

□ 氏は一方に於て深く囚人の法律上の地位といふ學理を討究しつつ之を實際にあてはめて今日のわれわれの學問的發表の正否を批判しつつけつつあられるのである。最近に於ける中味たつぷりの行刑論として讀者諸君に推薦する。

昭和九年八月二十一日夜
——あき羅——

定價　一冊(稅共)　金二十五錢
六冊(稅共)　金一圓五十錢
十二冊(稅共)　金三圓

廣告料　一等一頁　金五十圓
二等一頁　金四十圓
普通一頁　金三十圓

注文規定
●●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし
口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和九年九月五日印刷納本
昭和九年九月七日發行

編輯兼發行人　東京市麹町區西日比谷町一番地　伊藤忠次郎
印刷人　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　竹田益平
印刷所　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　刑務協會印刷部
發行所　東京市麹町區西日比谷町一番地　刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京二五〇五九番

刑政第47巻第9号

矯正図書館

47e Année N° 9 Septembre 1934

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

G. Iwamatsu

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Aoki, S.— De l'organisation du travail pénitentiaire.

Mouvement des idées à l'étranger :

Nathaniel Cantor, Prison reform in Germany — 1933.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice